

# 福岡歯科大学の現状と課題'21

福岡歯科大学 自己点検・評価委員会

2022年12月

## 目 次

はじめに	1
1. 理念・目的	3-6
2. 内部質保証	7-18
3. 教育研究組織	19-23
4. 教育課程・学習成果	24-44
5. 学生の受け入れ	45-54
6. 教員・教員組織	55-62
7. 学生支援	63-72
8. 教育研究等環境	73-89
9. 社会連携・社会貢献	90-98
10. 大学運営・財務	
(1) 大学運営	99-109
(2) 財務	110-116

## はじめに

福岡歯科大学は、建学の精神として「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定め、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」とする口腔医学の理念をもとに、口腔医学のスペシャリストとしての歯科医師を養成すべく、教育内容・方法の改善、充実に取り組んでいる。

また、2017年には「福岡学園第三次中期構想」を策定し、その基本方針である「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」に基づき、本学における2017年度から2022年度までの達成目標を明示し、現在、その実現に向け教職員一丸となって取り組んでいるところである。

この「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げており、その目標を達成すべく、「組織運営に係る内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施する。」こととしている。

本学の自己点検・評価の取り組みは、1991年に自己点検・評価の学内組織を設け、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題」を2年毎に発行し、学内外に公表することで説明責任を果たしてきた。さらに、2009年からは改善・改革を継続、推進するため、「福岡歯科大学の現状と課題」の中で改善すべき事項等として挙げた項目に対する改善実績や取り組み状況等を同冊子が刊行された翌年に「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」としてまとめ、ホームページ等で公開しており、自己点検・評価の強化充実を推進する2年周期のPDCAサイクル(PDCAサイクル②)を機能させている。また、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための1年周期のPDCAサイクル(PDCAサイクル①)も機能させており、この本学独自のシステムである2つのPDCAサイクルを回すことで内部質保証を実質化している。

また、2020年に大学基準協会の機関別認証評価を受け、大学評価基準に適合していると認定された。その評価結果における長所として「学生にきめ細かい助言指導を行う助言教員制度や大学が選考した学生がS A（スチューデント・アシスタント）として同級生又は下級生の指導を行うS A制度を導入して、教職協働で学生支援を行う仕組みを適切に整備している。S A制度は、繰り返し活用する学生も多く、実際に制度を利用した学生のC B Tの成績が向上するなど、成績不振の学生に対する修学支援として機能している。また、S Aとしての活動だけでなく、教職員とともに年2回の意見交換会を通じて制度のあり方を検討する機会を設けていることで、S A自身の成長にも繋がっており、評価できる。」との高い評価を得ている。

なお、基準2における改善課題として提言された「日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員によって組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内

部質保証の責任主体である「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないため、改善が求められる。」については、令和3年11月に「自己点検・評価委員会規則」及び「部長会規則」を改正し、所掌業務及び関係性を明確にした。

また、基準4における改善課題として提言された「歯学研究科博士課程においては、各授業科目の成績評価及び学位論文審査によって、学習成果を測定しているとするが、各科目の成績評価の基準や学位論文審査基準と、学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であるため、多角的かつ適切に測定するよう改善が求められる。」及び是正勧告として提言された「歯学研究科博士課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。」については、大学院の手引き(令和4年度)及びオリエンテーションにおいて説明し、学位授与方針とコースワークとリサーチワークにおける学習成果の関係性及びスケジュールを周知した。

2020年度の機関別認証評価における点検・評価結果を受け、2021年度以降に行った対応・改善等も含め、「本学の現状と課題」を点検・評価した結果を報告書として取りまとめました。

今回取りまとめた「現状と課題」を踏まえ、本学の内部質保証の方針に基づきPDCAサイクルを適切に機能させることで、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため内部質保証がより推進されることを確信している。

2022年12月

福岡歯科大学 学長 高橋 裕

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

福岡歯科大学(以下、「本学」という。)の理念は、「建学の精神」として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている(資料1-1)。

本学は、口腔歯学部のみ単科大学で、学部の目的は大学の目的と共通である。

「福岡歯科大学学則」(以下、「学則」という。)には、第1条目的使命として、「福岡歯科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定めている。

歯学研究科は、「学則」第45条の2に「本学に福岡歯科大学大学院(以下「大学院」という。)を置く。」と定められ、大学院の目的は、「福岡歯科大学大学院学則」(以下、「大学院学則」という。)第1条に「本大学院は、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。歯学研究科の目的は、建学の精神及び口腔歯学部の目的を踏まえたうえでの大学院における目的であり連関している(資料1-2)。

口腔歯学部及び歯学研究科の理念目的は、学校教育法等の法令に照らして定められており、また、本学の特徴を捉えた「歯科医師の育成」や「歯学に関する学術」等の文言で表現されていることから、高等教育機関としてふさわしく、かつ本学の個性や特徴が適切に示されている。

#### 【点検評価項目】

- ②大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

口腔歯学部及び歯学研究科の理念目的は、「学則」及び「大学院学則」にそれぞれ定められている。

建学の理念は、福岡歯科大学ホームページ「大学紹介」「建学の精神・3つのポリシー」に掲載され、教職員、学生及び社会に対して公表している。また、学生便覧に掲載している(資料1-3、資料1-4)。

人材育成その他の教育研究上の目的である、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、学部及び大学院についてそれぞれ定めており、ホームページで公表している。また、募集要項及び学生便覧にも掲載し、教職員及び学生へ周知している。加えて、建学の精神は、福岡歯科大学本館玄関及び1階学生ホールに掲示している(資料1-5)。

また、大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表については、ホームページにおいて、各々「大学紹介」「大学院紹介」のページを設けるなど、情報の得やすさや理解のしやすさに配慮した構成としており、適切に明示及び公表している(資料1-6)。

#### 【点検評価項目】

- ③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定  
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では2017年4月から2023年3月までの6年間における口腔医学の理念の下、建学の精神達成に向けた教育、研究、学生の支援等に関する目標等として「第三次中期構想」を策定している。なお、第三次中期構想は正式には「学校法人福岡学園第三次中期構想」であるが、本学を始め、併設の福岡看護大学及び福岡医療短期大学並びに介護老人保健施設に関する記載内容については、各学長もしくは施設長のリーダーシップのもとで各々が取り纏めたものを集約したものであることから、福岡歯科大学としての中・長期計画であることは論を俟たない(資料1-7)。

第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、学部、研究科の計画が定められている。口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

第三次中期構想には、財務・施設に関する目標とともに、資金収支計画(2017年度～2022年度)も添付されており、本学の理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な内容となっており、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定している。

なお、記述されている内容は以下のとおり。

1. 教育に関する目標
  - (1) 社会のニーズに応える医療人の育成
  - (2) 口腔医学の確立・育成
  - (3) 口腔歯学部教育
  - (4) 大学院教育
  - (7) 教育の質の向上
  - (8) 国家試験
2. 研究に関する目標
  - (1) 研究の質の向上
  - (2) 研究ブランドの確立
3. 学生の支援等に関する目標
  - (1) 修学等の支援
  - (2) 学生の受け入れ
4. 社会との連携・貢献に関する目標
  - (5) 社会連携
  - (6) 国際連携
5. 組織運営に関する目標
  - (1) 教育・研究組織等の活性化
  - (2) 人事制度の充実と人材確保
  - (3) 評価システムの充実
  - (4) 情報公開の充実
  - (5) 危機管理体制の強化
6. 財務・施設に関する目標
  - (1) 財政基盤の強化
  - (2) キャンパス整備計画の策定

また、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえて、2023年度からの「第四次中期構想」の策定に取り掛かっている。

## (2) 長所・特色

本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている(資料 1-7)。口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全

体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

### (3) 問題点

特になし

### (4) 全体のまとめ

本学の理念は、「建学の精神」として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定めており、ホームページ、刊行物等で、学生、教職員に公表している(資料 1-3、資料 1-4)。

人材育成その他の教育研究上の目的である、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、学部及び大学院についてそれぞれ定めており、ホームページで公表している(資料 1-5)。

また、本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的の下、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている(資料 1-7)。

口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

なお、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえて、2023年度からの「第四次中期構想」の策定に取り掛かっている。

資料 1-1 福岡歯科大学学則

資料 1-2 福岡歯科大学大学院学則

資料 1-3 福岡歯科大学ホームページ(大学紹介)

資料 1-4 令和3年度学生便覧

資料 1-5 令和4年度学生募集要項

資料 1-6 福岡歯科大学ホームページ(大学院紹介)

資料 1-7 福岡学園第三次中期構想

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

##### ①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、「学則」第1条の2において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「本学は、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。」と、明記している（資料1-1）。

「第三次中期構想（2017年～2022年）」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として「組織運営に係る内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施する」と明記している（資料1-7）。

本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定めている（資料2-1）。

#### 『福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続』

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、学則第1条の2を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針、体制及び手続について定める。

#### 【内部質保証の方針】

教育研究水準の向上を図り、福岡歯科大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研究活動等の状況について自ら自己点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。

#### 【内部質保証の体制及び手続】

1. 自己点検・評価委員会は、学長が委員長を務め、教職員により組織する。

なお、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

2. 自己点検・評価委員会は、次の全学的事項について内部質保証の観点から審議する。
  - (1) 自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
  - (2) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表
  - (3) 中期構想に沿った事業計画の策定及び報告
  - (4) その他、大学の部署が行う評価活動
3. 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ、公表する。
4. 学長は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

この「福岡歯科大学の内部質保証の方針、体制及び手続」は、2019年9月の自己点検・評価委員会で原案を策定し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議体である「常任役員会」及び理事長、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、2019年10月15日開催の第540回理事会で承認されたものであり、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、学内広報誌及びホームページへの掲載、法人役員、学長及び講師以上の教員、管理職職員が一堂に会して情報共有や意見交換を行う朝食会での印刷物の配付等を通して広く周知を図っている(資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6、資料2-7、資料2-8、資料2-9、資料2-10、資料2-11)。

「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」では、まず内部質保証の方針を述べ、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として「教育研究水準の向上を図り、福岡歯科大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。」としている(資料2-1)。

次に、内部質保証の体制と手続について記述している。

本学は、口腔歯学部及び歯学研究科で構成される単科大学であることから、内部質保証に係る点検評価活動については、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価を実施する組織として位置づけられている。自己点検・評価委員会は部長会と連携して、以下の全学的事項について内部質保証の観点から審議することとなっている。

- ・ 自己点検・評価・内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
- ・ 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表 (資料2-12、資料2-13)

- ・中期構想に沿った年度ごとの「事業計画」の策定及び「事業報告書」の作成（資料 2-14、資料 2-15）
- ・その他、大学の部署が行う評価活動

また、自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ、公表すること、自己点検・評価委員会の自己点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとし、PDCA サイクルを実質化させることとしている（資料 2-16）。

なお、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」を定めている（資料 2-17）。

趣旨は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することであり、学修成果の評価は、「福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則」が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映される、としている。

学修成果の評価対象は、口腔歯学部及び歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行うこととしている。

実施体制は、教育支援・教学 IR 室及び担当事務課が作成した資料に基づき部長会（学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織）、入試委員会、学務委員会、FD 委員会及び研究科運営委員会の審議を踏まえ学長が行うこととしている。なお、学修成果の評価の項目及び指標の例示は、以下のとおりである。

#### 『福岡歯科大学の学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）』

##### ○趣旨

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映するため学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定める。

学修成果の評価は、福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映される。

##### ○学修成果の評価対象

学修成果の評価の対象は、口腔歯学部及び大学院歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行う。

##### ○実施体制

学修成果の評価は、教育支援・教学 IR 室及び担当事務課が作成した資料に基づき部長会、入試委員会、学務委員会、FD 委員会及び研究科運営委員会の審議を踏まえ学長が行う。

##### ○学修成果の評価の項目及び指標の例示は、表 1 のとおり。

表 1 : 学修成果の評価の項目及び指標の例示

事 項	アドミッション・ポリシーを満たす人材を受け入れたかの検証	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証
教育活動全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学者選抜</li> <li>志願状況</li> <li>入試成績</li> <li>定員充足率</li> <li>選抜方法の妥当性</li> <li>追跡調査</li> <li>○学生生活実態調査</li> <li>○総合学力テスト成績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出席率、留年率、休学率、退学率</li> <li>○学生生活実態調査</li> <li>○学生懇話会</li> <li>○ステークホルダー意見聴取</li> <li>○課外活動状況</li> <li>○FD の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学修成果の達成状況</li> <li>○学位取得状況</li> <li>○卒業時アンケート</li> <li>○卒業後アンケート</li> <li>○国家試験の結果</li> </ul>
教育プログラム		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学修成果の達成度</li> <li>単位取得状況</li> <li>GPA</li> <li>総合試験成績</li> <li>共用試験成績</li> <li>PROG 成績</li> <li>○授業評価</li> <li>○コンピテンス・コンピテンシーの分析</li> <li>○コア・カリキュラムの実施状況</li> </ul>	
授業科目		<ul style="list-style-type: none"> <li>○シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価</li> <li>○GPA</li> <li>○授業評価</li> </ul>	
検証組織	教授会・研究科委員会 部長会 入試委員会 研究科運営委員会	教授会・研究科委員会 部長会 学務委員会 FD 委員会 研究科運営委員会	教授会・研究科委員会 部長会 学務委員会 研究科運営委員会

教育研究活動等の点検評価活動は、各種委員会等の審議を通じて行っている。委員会の審議内容は次のとおりである。

- ・学務委員会（「学務委員会規則」第2条）（資料2-18）
  - (1)教務に関すること。
  - (2)学生の厚生補導に関すること。
  - (3)その他教育に関する必要な事項
- ・FD委員会（「FD委員会規則」第1条）（資料2-19）
  - 「学則」第10条の2の規定に基づき、授業内容の改善等について調査研究する
- ・研究科運営委員会（「大学院研究科専門委員会細則」第4条）（資料2-20）
  - (1)授業及び研究指導に関すること。
  - (2)博士の学位に関すること。
  - (3)学生に関すること。
  - (4)その他学務に関すること。
- ・研究科企画委員会（「大学院研究科専門委員会細則」第5条）
  - (1)専攻の改廃、新設等に関すること。
  - (2)その他大学院の活性化のための方策に関すること。

各委員会は、大学の各課題解決の審議において、第三次中期構想の達成に関する毎年度の事業報告や大学基準協会の評価項目に照らして審議を行っており、本学におけるPDCAサイクルの具体的な取り組みとして位置づけられる。

これらのことから、内部質保証のための全学的方針及び手続とPDCAサイクルの運用プロセスは、適切に設定され明示されている。

#### 【点検評価項目】

##### ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

全学内部質保証の推進に責任を負う組織として、「自己点検・評価委員会」を組織し、この目的を「福岡歯科大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する」と「自己点検・評価委員会規則」第1条で定めている（資料2-16）。

また、同規則第2条で、委員会の構成は、学長（委員長）、学生部長、情報図書館長、各部門長、教育支援・教学IR室教員、事務局長、総務課長、学務課長等としており、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができることとなっている。

これらのことから、全学内部質保証推進組織・学内体制は適切に整備されている。

#### 【点検評価項目】

##### ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2 : 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点 3 : 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点 4 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 5 : 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点 6 : 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 7 : 点検・評価における客観性、妥当性の確保

口腔歯学部は、従来から教育目標の下に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーと合わせて3つのポリシーを運用してきたが、2016年度にこれら3つのポリシーの改定を行った（資料1-3）。

「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」制定前の取り組みであるが、改定に当たっては、アウトカム基盤型教育を推進し、卒業時において必要な資質を教育課程で確実に身につけることを目的として、ディプロマ・ポリシーを再検討し、これとアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの間での整合を図ったものである。

歯学研究科は、歯学を履修する4年制博士課程であり、授与する学位は博士（歯学）である。歯学研究科については、2016年12月に研究科運営委員会において、3ポリシーの見直しが提案され、検討を行った。その際、「中期構想に掲げる研究方針を具体化するとともに、大学院学生募集・学位研究の多様性などの大学院活性化に資する」との方針により検討を行い、2017年度にポリシーの全面的改定を行った（資料1-6）。

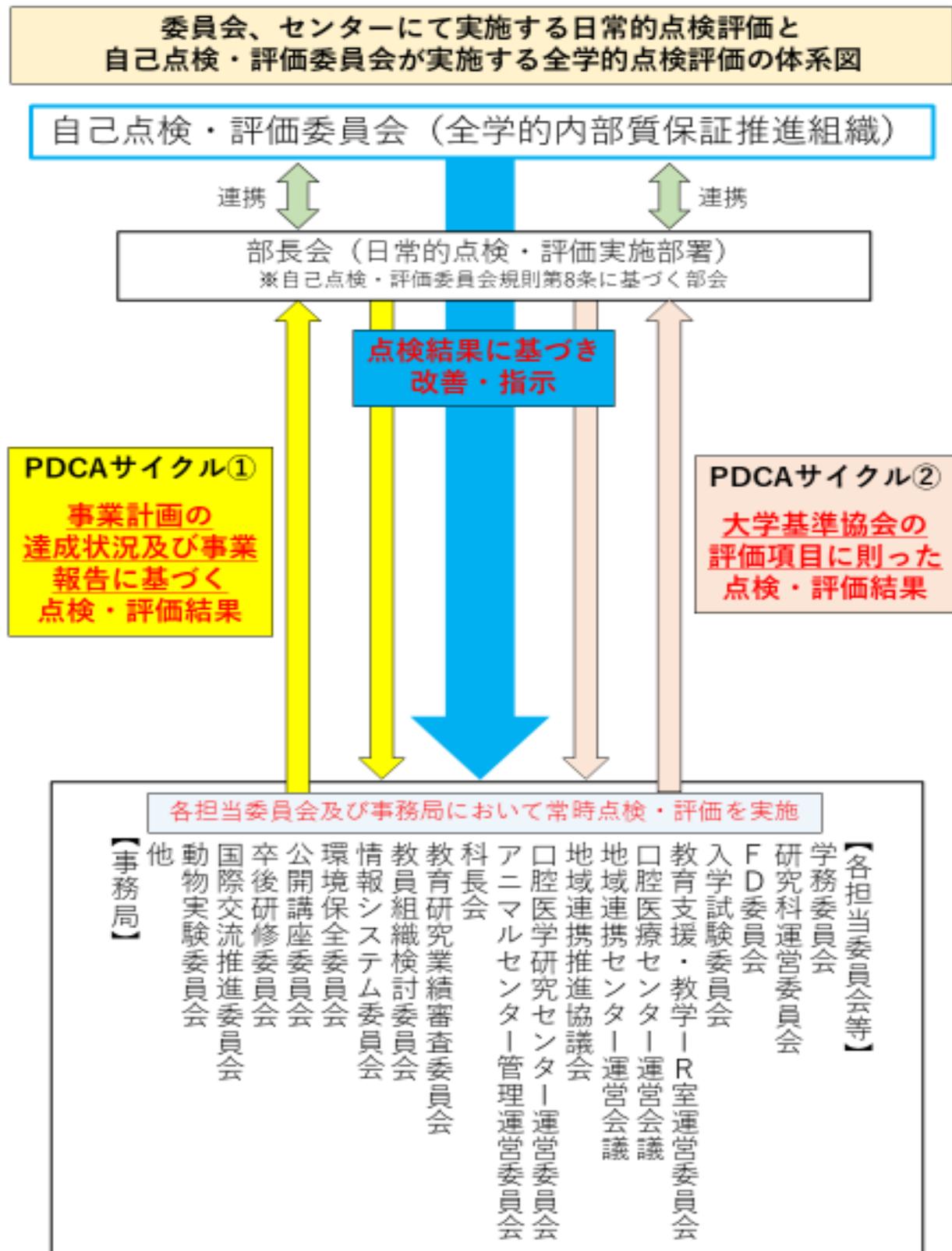
全学的内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である自己点検・評価委員会においては、自己点検・評価の結果について、「自己点検・評価委員会規則」第7条において、「大学長は、委員会の点検及び評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、担当委員会、担当事務課等に改善を促し、その報告を求めるものとする。」と規定しており、PDCAを機能させることとしている（資料2-16）。

本学の全学的内部質保証の最終的な責任主体は「自己点検・評価委員会」であり、日常的な自己点検・評価については、「部長会」が担っている。部長会は、学長、病院長、情報図書館長、学生部長、部門長、学生部次長、事務局長等の役職教職員等で構成し、全員が自己点検・評価委員会の委員も兼ねていることから、教学マネジメントを中心とする日常的な自己点検・評価を行っている。部長会で行った日常的な自己点検・評価結果は全学的内部質保証推進組織の自己点検・評価委員会と連携して各担当委員会及び事務局へフィードバックし、方針及び手続に従った内部質保証活動を実施している。

具体的には、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル①を機能させている（資料2-14、資料2-15）。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に準拠し、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCAサイクル②を機能させている（資料2-12、資料2-13）。この2つのPDCAサイクルを回すことで内部質保証を実質化しているところが本学独自のシステムである。

以下に、その概要図を示す。

表 2-1:福岡歯科大学の計画・点検評価及び改善の仕組み概念図



なお、本学は単科大学であり、学部・研究科の点検・評価については、大学全体の評価と同一である。

自己点検・評価の客観性及び妥当性の確保に関する取り組みとしては、2020年に大学基準協会による第3期認証評価を受審し、同認証評価機関から基準適合の認定を受けた（資料2-21）。

2020年の大学基準協会による評価において、「基準2 内部質保証」における改善課題、「基準4 教育課程・学修成果」における改善課題及び是正勧告を受けた項目については、点検評価項目⑤に記載の通り、自己点検・評価委員会にて検討し対応した。

自己点検・評価における客観性、妥当性の確保については、本学は自己点検・評価に係る第三者の意見を得るため、福岡県歯科医師会に歯学教育に関する第三者的な意見を聴取している。口腔歯学部及び歯学研究科における教育課程の編成等について、現職の歯科医師の立場からの意見を聴取し、改善に役立てるため、大学側から出向き、歯科医師会幹部との意見交換を行っている。意見交換では、本学の教育改革の実現のための具体的な取り組み内容などについて意見交換を行なっている。令和3年度はコロナ禍であったため例年行っていた面談形式の意見交換ではなく書面でのアンケート形式によって意見聴取を行った。（資料2-22）。令和4年度はZoomを使って意見聴取を行った。

これらのことから、内部質保証システムは方針及び手続に基づき有効に機能していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表  
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性  
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、本学及び本学園のホームページにおいて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。ホームページ内の公表（資料2-10）

- ・教員の教育研究活動  
「教員組織・教員紹介」(<https://www.fdcnet.ac.jp/col/info/teacher/>)
- ・自己点検・評価結果  
「自己点検評価/認証評価」  
([https://www.fdcnet.ac.jp/col/info/release/release\\_juee\\_jihee](https://www.fdcnet.ac.jp/col/info/release/release_juee_jihee))
- ・財務  
「財務情報/事業計画・報告」  
([https://www.fdcnet.ac.jp/col/info/release/release\\_finance](https://www.fdcnet.ac.jp/col/info/release/release_finance))
- ・その他  
「大学紹介」 (<https://www.fdcnet.ac.jp/col/info/>)

なお、各情報の更新は、「教員の教育研究活動」については、個々の教員より収集した情報を毎年度初め及び変更の都度、「自己点検・評価結果」については、自己点

検・評価委員会、教授会、常任役員会の議を経た後、「財務」については、理事会、評議員会の議を経た後に、広報担当部署が行っている。

このように、公開する情報はすべて、客観的データ等により裏付けられた正確性かつ信頼性のある情報であり、適切に更新している。

これらのことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているとは判断できる。

#### 【点検評価項目】

⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価  
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用  
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性、有効性についての定期的な点検・評価については、大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表の過程で行っている。さらに、大学基準協会による認証評価を7年ごとに受審し、外部評価による点検・評価を受けて問題点の改善・向上に取り組んでいる（資料2-12、資料2-13）。

2020（令和2）年度大学基準協会認証評価の結果、以下の改善課題の指摘を受けた。日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員によって組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体である「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないため、改善が求められる。

2020（令和2）年度大学基準協会認証評価の結果、歯学研究科においては1つの是正勧告と1つの改善課題の指摘を受けた。是正勧告は基準4の教育課程・学習成果において、歯学研究科博士課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これらを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい。また、改善課題は基準4の教育課程・学習成果において、歯学研究科博士課程においては、各授業科目の成績評価及び学位論文審査によって、学習成果を測定しているとしているが、各科目の成績評価の基準や学位論文審査基準と、学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であるため、多角的かつ適切に想定するよう改善が求められる。というものであった。

これを受けて、①「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性と役割分担、②「部長会」の所掌業務範囲、③内部質保証システムを機能させるための責任の所在、評価の流れ、連携体制を明確にするために、令和3年3月4日の自己点検・評価委員会で上記の改善課題について対応を検討することを決定するとともに、是正勧告と改善課題への早急な対応を研究科運営委員会にて検討を行うよう説明し了承された（資料2-23）。

その後、研究科運営委員会で令和3年3月8日と3月19日に2度にわたる審議を行い、改善のための具体案を策定した。この改善案は令和3年3月22日の自己点検・評価委員会で承認され、令和3年度からの歯学研究科の運営に反映させることとした(資料2-24)。

また、「基準2 内部質保証」における改善事項について、自己点検・評価委員会規則及び部長会規則を改正することとし、令和3年10月27日の自己点検・評価委員会を経て、令和3年11月8日の常任役員会でその改正案及び概要図を提示し了承を得た(資料2-25、資料2-26)。具体的には、自己点検・評価委員会規則第5条2項の審議事項として「部長会が実施する日常的な点検・評価に関すること」を追加した。また、部長会規則第2条3項の審議事項として「自己点検・評価委員会規則の第8条に基づき、同規則第5条第1項第2号に定める日常的な点検・評価に関すること」を追記した(資料2-26)。その他、「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性と役割分担を明確とするため、部長会規則の第2条2項に「前項第3号で審議した結果は、自己点検・評価委員会と連携し必要な対応を行う」と明記した。

これらのことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、適切な根拠をもとに改善・向上に向けた取り組みを実施していると判断できる。

## (2) 長所・特色

本学は、学則において、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとし、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めると、明記している(資料1-1)。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として、組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施することを明記している(資料1-7)。

また、本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表するとともに、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、自己点検・評価委員会が部長会と連携して行い、認証評価に反映されることとしている(資料2-1、資料2-17、資料2-25、資料2-26)。

自己点検・評価及び改善報告(PDCA サイクル②)は定期的に行われ、事業計画の点検・評価と改善(PDCA サイクル①)も毎年度実施されていることから、点検・評価に関する学則等の規定は遵守され、着実に効果を上げている。

## (3) 問題点

取り組むべき事項としては、本学が設定したコンピテンシー(ディプロマ・ポリシー

を構成する評価可能な具体的能力)の妥当性を検証することである。本学では、授業受講により獲得できるコンピテンシーをシラバスに明記している。2018年度より、学生に獲得能力自己評価アンケートを実施し、学生が実際に授業で獲得できたとするコンピテンシーと、教育支援・教学 IR 室が数値化したコンピテンシーとの間に妥当性、整合性があるかどうかの検証を始めている(資料 2-27)。これにより、授業レベルの評価・検証に加えて、授業と学位プログラムをリンクしてプログラムレベルの評価・検証を実施する。検証後は、授業で獲得できるコンピテンシーの見直し、授業内容や評価方法の適正化とともにプログラム全体の見直しを行う。新カリキュラムが適用された学生は2023年度に卒業するため、ディプロマ・ポリシーを3つのポリシー、6コンピテンス、65コンピテンシーに基づいて検証し、カリキュラム全体を見直す作業を開始する。

#### (4) 全体のまとめ

本学は、「学則」第1条の2において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「本学は、前項の自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。」と、明記している(資料 1-1)。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として「組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施する」と明記している(資料 1-7)。

これらを受けて、本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表している(資料 2-1)。

内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする、自己点検・評価委員会を設け、その目的を「福岡歯科大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する」と「自己点検・評価委員会規則」第1条で定めている。(資料 2-16)

なお、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定めている(資料 2-17)。

趣旨は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することであり、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映される、としている。学修成果の評価対象は、口腔歯学部及び歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行うこととしている。

本学が内部質保証を機能させるために実行している、毎年の事業計画に基づく PDCA サイクル(PDCA サイクル①)、福岡歯科大学の現状と課題と改善報告書に基づく2年で回す PDCA サイクル(PDCA サイクル②)について、第3期認証評価を2020年に受審し、指摘事項に対して自己点検・評価委員会主導のもと PDCA サイクル②で適切に対応した。

これらのことから、内部質保証に係る点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みは着実に遂行されている。

【根拠資料】

- 資料 2-1 福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続
- 資料 2-2 令和元年 9 月 17 日自己点検・評価委員会議事録
- 資料 2-3 令和元年 9 月 19 日福岡歯科大学第 1226 回教授会議事録  
令和元年 10 月 1 日福岡歯科大学第 1227 回教授会議事録
- 資料 2-4 令和元年 10 月 7 日第 664 回常任役員会議事録
- 資料 2-5 令和元年 10 月 7 日第 442 回学園連絡協議会議事録
- 資料 2-6 令和元年 10 月 15 日第 540 回理事会議事録
- 資料 2-7 FD・SD 開催案内及び資料
- 資料 2-8 電子掲示板画面
- 資料 2-9 広報誌 NewSophia 105 号
- 資料 2-10 福岡歯科大学ホームページ(情報公開)
- 資料 2-11 令和元年度第二回朝食会配布資料
- 資料 2-12 福岡歯科大学の現状と課題'16
- 資料 2-13 福岡歯科大学の現状と課題'17 改善報告書
- 資料 2-14 令和 4 年度事業計画
- 資料 2-15 令和 3 年度事業報告書
- 資料 2-16 福岡歯科大学自己点検・評価委員会規則
- 資料 2-17 福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)
- 資料 2-18 福岡歯科大学学務委員会規則
- 資料 2-19 福岡歯科大学 FD 委員会規則
- 資料 2-20 福岡歯科大学大学院研究科専門委員会細則
- 資料 2-21 福岡歯科大学ホームページ(自己点検評価/認証評価)
- 資料 2-22 令和 3 年度福岡県歯科医師会へのアンケート
- 資料 2-23 令和 3 年 3 月 4 日自己点検・評価委員会議事録
- 資料 2-24 令和 3 年 3 月 8 日及び 3 月 19 日研究科運営委員会議事録
- 資料 2-25 令和 3 年 10 月 27 日自己点検・評価委員会議事録
- 資料 2-26 令和 3 年 11 月 8 日常任役員会議事録
- 資料 2-27 検証結果

### 第3章 教育研究組織

#### (1) 現状説明

##### 【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、「学則」第1条の建学の精神に謳われている「教養と良識を備えた有能な歯科医師を養成する」ために、計画的に教育体制を整備してきた(資料1-1)。そのための教育理念として、「口腔医学」教育を大学のブランドとして掲げ、学部名を2013年から口腔歯学部として、教育組織並びに附属施設を充実させてきた。教育の中核は、大きく4部門（口腔・歯学部門、全身管理・医歯学部門、社会医歯学部門、基礎医歯学部門）に分かれ、13講座39分野、3センター、1室からなり、建学の精神と口腔医学の理念を見据えた体系となっている。中でも医科臨床の分野では2017年に内視鏡センターを開設して計9分野となり、全国の他の歯学部にはない充実を示している（資料3-1）。

また、歯学研究科には研究科長を置き、学長をもって充てている。大学院学生の授業および研究指導は基本的に口腔歯学部専任教員が当たることが定められており、教授を大学院指導教授、准教授を大学院授業担当者として委嘱している。従って、口腔歯学部と同様、建学の精神並びに口腔医学の理念に適った組織となっている。歯学研究科の教員体制は、口腔歯学部の教員に加え、口腔医学研究センターの教員が大学院生の教育に携わり、成果を上げている（資料3-2）。

大学の附属施設としては、情報図書館、アニマルセンター、口腔医学研究センター、地域連携センター並びに教育支援・教学IR室を設置している。情報図書館は、歯学に関する蔵書数では西日本有数の図書館であり、教育研究に必要な情報提供サービスを行うとともに、学園全体のICT基盤整備と管理を行っている（資料3-3）。アニマルセンターは、主にマウス・ラット・犬等の教育研究用小実験動物の飼育・管理を行っており、SPF飼育室、実験室を有し、歯学研究科での教育・研究に貢献している（資料3-4）。口腔医学研究センターの中に、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」の5つの口腔医学研究プラットフォームを構築し、教員が大学院生の教育に携わり、成果を上げている（資料3-5）。地域連携センターは地域自治体等との交流を介して学生の地域貢献力の醸成に貢献している（資料3-6）。そして、教育支援・教学IR室は2014年に設置され、学生のディプロマ・ポリシーの達成レベルを「見える化」することによって学生支援を行っている（資料3-7）。

口腔歯学部の臨床教育を支える附属施設として、医科歯科総合病院（医科24科、歯

科 12 科、病床 50 床) と口腔医療センターがあり、前者は 2020 年 9 月に新しい建物での診療を開始した。さらに介護老人保健施設、2 つの特別養護老人ホーム、看護大学、医療短期大学などが併設され、多職種連携による口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。これにより、医療人としての態度・人間性、臨床技能、地域・多職種との連携能力を備えた有能な歯科医師を育成することを目指している(資料 3-8)。

我が国の社会構造、疾病構造および医療体制の 3 つの変化に伴って、高齢者の全身管理、地域包括ケアシステム並びに多職種連携に対応できる歯科医師の養成が必要となっている。また、これからの歯科医師は、地域の居宅や福祉施設で診療を行う機会が益々増えてくると思われる。その際の診療の要は医科歯科連携である。連携のためには、歯科医師の医学レベルを向上させる必要がある。「口腔医学」はこのような社会ニーズを先取りした学問であり、本学では医師教員による講義・実習を増やして医科歯科連携力を養成できる教育環境を構築してきた。さらに国際化への取り組みとして、英語で提示された臨床症例に関するグループ討議を学生同士で行うという試みを始めている。

また、歯学研究科における研究面で重要な課題は、口腔組織再生による口腔機能の改善や高齢者にみられる口腔疾患の診断・治療法の開発を通じて、豊かな食生活と口腔の健康をもたらすことによって我が国の超高齢社会に貢献することであろう。このような社会ニーズを自覚し、口腔医学研究センターを中心にして大学院生を指導している。口腔医学研究センターには 2020 年 7 月に全自動ウェスタンシステムが導入されたことにより、研究環境が更に整備された。2020 年 12 月、第 47 回福岡歯科大学学術大会において、シンポジウム「口腔医学研究のプラットフォーム(PF)構築とブランディング強化」がオンライン開催された(資料 3-9)。

これらのことから、理念・目的の実現のため、適切かつ有効な組織編制を行っている と判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学全体の点検・評価は、自己点検・評価委員会が中核的組織として大学基準協会の評価基準に準拠し、2 年ごとに「現状と課題」を作成している。さらに同報告書で示された課題等がどのように改善されたかを、その翌年に「改善報告書」としてまとめ、PDCA サイクルを機能させるシステムを確立し、ホームページで公表している(資料 2-12, 資料 2-13)。

また、その結果は、6 年に 1 回策定される「学校法人福岡学園 中期構想」中の該当項目において、教育研究組織に関わる項目については学長を中心にして、評価と改革案を掲げ、PDCA サイクルを回している(資料 1-7)。

教育研究組織の適切性を検証する場として、「教員組織検討委員会規則」等に基づき

学長を委員長とする教員組織検討委員会を設置し、役職教員等で組織する部長会と連携して教員の配置や組織の改編等その適切性を検討している（資料 3-10、11）。

医科歯科総合病院の組織の適切性や教育との関連性については、病院運営検討会があり、法人理事長、常務理事、学長、病院長、副病院長、病院長・副病院長経験者が構成員となって、現状の改革および将来構想を総合的に協議している。（資料 3-12）。

各種センターの点検・評価においても、それぞれのセンターに委員会があり、そこで協議した内容を「自己点検・評価委員会」や「教員組織検討委員会」を中心に点検・評価を行っている。

本学の教員組織の特徴は、一般教養、基礎系、臨床系の教員から構成されていることであり、さらに本学が推進する「口腔医学」を実践するために多くの医科の臨床系教授を擁していることが挙げられる。臨床実習による教育の場は、主に医科歯科総合病院が担っているが、口腔医療センター、老健施設、特別養護老人ホームなどの関連外部施設も一部を分担している（ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、2021年度と2022年度の外部施設への学生の派遣は見送っている。）

口腔歯学部においては、教員組織検討委員会で検討し、2020年に新しい分野として医科放射線と歯科放射線を独立して設置することとした他、教員定数の見直しを行った（資料 3-13）。病院組織においては、臨床能力の優れた教員を評価し、病院教授・病院准教授の称号を定め、2015年度に病院教授2名、病院准教授2名を選考した（資料 3-14）。

歯学研究科においては、学長を研究科長として、その下に研究科委員会と研究科運営委員会を置いて、歯学研究科の現状を点検・評価している。口腔歯学部と同様に、「自己点検・評価委員会」にて定期的に点検・評価を行い、「現状と課題」および「改善報告書」としてまとめ、ホームページで公表している（資料 2-12、資料 2-13）。このようなPDCAサイクルの結果、コースワークとリサーチワークを整備し、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを改訂し、歯学研究科の新しい奨学金制度や特待生制度が誕生した（資料 3-15、資料 3-16）。

これらのことから、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証している。さらに役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、PDCAを回し定期的な検証を行い、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

## （2）長所・特色

「口腔医学」の教育理念のもと、我が国の医療状況（超高齢社会、在宅医療、多職種連携）に適合し、社会に必要な歯科医師を養成するために歯学と医学とが有機的に連携できる教育組織を構築している。大学附属組織の医科歯科総合病院と口腔医療センターも臨床としての医科歯科連携・多職種連携を通じて、大学教育を支えている。さらに介護老人保健施設、2つの特別養護老人ホーム、看護大学、医療短期大学などを備え、多職種連携による口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。

2020年9月に新たな建物で診療を開始した新病院は、「地域と社会をつなぐ」、「教育・

研究・臨床をつなぐ」、「医科と歯科をつなぐ」、「未来へをつなぐ」をコンセプトとし、「つなぐ」という精神のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院を目指すことを病院の理念としている。病院内には健診センターが2020年9月に設置され、充実した検査設備で、学生及び教職員ならびに地域住民の健康をサポートしている。

地域連携センターを通じて地域自治体および近隣の連携大学に大学資源を提供し、病院を通じて医療機関や福祉施設と連携して地域医療を支えている。口腔医学研究センターは、学内横断的に研究環境を整え、教員と大学院生の研究レベルを向上させている。

### (3) 問題点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなか、病院に従事する多職種の教職員が感染対策を徹底して行っているものの、学生による臨床実習においては自主的に制限をかけざるを得ない状況になっている。感染が急拡大の際には、臨床実習の中止を行ったり、病棟と手術室への入室制限を行ったりしている。

医科歯科総合病院における周術期口腔管理教育を実施できる患者数が少ない。そのため、協力病院を開拓するしくみとして地域連携センターや病診連携室の権限付与やスタッフの充実が必要である。

口腔医学研究センターは様々なプラットフォームで多彩な研究を進めている。また口腔医学研究センター長が中心となって学内の研究業績を年次ごとにまとめているが、分野によって研究のアクティビティに差が認められる。

海外の学術誌の年間購読料金が円安の影響もあり年々高騰している。このため情報図書館におけるオンライン雑誌の年間契約数が年々漸減している状態である。

### (4) 全体のまとめ

本学は学長のリーダーシップがいかに発揮されて、口腔歯学部を中心に、1) 教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、2) 研究環境を整えて大学院研究を支える口腔医学研究センターとアニマルセンター、3) 学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院と口腔医療センターが、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。

#### 【根拠資料】

資料 3-1 福岡歯科大学教員定数表

資料 3-2 福岡歯科大学大学院組織

資料 3-3 福岡学園組織図

資料 3-4 アニマルセンター案内

資料 3-5 口腔医学研究センター案内

資料 3-6 地域連携センター案内

資料 3-7 福岡歯科大学教育支援・教学 IR 室規則

資料 3-8 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 地域連携センター設置要綱

- 資料 3-9 第 47 回福岡歯科大学学術大会案内
- 資料 3-10 福岡歯科大学教員組織検討委員会規則
- 資料 3-11 福岡歯科大学部長会規則
- 資料 3-12 福岡歯科大学医科歯科総合病院病院運営検討会規則
- 資料 3-13 福岡歯科大学教員定数表の見直し資料
- 資料 3-14 福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の称号付与等に関する規則
- 資料 3-15 福岡歯科大学大学院奨学規程
- 資料 3-16 福岡歯科大学大学院特待生規程

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

##### ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学の建学の精神を基本理念とし、本学の学位プログラムの課程を修め、すべての単位取得を充たした上で、本学卒業までに身に付けるべき能力（ディプロマ・ポリシー）の獲得をもって卒業認定を行っている。

#### 『卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』

福岡歯科大学では、建学の精神を基本理念とし、本学の学位プログラムの課程を修め、すべての単位取得を充たした上で、本学卒業までに身に付けるべき下記の能力（ディプロマ・ポリシー）の獲得をもって卒業認定を行います。

#### I. 医療人としてのプロフェッショナリズム

歯科医師の社会に対する責務を理解し、高い倫理観と使命感のもとに歯科医療を実践する意欲を涵養するとともに、生涯学習の方法に関する知識と技能を修得し、意欲と科学的探究心を涵養する。

- 1 歯科医療の目的と歯科医師の役割を説明できる。
- 2 医療倫理と研究倫理について説明できる。
- 3 歯科医療関連法規について説明できる。
- 4 規範を遵守した倫理的な診療行為を行うための態度を醸成する。
- 5 患者の尊厳と権利を尊重するとともに、医療の透明性を高め、患者への説明責任を果たす態度を醸成する。
- 6 医療人として社会での果たすべき役割を自覚し、利他主義的働きにより公益増進に貢献する態度を醸成する。
- 7 学修の基盤となるラーニングスキルを修得する。
- 8 事象に対する関心と探究心を高め、問題を発見し、解決する意欲を醸成する。
- 9 自らの目標を設定し、達成のため自発的意志に基づき学修できる。

#### II. 医療人としてのコミュニケーション能力

教養と良識を涵養するとともに、コミュニケーションスキルを身につけ、他者との信頼関係を築きながらコミュニケーションをはかることができる。

- 1 良識ある医療人としての見識を醸成する。

- 2 人による価値観と考え方の多様性を理解できる。
- 3 言語・非言語コミュニケーションを行う知識と技能を修得する。
- 4 相手の心理的・社会的背景に配慮し、良好な人間関係を確立できる。

Ⅲ. ライフステージを通じた包括医療・ケアに必要な口腔医学の知識の具有と応用人の生涯の各段階における、包括医療・ケアに必要な歯科医学・医学および口腔衛生に関する知識を身につけ、これを応用できる。また公的・社会的支援が必要となる事案における歯科医学の役割を説明できる。

- 1 生命の分子基盤および細胞の構造と機能を説明できる。
- 2 人体の基本構造と機能を説明できる。
- 3 人体の発生、発育および加齢変化を説明できる。
- 4 微生物の病原性と感染による病態および免疫機構について説明できる。
- 5 疾病の発生機序、病的変化および転帰について説明できる。
- 6 歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面領域の基本構造と機能を説明できる。
- 7 歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面領域の発生、発育および加齢変化を説明できる。
- 8 歯・歯周組織の疾患の特徴と病因を説明できる。
- 9 歯質欠損・歯の欠損の病態と病因を説明できる。
- 10 口唇・口腔・顎顔面領域の疾患の特徴と病因を説明できる。
- 11 不正咬合の特徴と病因を説明できる。
- 12 小児の口腔疾患の特徴と病因および身体的・精神的特徴と歯科治療上の留意点を説明できる。
- 13 高齢者の口腔疾患の特徴と病因および身体的・精神的特徴と歯科治療上の留意点を説明できる。
- 14 高齢者の栄養管理と摂食・嚥下障害について説明できる。
- 15 障害者の口腔疾患の特徴と病因および身体的・精神的特徴と歯科治療上の留意点を説明できる。
- 16 人間の心理・行動と心因性疾患について説明できる。
- 17 主要な医科疾患の症候について説明できる。
- 18 口腔・顎顔面症状を呈する全身疾患について説明できる。
- 19 歯科診療時に留意すべき全身疾患とその全身管理について説明できる。
- 20 薬物の体内動態と薬理作用について説明できる。
- 21 歯科診療に用いる材料・器械・器具について説明できる。
- 22 健康と社会・環境の関係および公衆衛生に必要な予防と健康管理について説明できる。
- 23 口腔疾患の疫学と保健医療統計・情報について説明できる。
- 24 災害時に必要な歯科的対応と歯科による個人識別について説明できる。

Ⅳ. ライフステージを通じた包括医療・ケアにおける口腔医学の実践

人の生涯の各段階における、包括医療・ケアに必要な歯科医学・医学および口腔衛生に関する知識・技能・態度を実践できる。

- 1 診断・治療に必要な病歴聴取を実施できる。
- 2 診断・治療に必要な基本的診察を実施できる。
- 3 診断・治療に必要な検査を選択し実施できる。
- 4 根拠に基づいた治療計画を立案し適用できる。
- 5 基本的な病状説明と患者教育を実践できる。
- 6 歯と歯周組織の疾患の診断と基本的治療および保健指導と予防処置を実践できる。
- 7 歯質欠損・歯の欠損の診断と基本的治療を実践できる。
- 8 口唇・口腔・顎顔面領域の疾患の診断と基本的治療を実践できる。
- 9 不正咬合を有する患者の診察、基本的な診断および治療計画の立案ができる。
- 10 成長発育期の歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面疾患の診断と基本的治療・予防処置を実践できる。
- 11 高齢者の歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面の診察と治療の介助ができる。
- 12 障害者の歯・歯周組織・口唇・口腔・顎顔面の診察と治療の介助ができる。
- 13 一次救命処置について理解し実践できる。
- 14 周術期における口腔ケア・マネジメントについて理解し実践できる。
- 15 医療安全と感染対策について理解し実践できる。
- 16 医療システムを理解し医療情報を適切に記録・管理・運用できる。
- 17 多職種連携による診療について理解し参加できる。

#### V. 超高齢社会における地域包括ケアの理解と実践

歯科医師として地域包括ケアに貢献し、地域の保健・医療・介護・福祉との連携を築くとともに、口腔ケアや歯科健診・歯科保健指導を実施できる。

- 1 高齢化の現状、問題点および医療との関わりについて説明できる。
- 2 地域の成り立ちと文化的背景を理解し、地域の保健・医療・介護・福祉について説明できる。
- 3 地域包括ケアにおける歯科医療の関わりについて説明できる。
- 4 歯科健診・歯科保健指導と高齢者に対する口腔ケア・マネジメントを実施できる。
- 5 地域の行政・企業・住民組織と連携して医療活動を推進し、地域住民の健康維持・増進に参画する態度を醸成する。

#### VI. 医療人としての国際力の涵養

他国の文化・医療の実際を理解し、医療人として国際活動を行う語学を修得するとともに、国際的な保健医療協力や学術活動を行う意欲を涵養する。

- 1 異文化に興味を持ち、これを能動的に学ぶ意欲・態度を醸成する。
- 2 他国の文化と医療システムを理解し説明できる。
- 3 歯科医療に必要な基本的英会話を実践できる。
- 4 英語を身につけ、その語学力を活かして活動する態度を醸成する。
- 5 国際的な視点から問題を捉え、自らの意見を述べることができる。
- 6 国際協力に関する基礎知識を習得し、国際保健医療協力を担う意欲・態度を醸成する。

修得すべき具体的な知識、技能、能力、態度については、このディプロマ・ポリシーの中で明確に定めており、学生便覧、ホームページに明示している（資料 1-3、資料 1-4）。

また歯学研究科においても、建学の精神を基本理念とし、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的として、以下のディプロマ・ポリシーを定めている。

『福岡歯科大学大学院歯学研究科 ディプロマ・ポリシー』

1. 研究者あるいは医療人に必要な倫理観と人類の健康と福祉に対する使命感を身につけている。
2. 課題を解決するために、最新の生命科学・口腔医学情報を分析し自立的に研究計画を立て実行することができる。
3. 口腔医学を実践するための先進的生命科学研究や高度専門医療を遂行する能力を身につけており、学位を取得する要件を満たす。
4. 生命科学研究者として口腔医学領域の発展に寄与し、高度口腔専門医として先駆的な立場で地域社会や国際社会に貢献できる。

このように歯学研究科で修得すべき知識、技能、態度等の能力が明確に定められ、大学院の手引き、ホームページ、大学院授業要綱で学内外に広く公表している（資料 4-1、資料 4-2、資料 1-6、資料 4-3）。

また、学位授与の質保証を図るために、歯学研究科の教育課程は研究基盤と専門研究に関するコースワーク、並びに特定の課題に対するリサーチワークに整備されている。

以上、本学の学位授与方針は、建学の精神に則って明確にされており、また誰もが容易に参照できるようにホームページで公表していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

【点検評価項目】

- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・ 教育課程の体系、教育内容
- ・ 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

## 評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学のカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成は、学長のリーダーシップのもと部長会（学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織）、教授会および学務委員会において包括的に検討し、アウトカム基盤型教育に基づいて定めている（資料 3-11、資料 4-4、資料 2-18）。また、カリキュラム・ポリシーの冒頭で『「教養教育」、「基礎医学教育」、「専門教育」を 3 本の柱とする 6 年一貫教育により人間性豊かな医療人を育成します。』と記載する等、基本的な考え方が明確に示されている。

カリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

### 『教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）』

- 1 「教養教育」を通じて、幅広い教養とともに、協調性、コミュニケーション能力、倫理観と社会的常識、責任感と医療・福祉に対する奉仕の精神を身に付けた人材を育成する。
- 2 「基礎医学教育」を通じて、口腔だけでなく、人の全身を理解するための基盤となる知識を身につけた人材を育成する。
- 3 「専門教育」を通じて、口腔医学を行うための知識、技能、態度を身に付けた人材を育成する。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーを細分化した「教養教育」、「基礎医学・基礎口腔医学教育」、「臨床口腔医学教育」、「一般医学教育」、「総合臨床教育」の 5 つの科目区分に分けられ、課程表により 5 つの科目区分と授業科目配置及び体系性・学年順次性や講義と実習の関連を明確化している。また、授業形態においても、通常の講義や模型による実習に加えて医科歯科総合病院における実際の診療に参加する臨床実習や本学に併設する介護老人保健施設サンシャインシティおよび隣接したグループ法人運営の特別養護老人ホームサンシャインプラザで老人介護に関する実践的な実習を行っている。更に、予防歯科で実績のある開業医と保健センターで予防歯科と地域保健に関する実習も行っている。このように、アクティブラーニング形式の授業形態も導入している（資料 4-5、資料 4-6）。

卒業までに身につけるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）を設定し、授業ごとにコンピテンス・コンピテンシーがシラバスに記載されている。これらのコンピテンス・コンピテンシーを修得することにより、ディプロマ・ポリシーで示した能力を卒業までに獲得することができるようにカリキュラムを組んでおり、学位授与方針に整合している。

また、教育課程の体系や教育課程を編成する授業科目区分及び授業形態等については、学年初めのオリエンテーション時に全学生に対し説明し、紙面で配付するとともに、ホームページにも掲載し広く公表を行っている（資料 4-7）。

なお、各学年におけるディプロマ・ポリシーの達成度は可視化されるので、各科目のコンピテンス・コンピテンシーとディプロマ・ポリシーとの関連が明らかになり、ディプロマ・ポリシーを達成する上で各科目の役割や必要性の度合いが可視化される仕組みとなっている。この事は、科目の統廃合や授業内容の改訂等のカリキュラム・ポリシーを点検・評価し改善するための根拠となり、内部質保証を実質化するに資するものである。また、卒業時に示されるコンピテンス・コンピテンシーの獲得状況は、各ディプロマ・ポリシーに対する教育の成果を可視化した学修到達度である。言い換えれば、専門的能力とともに学士力修得に対する学修成果を示したものであり、社会への学生の質保証の可視化でもある（資料 4-8）。

歯学研究科においても、カリキュラム・ポリシーと教育課程の編成は、学長のリーダーシップのもと「研究科委員会」と「研究科運営委員会」において包括的に検討し、以下のカリキュラム・ポリシーを設定している（資料 1-2、資料 4-9）。

『福岡歯科大学大学院歯学研究科 カリキュラム・ポリシー』

1. 生命科学に関する講義や演習を通じて、研究及び医療に対する深い倫理観を育成する。
2. 生命科学、総合医学並びにその他の基盤的な講義・実習及び大学院特別講義の履修を通じて、高い教養と研究・臨床を遂行するための科学的思考能力を育成する。
3. 主及び副指導教員の直接的指導に加えて、多岐の研究領域の教員が助言する中間発表会や実験報告会等の多面的研究指導体制により、口腔医学に関する広範で高度な生命科学知識や先端的な専門医療技術を駆使できる能力を育成する。
4. 国内外での研究成果の公表や研究研修を通じて、地域社会、国際社会に貢献する能力を育成する。

以上を具体化する歯学研究科の教育課程は、専攻横断的な教育である（1）コースワークと専門性を高めた（2）リサーチワークに体系立てられ、教育についての基本的な考え方が明確に示されている。

コースワークは、主に第 1～2 学年にて授業、演習、実習等で実施され、コースワークで得た基盤的能力を、個別の課題での研究成果の習得（リサーチワーク）へと有機的につなげている。歯学研究科が大学院学生の研究プログレスを確認するために、毎年教員の指導のもとに作成された「研究計画書」の提出と実績評価のフィードバックを求めており、第 3 学年までに「中間発表会」での発表などを求めている。これらは、複数教員による組織的な教育・研究指導体制の構築に寄与している（資料 4-2）。

カリキュラム・ポリシーとそれに伴う教育方針は、ディプロマ・ポリシーを達成するために設定されたものであり、学位授与方針に整合している。

これらの方針は、大学院の手引、大学院授業要綱及びホームページで学内外に広く公表している（資料 4-3）。

以上、本学の教育課程の編成・実施方針は、建学の精神に則って明確にされており、また誰もが容易に参照できるように公表していることから、適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

### 【点検評価項目】

- ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<p>評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li><li>・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li><li>・単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li><li>・個々の授業科目の内容及び方法</li><li>・授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li><li>・各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li><li>・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）</li><li>・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）</li><li>・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【博士】）</li><li>・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり</li></ul> <p>評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
--

本学の教育の根幹である「口腔の健康を通して全身の健康を守る」とする口腔医学の理念のもとに体系的な教育課程を編成している。従来 of 歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れ、より幅広い知識、より高度なスキル、更に豊かな教養と人間性を備えた、口腔医学のスペシャリストとしての歯科医師の養成、加えて社会において活躍できる土台としての汎用的能力を修得した人材の養成のための授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

その機軸となっているのが「教養教育」、「基礎医学・基礎口腔医学教育」、「臨床口腔医学教育」、「一般医学教育」、「総合臨床教育」の 5 つの科目区分からなる系統的な 6 年一貫教育である。具体的には、第 1 学年で自然科学の基礎を含む教養科目を学んだのち、2 学年では、人体の基本を形態（解剖学・組織学）と機能（生理学・生化学）の面から学習する。更に、第 3 学年と第 4 学年では歯科臨床に必要な知識と技術の習得とともに、関連する一般医学を広範囲に習得する。第 4 学年後期に開催される共用試験に合格すると、第 5 学年は医科歯科総合病院で、本格的な臨床実習が始まる。臨床実習は、

治療技術の向上とともに、親身な患者ケアを行う態度教育にも重点がおかれている(資料 4-5)。

各授業で修得すべきコンピテンシーをシラバスに明記し、その学修成果を数値化することにより可視化している。数値化及び可視化されたコンピテンシーの達成度は科目別にも提示され、科目毎のディプロマ・ポリシーへの寄与度が部長会、教授会、学務委員会で検証される。その結果は科目の統廃合や新しい科目の創設のための根拠資料となり、自己点検・評価委員会による内部質保証や教学マネジメントの改善につながるものである(資料 4-8)。

基礎医学教育の主要な部分と臨床歯学の大部分は歯学教育コア・カリキュラムと重なる内容となっており、教養科目の一部の選択科目を除くと、開設授業のほとんどが必修科目である。従って、自由な科目選択を積み重ねて個性を伸ばす単位制度の趣旨とは異なり、開設授業の履修順序は予め決められている。しかし、全授業科目にはそれぞれ講義・演習は 30 時間、実習は 45 時間の履修時間を基準とする単位を割り付けており予習・復習の時間はシラバスにも明示している(資料 4-6)。

入学前教育・初年次教育の取り組みとして総合型選抜 I 期および学校推薦型選抜で合格した入学予定者に対して、理科及び現代文の授業を入学前の 12 月～3 月に行うとともに、理科及び数学並びに英語については、自己学習を行うための課題を課している。更に、入学直前に数学及び理科並びに英語の試験を行い入学者の学力向上の程度を測り、第 1、2 学年の授業に役立てている(資料 4-10)。

更に、入学後も学外講師による基礎学力の修学支援講座(物理、化学、生物)を、4 月～5 月の土曜日および日曜日に実施している(資料 4-11)。

本学は歯科医師となるために必要な能力をディプロマ・ポリシーに明記し、文部科学省が設定した歯学教育モデル・コア・カリキュラムに沿って適切に教育を実施している。教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わりとして、学部学生のディプロマ・ポリシーに掲げる「医療人としてのプロフェッショナリズム」、医療人としての国際力を養成する目的で、第 4 学年に「課題解決演習 III」、「課題解決演習 IV」、「Global Medical English」を開講し、口腔医学教育を推進した。

歯学研究科においては、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性をとるためにコースワークを整備してきた。歯学研究科のカリキュラムは体系化されており、基本的に標準修業年限 4 年の在学期間内に履修することを求めている。特に基盤的な科目においては、第 1～2 学年に全て履修して、続いて特定の課題の修得(リサーチワーク)につなげることを薦めている。単位制に基づいてカリキュラムが編成されており、修了要件である 30 単位以上のうち、主科目は 20 単位以上、副科目は 10 単位以上を履修することを求めている(資料 4-1、4-2)。

単位の設定、必修・選択の別：授業科目(主科目)の内訳は、①大学院学生に必要な基盤的知識・技能を高める「生命科学概論」(2 単位、必修)と「生命科学演習」(2 単位、必修)、②口腔医学に関する研究・臨床を遂行する能力を高める「総合医学概論」(2 単位、必修)と「総合医学演習」(2 単位、必修)、続いて③特定の領域での研究・臨床を遂行する能力を高める「所属講座の講義・実習」(12 単位、半期ごと、選択)である。授業科目(副科目)において、④生命科学実験の技能習得に該当する「生命科学

実験入門」(4単位以上、選択必修)では、生命科学に関連する実験手技の紹介として専門性の高い実験技術を大学院学生の研究内容に応じて自由に選択できるようにしている。その他、特定の研究領域のみに偏らないようにするために、所属講座以外の講義・実習(6単位以上、半期ごと、選択)を履修する必要がある。また、基礎・臨床研究者による特定の研究活動を見聞する機会になる「大学院特別講義」への参加も単位(選択)として認定される。以上のように、生命科学、口腔医学、医学、社会・倫理学を基盤にして、専門性を高めつつ体系的な履修を可能にする教育体系としている(資料4-3、資料4-12)。

「生命科学概論」には、研究・実験計画法、研究倫理、動物実験の科学性と倫理、臨床研究の倫理、バイオハザード、生物医学統計処理法など、大学院学生が理解すべき必須の内容を網羅している。更には、研究倫理とミスコンダクト、文献検索法、論文作成・成果発表法、実験動物の取り扱い、EBM入門など、興味を持って意欲的に学べるような内容を「生命科学演習」として提供している。「生命科学実験入門」では、電子顕微鏡操作法、免疫染色法、X線マイクロCTの原理と操作法、臨床統計学、遺伝子操作法、神経伝達・シナプス伝達解析法、タンパク質機能解析法、遺伝子発現解析法、組織細胞培養法の9つのテーマを用意して、専門性の高い知識・技能を大学院学生の研究内容に応じて4テーマ以上選択できるようにしている。「総合医学概論」では、「口腔医学」に関する理解を更に深めるため、整形外科学、心療内科学、内科学、外科学、耳鼻咽喉科学、画像診断学、小児科学を必須科目として、医科疾患の診断・治療の過程を理解した上で医科と連携した歯科医療ができるような特色ある取り組みを行っている。また、「総合医学演習」では、演習形式によって医科各科(内科、外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、心療内科、眼科、小児科、整形外科、内視鏡学)との連携を深めて「口腔医学」の質向上に努めている。

教育課程の編成は、研究科運営委員会、研究科委員会で随時検証、改善が行われ、自己点検・評価委員会において検証し内部質保証を行っている(資料1-2、資料2-16、資料4-9)。

以上のことから、授業科目や教育課程の質的保証は有効に機能しており、本学の学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

##### ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

口腔歯学部学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・取り組みとして、第1～3学年に各教科の単位認定とは切り離れた進級試験としての「総合学力試験」を行っている。本試験の目的は、臨床実習に入るうえで必要不可欠な基礎的学修到達レベルまで総合学力を引き上げる事である（資料4-13）。本学は、6年一貫教育で知識を積上げることが学生の目標、教員の教育目標として定め、積上げ繰り返し学習（TKG）の実践を指導している。令和2年度から総合学力試験を過年度分の科目を含めた積上げ型に移行し、本試験合格基準を1年60点、2年65点、3年70点（1～3年の再試験の合格基準は60点）とする積上げ型の評価とした（資料4-14）。臨床実習における知識の修得状況を測るため、令和3年度より第5学年にも新たに総合学力試験を導入し本試験、再試験ともに合格基準点を70点に定めた（資料4-15）。学習習慣の確立をサポートするために、入学時にCBT対策問題集であるCBT PASSを購入し、授業とCBT PASSの問題を紐づけし学生の復習を促し、改題を定期試験に出題して理解度を確認している（1～4年）。試験結果は学生にフィードバックし、誤答問題に対する学習目標を示して、学生に理解が不十分な学習目標を復習するよう指導している。また、前期、後期にそれぞれ1度ずつ助言教員がCBT PASSの進捗を確認し、学習習慣の確立を支援している。1年に対しては、助教教員がTKGサポーターとして年5回の面談により、大学6年間の学びの目的、方法を説明し、高校から大学の学びの転換が円滑に移行できるよう支援している。さらに、学習方法の確立のため、全国正答率の高い歯科医師国家試験を題材として、学びを提案する「見開きテーマ問題集」を作成して3年生に配付し活用させている。これらの取り組みにより、授業外学習（復習）を促進し、授業の理解度を深化させ、助言教員による学習状況の確認と試験結果のフィードバックにより、効果的な学修指導体制が実現できている。これらの対策の成果は、部長会と連携し自己点・検評価委員会が点検・評価し、前期と後期終了時にFDを開催して教員にフィードバックしている。

早期より歯科臨床への興味を持たすために、第1学年に医科歯科総合病院の外来見学を実施し、歯科医師になるモチベーションの向上を図っている。また、第1学年と第3学年において、超高齢社会における歯科医師の役割や多職種連携について生きた知識を得ることを目的として本学園の介護施設において介護施設体験実習を行っている。

第 4 学年においては、共用試験の全員合格に向けた取り組みとして、e-learning システム及び e-learning 用コンテンツを活用した授業を実施し、学生に CBT の早期取り組みの意識づけを行っている。高い意識で学習を行うことを目的に共用試験の合格基準点を 2017 年度（合格基準点は本試験、再試験ともに 65 点）から徐々に引き上げ、2019 年度は本試験、再試験ともに合格基準点を 70 点へ引き上げた（2018 年度の合格基準点は、本試験 70 点、再試験 68 点であった）。さらに、2020 年度から学生に周知を開始し、2021 年度の共用試験の本試験合格基準点を 75 点に引き上げ、再試験は 70 点とした（資料 4-14）。これらの取り組みにより、令和 3 年度の本学 CBT 平均値は昨年度より 5.2 点向上し、75.9 点となり私立歯科大学の平均値 75.7 をわずかではあるが上回ることができた。

第 5 学年は診療参加型臨床実習を推進し、IT を利用した診療参加型臨床実習実績を学生と教員が共有できるシステムを開発し、学生の臨床実習への意欲向上を図っている。本システムは共用試験実施機構から招聘され、詳細な説明を求められるほど、臨床実地試験・一斉技能試験の実施部門から高い評価を受け、その基本システムが共用試験実施機構に採用され全国の臨床実地試験のオンライン評価方法となっている。診療参加型臨床実習では、経験することができない救急時への対応について、患者型ロボットを用いて実習を行っている。更に、第 5 学年においても、介護施設で「高齢者歯科実習」を実施している。また、令和 3 年度から前期と後期の臨床実習終了後に学生アンケートをとり、学生から見た臨床実習における問題点を洗い出し、次の臨床実習の改善に生かしている。なお、希望学生には、九州大学と提携し、本学では十分な経験ができない周術期口腔管理の実習を九州大学病院で行っていたが、令和 2 年度から Covid-19 の流行にて中断したままである。

また、ディプロマ・ポリシーで「医療人としての国際力の涵養」と挙げられているように、豊かな国際感覚を身につけるために、海外姉妹校（ブリティッシュコロンビア大学、リバプール大学、中国医科大学、上海交通大学、慶熙大学）への第 5、6 学年の派遣を行っている（資料 4-16）。

歯科医師国家試験合格率の上位定着へ向けた取り組みとして、形成的評価を行う形成試験を行い、学生の学力向上を図っている。形成試験は国家試験の出題範囲を 3 分割して行われ、目標基準点は 70 点（100 点満点換算）と設定され、基準点未満であれば、基準点を超えるまで何度も追加試験を行い、全員が 70 点を超える学力まで達することを目的としている。2019 年度は、第 6 学年全員がすべての形成試験範囲において数回の追加試験の後に基準点へ達した（資料 4-17）。学生の学力到達度を測るために 9 月～12 月にかけて計 6 回の歯科医師国家試験全国模擬試験の受験を義務化している。全国の歯科学生と比較した本学学生の学力到達度を分析するとともに本学学生の学力が不足している分野の抽出を行い、その結果を秋から冬期に行う授業内容の構成を行う際の資料としている。総括的評価として卒業試験を 9 月～1 月にかけて 3 回（卒業試験 1、2、3）行っている。卒業試験の合格基準は 4 月のオリエンテーションで明確に示し、その合格基準に則って合否を判定している。いずれかの卒業試験で合格基準点に達すれば合格としている。卒業試験 1 で早期に合格となった学生が気を緩め学力の低下することを防ぎ学力維持を行うために卒業試験 2 及び 3 の受験を義務づけている。

きめ細やかな学習指導を行うため、第1～2学年において外国人講師が実施する英語の授業（Practical English）については、習熟度別に3クラスに分け授業を行っているほか、基本的な情報収集方法等の知的技法を学ぶ授業についても3クラスに分かれて実施する等の学生の学力に応じた教育を行っている。

履修指導は厳格であり、出欠に関しては助言教員により徹底した指導が行われている。学力に対する悩みや相談を受けるために助言教員のオフィスアワーを設定、公表されている。なお、授業への遅刻は認められないが、遅刻や欠席で授業を受講できなかった場合でも、ラーニング・コモンズで授業の録画を見ることができるシステムを構築している（資料4-18、資料4-19）。

単位の実質化を図るための措置及び単位取得に必要な学習時間の確保のため、学生が第1学年に履修を登録できる総単位数に上限を設定するCAP制を導入している。このような教育内容について、FD委員会は学生授業アンケートを実施し、その内容を分析した結果を各教員に配布してフィードバックするとともに、教員は「学生の評価をどのように捉えているか」「今後どのような改善・工夫をするか」等について回答し、授業ごとにアンケート結果と改善方策を教員へ公表し、学生部長を中心とする学務委員会が内容の検証や改善に対する教員の個別指導を行っている（資料4-20）。

歯学研究科においては、コースワークとして、標準修業年限（4年）内に体系的なカリキュラムの履修を求め、修了要件として規定の単位数（30単位以上）を修得することを求めている。規定の単位数は、個別の専門性を持つ研究活動を進めていくうえで必要とされる基盤的で体系的なコースワークの実施に十分な設定である。2単位の科目では30時間から60時間の授業、演習、実習が実施されている。シラバスにおける予習の項目と参考資料の記載によって、授業等の時間以外の自主的な学習・研究活動を促しており、単位の実質化を図っている。

各講座・分野の講義と実習を段階的に履修させ、実施時期に応じて成績を適切に評価する仕組みをつくるために、2015年度からは講義、実習を半期以内のブロックに分割して、およそ2単位ずつの科目に編成している（資料4-2）。

その他、各年度初頭に実施する履修ガイダンス（大学院オリエンテーション）、成績判定の厳密化（優・良・可・不可）、授業評価アンケート、Webなどの教育方法の導入も単位の実質化に資するものと考えられる。

大学院授業要綱はこれまで研究科委員会において度々改訂を重ねてきた。年度始めに全大学院学生と大学院指導教員に配布し、修得すべき学力と教員による指導内容を明確にしてきた。2015年度からは、科目を必修／選択必修、主科目／副科目、科目の段階的履修を明示する分割番号（①、②・・・等）を付した。科目全般として、授業科目名、評価責任者、担当教員、一般目標、授業到達目標などを統一された書式で記載し、全ての科目で教科書・参考書、成績評価の方法・基準を明確にした。各授業実施日の学習目標、行動目標を明記し、予習の項目と参考資料の記載によって大学院学生の主体的な学習を促している。授業も、内容・方法ともにシラバスに記載されたとおりに実施しており、授業とシラバスとの整合性は確保されている（資料4-3）。

「生命科学実験入門」では大学院学生の希望に応じて、電子顕微鏡操作法、遺伝子操作法、免疫染色法などの9つのテーマを用意して、専門性の高い知識・技能を基礎的な

レベルから学ぶことができる。また、「大学院特別講義」は基礎・臨床研究者による特定の研究活動を見聞する機会になるため、主体的に参加するように促している。

研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度初めに全ての大学院学生に教員の指導のもとに作成された「大学院研究計画書」の提出を義務付けている。「大学院研究計画書」は当該年度から大学院課程修了（学位取得）までの研究計画を指導教員と大学院学生が協議して作成することになっており、研究指導計画を明示するとともに、それに基づく研究の実施を可能としている。それに加えて、学位授与までの学年次学習成果（ロードマップ）を表にしてまとめ、1年次から4年次までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデルを大学院の手引に明示している。また、「大学院活動ポートフォリオ」として、各年度終了時には指導教員と面談の上で一年間の研究活動実績・成果を報告する必要がある。これは、教員による研究指導計画の具体化とともに、学生自身にも研究スケジュールを確認させて学位取得に向けての意識向上を図るためである。

以上のことから、本学は学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

#### 【点検評価項目】

##### ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、進級条件として各学年ですべての科目を履修し、試験に合格することとしており、留級者に対しては当該学年での科目をすべて再履修させる学年制をとっている。単位制度の趣旨に基づく単位認定については、授業形態によって定められた出席基準をクリアした学生が定期試験を受験し、到達目標や達成度について、定期試験やレポートなどシラバスに記載した成績評価の方法及び基準に基づき評価し、単位認定を行っている。なお、授業時間外学習の内容はシラバスにおいても明示するようにしている。卒業・修了要件として 188 単位以上の単位修得者を所定の課程を履修したものと認定し、卒

業試験受験資格を与えている。共用試験の合格基準は、2021年度より、本試験75点以上、再試験70点以上としている。卒業試験の合格基準点は、必修問題は80点、A、B、C領域ともに70点以上と規定している（資料4-14）。令和4年度は歯科医師国家試験の領域が変更されるため、国家試験に準拠して卒業試験の領域と合格基準点を、必修問題は80点、A領域（総論）、B領域（各論）ともに70点以上と変更した（資料4-21）。

本学では、「学則」第10条の3で30単位までの範囲で他大学での既習得単位を認めることとするとしている。しかし、歯科医師養成を目的とする口腔歯学部として独自のカリキュラムを組んでいること、また、一般教育についても歯科医師養成を念頭に置いた授業内容であること、ほぼすべての授業科目が必修であることから、本学の授業科目と同等な内容と質を持つ既修得科目が確認できる場合に「学則」を適用することとしているが、基本的には全科目の履修を推奨している。学士等編入学試験入学者（第2学年編入）についても同様な理由で、第2学年の全授業科目の受講を推奨している。国内外の大学等との単位互換は行っておらず、卒業に必要な全ての単位は本学が認定する単位である。

他大学との連携授業として実施している教養科目の「博多学」、（九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、本学の五大学共同開講）、「食と栄養と健康」（福岡大学、中村学園大学、本学の三大学共同で開講）についても、単位認定は本学教授会が判定している。

定期試験・再試験・追試験、共用試験、卒業試験の成績判定は、学務委員会で審議され、学務委員会案として教授会へ提出され、単位認定が行われる。

総合学力試験等の総合的な学習到達度を測る試験結果については、科目ごとの得点をレーダーチャートで可視化し、学生へ提示を行っている。

歯学研究科における各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末又は学年末に成績認定を行っている。コースワークにおいては、科目担当教員が4段階（優・良・可・不可）で成績評価を行い、可以上で合格としている。

リサーチワークにおいては、主たる研究指導は教授又は准教授が行い、更に複数の研究指導者を置き指導体制を充実させている（資料3-2）。指導教員は手当の関係上2名まで（主、副）としているが変更は可能である。他大学、他研究機関にて研究指導を受ける場合においても、本大学院の課程として行うものであるから、歯学研究科指導教員が当該大学院学生の研究指導上の責任を負う仕組みになっている。

課程修了の質的・量的水準を具体化した「学位請求資格」には、将来学位請求をする上で博士課程在学中に学生が必要な要件を定めている（資料4-2）。

- 1) 本研究科博士課程に3年以上在籍する者。
- 2) 本研究科の定める修了に必要な単位を修得した者、または修得見込みの者。
- 3) 本研究科の定める必要な研究指導を受けた者。
- 4) 研究成果の公表として学会・研究会での筆頭発表演者（ポスター発表を含む）または論文の第1著者として計2回以上の発表（公表）を行った者。
- 5) 大学院中間発表を実施した者。

6) 授業料を完納した者。

学位申請論文の形式は、指定する学術雑誌に印刷公表された原著論文、あるいは掲載が予定されている原著論文の校正刷原稿又は未発表論文の原稿で、いずれも申請者が第一著者であることが条件である。また、すでに公表された原著論文に含まれる申請者自身によって得られた研究結果を系統的にまとめたテーシス形式の論文も審査の対象とされる。対象となる論文は原則としてインパクトファクターが付与された雑誌に発表されたものとし、質の高い論文が作成される仕組みになっている。

博士論文のあり方についての検討として、2015年に「学位規程施行規則の実施に関する細則」の改定を行った。共著者の増員を可能にしたことによって、学外機関を含む複数の研究グループからなる共同研究を推進できるようになった。また、リサーチワークの一環として、研究指導上有益と判断される場合には、他大学・研究機関にて研究指導を受けることができることを明示した。

予備審査ではそれぞれの項目について予備審査委員3～4名が「学位審査基準」の各項目について評価を行ない、その評価に基づいて研究科委員会での本審査において合否を決定する。なお、予備審査のうち1回は公開発表会の形式として実施される。早期修了者の学位審査では外部審査委員を加えることで、透明性を高めている。

「学位審査基準」は、予備審査と本審査から成る学位審査において、以下の8項目を審査の基準として示したものである。

- 1) 研究目的が明瞭であること（課題設定が明らかであること）
- 2) 研究方法が適切であること（目的を達成するために適切な手法が執られていること）
- 3) 研究結果の取扱いや解釈が正当であること（適切なデータ収集と統計処理によって結果を正しく導き出していること）
- 4) 論旨に妥当性や一貫性があること（論理的な考察と結論が得られていること）
- 5) 当該の学問分野において学術的な意義を見いだせること（新規性、先駆性、独創性、有用性を持つ内容であり、査読のある学術雑誌に出版される水準であること）
- 6) 研究に対して高い倫理的配慮がなされていること（法令及び研究機関などが定める倫理指針を遵守し、研究の信憑性を揺るがす行為がないこと）
- 7) 研究背景に対して広範かつ正確な知識を有すること（先行研究の情報収集が充分であって偏りが無いこと）
- 8) 申請論文に対する貢献が明白であること（申請者と共同研究者の担当部分が明らかであり、申請者の主体的かつ中心的な関与が確認できること）（資料4-2）

学位審査基準は大学院の手引とホームページにおいて学内外に広く明示・公表している。

また、歯学研究科の課程修了要件は「大学院学則」第9条によって、原則として「4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない」と定めている（資料1-2）。

2016 年度から学位規程施行規則を厳格に運用して、学術雑誌に掲載又は受理された論文のみを学位請求論文として受け付けている。その代わりに、学術雑誌に投稿しているが受理の通知を得ていない論文については、第 4 学年の 3 月初めに仮の学位請求をすることを可能にした。この場合、在籍中に一定の予備審査期間を確保することを条件にして、学術雑誌受理の上で、予備審査並びに本審査を学位申請後 1 年以内に終了すれば、本審査合格の月末に学位を授与することとした。この改正によって、修業年限内の学位授与を厳格化しつつも、事情により論文受理が間に合わない場合には一定の条件付きで救済できるようにした（資料 4-1）。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

### 【点検評価項目】

#### ⑥ 学位与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、アウトカム基盤型教育に基づいた 6 つのコンピテンスと 65 のコンピテンシーからなる 6 つのディプロマ・ポリシーとして学生が修得すべき能力を明示した（資料 1-3）。2019 年度のシラバス作成にあたり、授業のコマごとにその授業で修得すべきコンピテンシーの記載を行い、各授業の特性と学習成果の目標であるディプロマ・ポリシーの達成との関連を明示した。

また、2014 年度に採択された文部科学省大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）による大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」を推進しており、6 つディプロマ・ポリシーに関連するコンピテンシーの達成度の数値化を試みている。なお、今後はその数値化した達成度の妥当性を検証し、その結果を学生に提示する予定としている（資料 4-8）。大学教育再生加速プログラム「学修成果の可視化」の目標には、本学のディプロマ・ポリシーの達成が社会においてどのように活かされているかを解析し、卒業生の質的保証を行うための授業内容の改善を行うことを挙げており、その一環として在学生および研修歯科医へのディプロマ・ポリシーや学士力についての認知度や今後の課題についてのアンケート調査および医学・歯学教育に関する教員や地域の有識者・開業

歯科医院長によって構成される外部評価委員会による外部評価を受審した（資料 4-22、資料 2-22）。

歯学研究科のシラバス（授業要綱）には、授業科目ごとに学習目標、行動目標、予習の項目、媒体・参考資料が示され、各学生の達成度を図るための成績評価の方法と基準を明確にしている。各授業科目の評価は、各種試験、レポート、受講状況等によって、評価担当教員が学期末又は学年末に成績認定を優・良・可・不可の4段階で判定している。また、学位授与に求められる学習成果を表にしてまとめ、ディプロマ・ポリシーの4項目に必要とされるコースワークでの学習成果と、リサーチワークでの活動ならびに学位授与基準8項目との関係性を対応表として大学院の手引に明示している（資料 4-2、資料 4-3）。

学習成果を漏れなく把握して公平に評価することは、大学院学生の経済的なサポートに関わる奨学金等の選考基準にもなるため重要である。学習成果の評価基準を明確するために、各年度初頭に前年度の学業成績を点数化し、研究科運営委員会と研究科委員会で公開している。コースワークでは、第2学年以上は単位修得状況（単位数、成績）、第1学年は入学時の共通科目（英語）の試験、面接試験の成績に基づいている。リサーチワークでは、「大学院活動ポートフォリオ」として報告された研究活動実績・成果（論文、学会発表）に基づいている。

以上のことから、本学は学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は学生による授業アンケートを行い、その結果を基に各教員が授業の改善策を提出することを義務付けている。授業アンケート結果に対して、科目担当教員は「評価結果をどう捉えたか、今後の改善策をどうするか」等を回答し、授業アンケート結果とともに、授業評価報告書や学内専用のホームページで公開している（資料 4-23）。

第1、2学年の理系科目（数学、物理、化学、生物）および文系科目（英語、哲学）の評価責任者により2010年度に作成された「低学年教育改善にむけた提言」および第1～4学年の助言教員により作成された「助言教員の役割」に基づき学生教育および指導を行っている（資料 4-24、資料 4-25）。

第1～3学年に行っている総合学力総合試験の結果をレーダーチャートにまとめ、学生に弱点項目の確認と改善・向上に向けての個別指導を行っている。

多肢選択問題である総合学力試験・再試験・追試験および卒業試験・再試験・追試験の問題は、複数の分野の教員によりブラッシュアップを行い問題の適正化を行うとともに

に、試験結果（問題の正答率、識別係数）の解析を行い、成績評価の資料として用いている。

歯学研究科においては、コースワークで開講している講義・演習の学生アンケート結果を授業担当教員へフィードバックしている。また、次年度の授業要綱等作成などの機会に教育目標やカリキュラムの編成・実施方針の適切性について研究科運営委員会において確認を行っている（資料 4-26、資料 4-27）。

大学全体としては、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル（PDCAサイクル①）を機能させている（資料2-14、資料2-15）。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCAサイクル（PDCAサイクル②）を機能させている（資料2-12、資料2-13）。この2つのPDCAサイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

## (2)長所・特色

口腔歯学部においては、アウトカム基盤型教育を基盤とした学修指針として卒業までに身に付けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの設定を行い、その到達度を可視化しているところに長所・特色がある（資料 1-3、資料 4-8）。また、ディプロマ・ポリシーの到達度をコンピテンス・コンピテンシーより数値化し、ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性が客観的データとして表され、内部質保証の有用な指標となっている。この事は教学マネジメントにとって非常に有効な手段である。

また、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等を適宜検証し、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。また、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の実践」を目指していることであるが、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している（資料 4-5）。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離れた進級試験としての「総合学力試験」を実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取り組みの向上に努めている（資料 4-13）。

本学は「積上げ・繰返し・学習（TKG）」を提唱し学生と教員に周知している。総合学力試験の本試験合格基準も積上げ型とし、1年は60点、2年は65点、3年は70点としている。助言教員が学生の学習状況を確認・指導することを徹底し、令和3年度のCBTの本学平均点が昨年度より5.2点向上した。2021年度は、ワーキンググループによる

検討を重ねて 5 年生の試験制度改革を行い、総合学力試験を新たに導入した（資料 4-15）。

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは完全に整合しており、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度、それに向けての教育カリキュラム（コースワーク・リサーチワーク）、入学者として求められる要件を明確に示している。

コースワークで履修が求められる科目は、①基盤的知識・技能（生命科学概論・演習）、②口腔医学に関する能力（総合医学概論・演習）、③生命科学実験技能（生命科学実験入門）、④特定領域研究・臨床能力（所属講座等の講義・演習）に分けて設定され、リサーチワークでの個別課題での研究成果の習得へと有機的につなげている。コースワークでの学修成果は適切に評価され、学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、指導教員との話し合いによる「大学院研究計画書」の提出と「大学院活動ポートフォリオ」による振り返り、複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」での発表・質疑応答が、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。

また、研究指導計画（指導方法及びスケジュール）の立案方法、1年次から4年次までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデル、並びに学位授与に求められる学習成果と学位審査基準の関係性については大学院の手引に明確に示してある（資料 4-2）。

### (3) 問題点

口腔歯学部においては、2021年度の歯科医師国家試験の合格率が 56.6%から 65.0%となり、CBTの本試験の平均値が 70.7点から 5.2点上昇して 75.9点となり全国平均値を上回り、改善傾向がみられた。しかし、CBTおよび歯科医師国家試験の合格者をさらに増加させるための対策、教育改善が求められる。本年度も問題解決への改善策を教育支援・教学 IR 室や学務委員会及び部長会等で検討し、全学年のカリキュラム改革、共用試験の合格基準点の変更、形成試験の導入等の対策が必要である。また、今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、専門医を目指す大学院学生や臨床研究による学位取得ができるコースを検討するなどにより、大学院希望者の増加を図る必要がある。このような課題への対応については、現在までは研究科委員会と研究会員会が中心となっており、今後は自己点検・評価委員会とも連携しながら対応する必要がある。

### (4) 全体のまとめ

口腔歯学部においては本学の教育の根幹である口腔医学のより一層の推進のために、コンピテンス・コンピテンシーに基づくアウトカム基盤型教育を基盤とし、ディプロマ・ポリシーの到達度を数値化、可視化した本学の教育システムを更に進化させてゆく必要がある。このためには、教育支援・教学 IR 室や各種委員会にて間断なく実績の検証と改善を行うことが求められる。この取り組みは、中期的に歯科医師国家試験や共用試験の合格率の向上や、口腔歯学部教育の PDCA サイクルの向上につながると期待され

る。成果として、2021年度のCBTの本学平均点が昨年度より5.2点向上したことと、歯科医師国家試験の新卒合格率が8.4%上昇したことが挙げられる。

歯学研究科においても、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの各項目間は適切に整合している。コースワークとリサーチワークも有機的につながり、組織的な教育・研究指導によるカリキュラムとなっている。全ての学年の大学院学生に対して、年度初めに「大学院研究計画書」、年度の終わりには「大学院活動ポートフォリオ」を指導教員と面談の上で1年間の研究活動実績・成果として提出させ、研究の進捗状況と指導の適切性を検証している。リサーチワークにおいては、大学院在籍期間中に計2回以上の「学会発表等」と「大学院中間発表」を義務付けており、大学院4年間で学位を取得するために有効な成果を挙げている。今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を現在検討しているところである。

また、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点に新たに複数項目追加されており、自己点検・評価委員会での検討を開始することとした。

#### 【根拠資料】

- 資料 4-1 福岡歯科大学学位規程
- 資料 4-2 令和3年度大学院の手引
- 資料 4-3 令和3年度大学院授業要綱
- 資料 4-4 福岡歯科大学教授会運営規則
- 資料 4-5 福岡歯科大学課程表
- 資料 4-6 令和3年度授業要綱
- 資料 4-7 福岡歯科大学ホームページ（教育内容の公表（課程表・シラバス））
- 資料 4-8 教育成果の可視化に関する資料
- 資料 4-9 福岡歯科大学大学院研究科委員会運営規則
- 資料 4-10 令和2年度入学前教育概要
- 資料 4-11 令和3年度修学支援講義資料
- 資料 4-12 福岡歯科大学大学院の単位認定に関する細則
- 資料 4-13 総合学力試験の実施について（学生保護者案内文書）
- 資料 4-14 福岡歯科大学試験、成績の評価及び進級に関する規則
- 資料 4-15 令和3年度5学年知識・学力評価について
- 資料 4-16 平成31年海外研修派遣学生・引率教員一覧
- 資料 4-17 令和3年度第6学年統合演習Ⅱ、実力試験（追加試験含）及び卒業試験の実施要領
- 資料 4-18 令和3年度教員別オフィスアワー設定表
- 資料 4-19 講義録画システム利用案内
- 資料 4-20 令和3年10月18日学務委員会議事録
- 資料 4-21 令和4年度卒業試験実施要領
- 資料 4-22 福岡歯科大学 AP事業 平成28年度 外部評価での御指摘、御意見

および意見書への対応

資料 4-23 令和 3 年度「学生による授業評価」報告書

資料 4-24 低学年教育改善作業部会報告書

資料 4-25 「助言教員の役割」ワークショップのプロダクト集

資料 4-26 令和 2 年 2 月 4 日研究科運営委員会議事録

資料 4-27 大学院授業アンケート結果及び教員フィードバック後コメント

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

##### ①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

口腔歯学部では、学校教育法施行規則の一部改正に伴い3つのポリシーを策定する際の参考指針として策定された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)、及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインに沿って、2016年度に学長を部会長とする3つのポリシー検討部会を立ち上げ、本学の建学の精神、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえた学生の受け入れ方針を以下のとおり改定した(資料1-3、資料5-1)。

#### 『入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)』

福岡歯科大学では、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師の養成を目指して、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取り入れた、より総合的な口腔医学教育を実践しています。また、より幅広い知識、より高度なスキル、そして豊かな教養と人間性を備えた口腔医学のスペシャリストを育成すべく、「教養教育」「基礎医学教育」「専門教育」を3つの柱とした独自のカリキュラムを構築し、実習重視の授業体制によって、本学ならではの6年間一貫教育を実現しています。この本学での教育を通じて修得した歯学および医学知識を駆使し、医科と連携して患者中心の医療を推進することで、人々の健康をトータルサポートできる歯科医師を養成します。このような歯科医師養成を実現するため、福岡歯科大学では以下のような資質・能力・意欲をもつ学生を受け入れます。

1. 入学目的が明確で、生命に対する適切な倫理観を持ち、入学後も生涯にわたり自己学習を継続する意欲と情熱を有している。〈関心・意欲・態度〉
2. 柔軟性と協調性を有し、周囲の人と良好な関係を保つことができる基本的なコミュニケーション力を有している。〈技能、思考・判断・表現〉
3. 基礎学力が体系的に身につけており、大学入学後の学習に必要な学力を有している。〈知識・理解、技能、思考・判断・表現〉
4. 旺盛な知的好奇心と探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決に取り組むことができる資質を有している。〈思考・判断・表現、関心・意欲・態度〉

5. 地域・社会への貢献を志し、奉仕する使命感を有している。〈関心・意欲・態度〉

6. 医療を通じて国際活動を行う意欲を有している。〈関心・意欲・態度〉

このアドミッション・ポリシーは、大学ホームページに掲載し広く公表するとともに学生募集要項及び大学案内パンフレット等に掲載し、受験生並びに保護者に配付している(資料 1-5)。

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像として、アドミッション・ポリシーの中で「基礎学力が体系的に身につけており、大学入学後の学習に必要な学力を有している。」と明記しており、その他資質や能力についても、具体的に明示し、求める学生像を受験生及び保護者等にわかりやすく明示している。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、学力試験や面接及び提出書類における評価項目を明示した入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと併記することで、入学希望者に求める資質・能力や学力水準とその評価項目及び判定方法を具体的に明示し、その内容をホームページや学生募集要項等に掲載している)。なお、評価項目及び判定方法は下記のとおりである。

#### ○提出書類の活用法

高等学校での勉学態度・意欲及び学習の達成度を評価する。文系理系にとらわれず幅広く学習しているかという観点から、理系科目だけでなく文系科目の基礎知識や能力についても評価する。また、生活態度、課外活動や社会貢献についても評価する。

#### ○学力試験

外国語（英語）：基本的な語学力・文法力をそなえ、標準的な読解能力や英作文能力を有しているかを評価する。

数 学：基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を論理的に考察し数学的に処理する能力を有しているかを評価する。

理 科：基本的な概念や原理・法則を理解し、自然科学の現象を論理的に説明する能力を有しているかを評価する。

#### ○大学入学共通テスト利用選抜

指定した科目によって、高等学校等での学習の達成度を評価する。

#### ○小論文

文章作成・表現能力、課題探求能力、柔軟かつ論理的な思考力、問題提示及び問題解決能力を備えているかを評価する。

#### ○面接

質疑応答を通じて総合的な思考力を判断するとともに、本学で学ぶ意欲、歯科医師としての志、医療に対する意欲や関心、自然科学に対する探究心、国際的な視点、コミュニケーション能力、人間性等を評価する。

歯学研究科については、口腔歯学部における 3 つのポリシーを見直しした際にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと合わせてアドミッション・ポリシーについてもその関連性や教育内容を踏まえ、以下のとおり改訂し、口腔歯学部同様、ホームページに掲載して公表している。さらに、大学院学生募集要項や大学院の手引に記載し、歯科医師臨床研修時の大学院説明会等で周知している(資料 4-2、資料 5-2、資料 5-3)。

『福岡歯科大学 歯学研究科 アドミッション・ポリシー』

1. 豊かな人間性と社会性を持ち、生命と医療に対する倫理観を有している。
2. 生命科学に関する基本的な知識と語学力を持ち、自ら課題を解決する資質を有している。
3. リサーチ・マインドを持ち、科学的根拠に基づく口腔医療やそれを支える生命科学研究の遂行に強い意欲を有している。
4. 口腔医学の実践を通じて、地域社会及び国際社会への貢献を目指している。

このように、歯学研究科において求める学生像について、アドミッション・ポリシーの中で能力・資質を明示し、求める水準の判定方法についても、学力試験及び面接において適切に判定している。

以上のことから、学生の受け入れ方針は適切に設定され、公表されていると判断できる。

【点検評価項目】

- ②学生の受け入れ方針にそって、学生募集及び学生選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

入学者選抜は、「学則」第 16 条第 2 項に、「入学者の選考は、別に定めるところにより入学試験委員会が行う」と規定しており、別に定めるところとして「福岡歯科大学入学者選抜規則」が制定されている(資料 1-1、資料 5-4)。「福岡歯科大学入学者選抜規則」の中で入試委員会の処理事項が定められており、その中の入学試験の企画に

関する事項に基づき毎年の入学者選抜制度について検討及び検証を行っている。アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の方法として総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜に区分して実施している(資料 1-5)。大学入学共通テスト利用選抜については、大学入学共通テストの結果を利用し、指定した科目によって、高等学校等での学習の達成度を評価しており、アドミッション・ポリシーに基づく適切な学生募集及び入学者選抜制度を設定している。なお、入試区分及び選考方法については表 5-1 のとおり。

表 5-1:入試区分及び選考方法

入試験分	選考方法			
総合型選抜 1 期	自己推薦カード 出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※	小論文	個人面接	基礎学力テスト
学校推薦型選抜	学校長の推薦書 (指定校の場合, 別途「学校推薦型選抜に係る推薦書」) 出身学校調査書	小論文	個人面接	
総合型選抜 2 期	自己推薦カード 出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※	小論文	個人面接	基礎学力テスト
一般選抜 A 日程	出身学校調査書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 専修学校高等課程修了証明書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 大学入学資格検定合格成績証明書※		個人面接	学力試験
大学入学共通テスト利用選抜 1 期	出身学校調査書※ 出身学校卒業証明書および単位修得証明書※ 専修学校高等課程修了証明書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 大学入学資格検定合格成績証明書※		個人面接	大学入学共通テスト
一般選抜 B 日程	出身学校調査書※ 出身学校卒業証明書および単位修得証明書※ 専修学校高等課程修了証明書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 大学入学資格検定合格成績証明書※		個人面接	学力試験
大学入学共通テスト	出身学校調査書※ 出身学校卒業証明書および単位修得証明書※		個人面接	

ト利用選 抜 2 期	専修学校高等課程修了証明書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 大学入学資格検定合格成績証明書※			大学入 学共通 テスト
総合型選 抜 3 期	自己推薦カード 出身学校調査書※ 出身学校卒業証明書および単位修得証明書※ 専修学校高等課程修了証明書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 大学入学資格検定合格成績証明書※	小論文	個人面接	基礎学 力テス ト
大学入学 共通テス ト利用選 抜 3 期	出身学校調査書※ 出身学校卒業証明書および単位修得証明書※ 専修学校高等課程修了証明書※ 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書※ 大学入学資格検定合格成績証明書※		個人面接	大学入 学共通 テスト

※いずれかひとつを提出

本学の入学者選抜実施の体制については、先述のとおり入学試験委員会が行うと規定しており、これに基づき「福岡歯科大学入学者選抜規則」が制定されている。入学試験委員会は、学長を委員長とし、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長、学務課長で構成され、入学試験の実施及び入学者の選考に関し、①入学試験の企画に関する事項、②「福岡歯科大学入学者選抜規則」第6条に定める各種委員の人選に関する事項、③入学試験問題の作成及び採点に関する事項、④入学試験問題の管理及び試験の施行に関する事項、⑤入学者の選考に関する事項、⑥大学入学共通テストの実施に関する事項、⑦その他入学者の選考に関し必要な事項について処理することを定めている。

また、入学者選抜試験毎に出題採点委員、面接委員を学長が選任している。入学者選抜試験における学力試験においては、問題の質を担保するため、出題採点委員が問題を作成した後、入学試験委員会での問題チェックの他に、2017年度からは、試験問題を外部機関に依頼して、事前及び入試当日に問題の質と解答のチェックを行っている(資料5-5)。小論文の問題作成に関しては、毎年新作問題を出題採点委員が作成し入学試験委員会で検証の後、採用問題を決定している。このことから入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制について、適切に整備がなされている。

公正な入学者選抜実施の視点では、採点の公正性を期すため、小論文の点数は、5名の小論文担当の出題採点委員の平均点数を採用し、面接においても受験者1名につき3名の面接委員で判定した結果を用い、更に受験者の氏名、受験番号が事前に面接委員に分らぬよう対応しており、受験生の公平性は保たれている(資料5-6)。また、入学を希望する者への合理的な配慮については、学生募集要項に「病気・負傷や障害等のために受験上及び修学上の配慮を希望する者は出願前に学務課入試係にご相談ください。」と明記し、そのニーズを把握し、適切に配慮している(資料5-7)。

歯学研究科のアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の方法として、「生命科学に関する基礎的知識と語学力」は、外国語（英語）試験と専門分野の試験で判定している。また、「人間性、社会性、倫理観、地域社会や国際社会へ貢献する志、生命科学研究への意欲」は、面接による判定を行っている（資料 5-8）。歯学研究科の入学者選抜試験については、「大学院学則」第 16 条第 2 項に、「入学者の選考は、別に定めるところにより研究科運営委員会が行う」と規定しており、入学者選抜は研究科運営委員会のメンバーを中心に複数名の教員によって行っている（資料 1-2）。面接試験については、専攻科目の指導教員及び研究科長と研究科運営委員長の 3 名体制で行うなどの措置を取ることで適切に実施している。

学生募集は年 2 回実施し、必要に応じて追加募集を行っている。例年 5 月に学生募集要項を決定し、関係大学へ送付し対象学生への周知を依頼するとともに、ホームページに掲載し公表している。入学者選抜試験は、一次募集、二次募集及び追加募集のいずれも共通試験としての共通外国語（英語）、専攻科目及び個人面接試験（本学出身者を除く）を実施することを学生募集要項等に明示している。この様に歯学研究科では、アドミッション・ポリシーにそって、豊かな人間性と社会性の有無、生命科学に対する基本的な知識やリサーチ・マインドなどを学外からの応募者に対して面接試験で研究科委員会が評価している。学力については、全応募者に外国語試験を実施し、基本的な語学力に関して評価している。また、専門科目については、各研究分野より研究科目に関しての質問を小論文形式で試験を実施している。このように、本学が行っている大学院入学試験は、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜が十分に機能していると考えている。

以上のことから、学生の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学では、2010 年度に募集人員を 96 名に削減して以降、やむを得ず募集人員を超える入学者が生じた場合には、翌年度に、前年度に募集人員を超えて入学した者の数を減じて募集人員を設定してきた（資料 1-5）。収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する対応として、2020 年度入学生より入学定員を募集人員と同じ 96 名とする学則変更が認められた（資料 5-8）。2020 年度入学者以降、毎年入学定員を 96 名とすることで 2025 年度には現在の 720 名の収容定員が 576 名へ変更となり、実態に即した適切な入学定員及び収容定員による在籍学生数の管理が可能となる（資料 1-1）。

過去5年間年度別収容定員充足率は、表5-2のとおりである。

表5-2: 過去5年間の入学者数比率

年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入学定員 (a)	120名	120名	120名	96名	96名
募集人員 (b)	95名	94名	93名	96名	96名
入学者数 (c)	87名	97名	85名	88名	71名
入学者数比率A (c) / (a)	0.725	0.792	0.708	0.917	0.74
入学者数比率B (c) / (b)	0.915	1.032	0.913	0.917	0.74

なお、2021年度及び2022年度選抜における試験区分別の募集人員及び入学者の実績は表5-3、表5-4のとおりである。また、2021年度よりA0入試に代わって総合型選抜を採用した。

表5-3: 2021年度入試区分別入学者実績

試験区分	総合型選抜1期	学校推薦型選抜	総合型選抜2期	一般選抜A日程	大学入学共通テスト利用選抜1期	一般選抜B日程	大学入学共通テスト利用選抜2期	大学入学共通テスト利用選抜3期
募集人員 (入学者)	10名 (15)	10名 (11)	12名 (3)	45名 (22)	5名 (0)	10名 (15)	2名 (1)	2名 (0)

表5-4: 2022年度入試区分別募集人員

試験区分	総合型選抜1期 (専願制)	学校推薦型選抜 (専願制)	総合型選抜2期 (併願制)	一般選抜A日程	大学入学共通テスト利用選抜1期	一般選抜B日程	大学入学共通テスト利用選抜2期	総合型選抜3期 (併願制)	大学入学共通テスト利用選抜3期
募集人員	約10名	約20名	約15名	約30名	約5名	約10名	約2名	約2名	約2名

編入学（第2学年）については、2015年度以降、第2学年に欠員が生じた場合に実施することとし、2016年・2017年度には欠員が生じなかったため実施しなかった。

なお、2018年度入学試験は、新入生の募集人員を94名とし、第2学年編入学定員を2名に設定して、編入学学生の募集を行った(資料5-9)。また、2019年度入学試験においても、同様に募集人員を94名とする予定であったが、2018年度に入学者数が1名超過したため、募集人員を93名とし、第2学年編入学試験は定員を2名として実施した(資料5-10)。しかしながら、2019年度の入学者が85名と募集人員の93名を割り込み欠員が生じたため、2020年度入学試験では編入学定員を8名として編入学試験を実施する体制へと変更を行った(資料5-11)。過去5年間の編入学者数は、表5-5のとおり。

表5-5: 過去5年間の編入学者数

年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
募集人員	募集なし	若干名	2名	8名	8名
編入学者数	0名	5名	1名	4名	3名

歯学研究科の入学定員は 18 名としているが、年度毎に入学者の変動がみられ、定員を満たす対策として、入学試験開始前に基礎分野別による説明会を行っている(資料 5-12)。歯学研究科の過去 5 年間の入学者数は表 5-6 のとおり。

表 5-6: 過去 5 年間の入学者数(歯学研究科)

年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
入学定員	18 名				
入学者数	16 名	9 名	4 名	15 名	9 名

以上のことから、募集人員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理ができていると判断できる。

### 【点検評価項目】

- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、各入学試験実施前後に入学試験委員会を開催し、当該入学試験での問題点や改善点について事前・事後を問わず意見交換を行う機会を設け、実際に業務に関わっている出題採点委員や面接委員からヒアリングを実施した結果や実際の面接等で使用した採点表を確認する等、定期的に点検・評価を行っている(資料 5-13)。入学試験の区分や募集人員数、試験方法等について入学試験委員会で検討した改善策等について、次回の入学試験に反映すべき内容については、入学試験委員会案として教授会に提案し、意見を聞いた後、理事会において承認を得て学生募集要項等に掲載・公表の上、実施している。また、入学試験委員会では、適切な入学試験業務実施の検証だけでなく、試験区分毎に入学者における入学後の修学状況等の追跡調査も実施し、その結果を、新たな入学試験区分の設定や募集人員の変更等に反映させる等、点検・評価結果に基づく改善・向上策についても実施している(資料 5-14)。

また、大学全体としては、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル(PDCA サイクル①)を機能させている(資料 2-14、資料 2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCA サイクル(PDCA サイクル②)を機能させている(資料 2-12、資料 2-13)。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

## (2) 長所・特色

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、総合型選抜および学校推薦型選抜で小論文を課しており、全ての入学試験区分において、面接試験を課している点である(資料 1-5)。小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017 年度入学試験以降では、総合評価を 5 段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で 5 段階評価を実施したことは長所である。また、2021 年度より総合型選抜を導入し、小論文と個人面接に加えて基礎学力テストを課していることは特徴の 1 つである。

2017 年度からは、整合性を持たせた 3 つのポリシーを新たに策定し、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、アドミッション・ポリシーに基づく試験区分、選考方法及び入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて学生募集要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も特色である(資料 1-3、資料 5-1)。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いている。その対策として、歯学研究科への進学を奨励する制度(第二種特待生制度)、優秀な学生を表彰する制度(第一種特待生制度)、学部学生の頃から研究に触れさせて、歯学研究科進学につなげる取り組み(リサーチスチューデント制度)、臨床研修歯科医に対する歯学研究科進学への勧誘(研修歯科医臨床セミナー)を実施している(資料 5-15、資料 5-16、資料 5-12)。以上の改革は、歯学研究科入学者の増加に寄与できるものと期待できる。

## (3) 問題点

口腔歯学部では、2010年度から入学定員120名のところ、募集人員96名で対応している。先に述べたとおり収容定員の未充足については、入学定員を変更したことで一定の改善は認められたが、出願者の減少については、早急に改善すべき課題である。将来的に歯科医療サービスが治療中心型から治療・管理連携型へ移行することで歯科医療ニーズが拡大していくことをデータ等の根拠を基に社会へアピールするとともに、建学の精神である「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成すること」を明確に打ち出していくことが必要と考える。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いているため、研究科運営委員会において定員充足に向け検討を重ねている。

## (4) 全体のまとめ

「学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」は、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」との関連性について整理し、一貫性のあるものとして設定されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改

善に向けた取り組みについては適切に対応できている。口腔歯学部では入学試験委員会  
が中心となり、入学試験の制度や体制の点検・改善を行っており、学生の受け入れに関  
する PDCA サイクルは機能していると言える。

歯学研究科においては、新たなアドミッション・ポリシーの策定によって、歯学研究  
科の求める学生像がこれまで以上に明確になり、学部学生、臨床研修歯科医、教員への  
様々な改革を通じて収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつある。今後は、  
研究科運営委員会が中心となり、問題点を分析して適切な対応を行い更に定員未充足の  
改善を図る。

#### 【根拠資料】

- 資料 5-1 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
- 資料 5-2 福岡歯科大学 歯学研究科 アドミッション・ポリシー【ウェブサイト】
- 資料 5-3 令和 4 年度大学院学生募集要項
- 資料 5-4 福岡歯科大学入学者選抜規則
- 資料 5-5 入試問題チェック依頼
- 資料 5-6 面接試験実施要領
- 資料 5-7 令和 4 年度入学試験要項
- 資料 5-8 令和元年 9 月 17 日第 539 回理事会議事録
- 資料 5-9 平成 30 年度学士等編入学試験要項
- 資料 5-10 平成 31 年度学士等編入学試験要項
- 資料 5-11 令和 2 年度学士等編入学試験要項
- 資料 5-12 大学院のすすめ開催概要
- 資料 5-13 令和 3 年 3 月 6 日入学試験委員会議事録
- 資料 5-14 令和 2 年 9 月 11 日入学試験委員会議事録
- 資料 5-15 福岡歯科大学大学院特待生規程
- 資料 5-16 福岡歯科大学学生研究支援プログラム実施規則

## 第 6 章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学の建学の精神を踏まえ、その理念と目的を実現するため、大学として求める教員像を設定し、教員組織の編制方針を定めている(資料 6-1)。

「福岡歯科大学 求める教員像及び教員組織の編制方針」については、2019 年 9 月の自己点検・評価委員会で本学の実体に即した原案を策定し、教授会で意見を聴取した後、2019 年 10 月 15 日開催の第 540 回理事会で承認された(資料 2-2、資料 2-3、資料 2-6)。

大学として求める教員像としては、優れた人格と見識を有するとともに、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績を有すること、また、本学の定める 3 つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育研究に専念すること、更に、「福岡歯科大学教員選考規程」に基づき教員の資格を定め、建学の精神と口腔医学の理念に合う資質を大学の教員像として求めている(資料 6-2)。

教員組織の編制に関しては、教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動について学長が統督し、関連法令により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置している。その際、教育研究上の必要性や専門的力量、適切な学習指導能力等を踏まえた上で、年齢構成、ジェンダー、経歴等に配慮している。また、教員の募集、採用、昇任等を公正かつ適切に実施し、FD 活動を組織的に推進して教員の資質の向上を図りながら教育内容・方法等の改善に継続的に取り組んでいる。更には、教員の教育研究活動の業績を年一回の人事考課により点検・評価し、その活性化を図っている(資料 6-3)。

これらの方針等については、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催した SD において説明したほか、学内掲示板、学内広報誌及びホームページへの掲載、法人役員、学長及び講師以上の教員、管理職職員が一堂に会して情報共有や意見交換を行う朝食会での印刷物の配付等を通して広く周知を図っている(資料 2-7、資料 2-8、資料 2-9、資料 2-10、資料 2-11)。

## 『福岡歯科大学 求める教員像及び教員組織の編制方針』

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、次のとおり求める教員像及び教員組織の編制方針を定める。

### 【求める教員像】

1. 優れた人格と見識を有し、かつ健康で、また、優れた教育研究指導上の能力と教育研究業績及び豊富な臨床経験を有し、教育研究及び臨床に対して熱心に取り組む者
2. 「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育研究に専念する者
3. 本学の建学の精神を理解し、口腔医学の推進に寄与する者

### 【教員組織の編制方針】

1. 教員組織の編制及び人事の立案並びに教育研究活動については学長が統督する。
2. 関連法令により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置する。
3. 教育研究上の必要性を踏まえた上で、年齢構成及び性別等に配慮した教員組織を編制する。
4. 教員の募集、採用、昇任等は、公正かつ適切に実施する。
5. FD活動を組織的に推進し、教員の資質向上を図り、教育内容・方法等の改善に継続的に取り組む。
6. 教員の教育研究活動の業績を評価し、その活性化を図る。

### 【点検評価項目】

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学では、求める教員像、教員組織の編制方針に基づき、大学の教員組織は4部門13講座39分野、3つのセンター及び1室にて編制し、設置基準以上の教員を十分に確保している。なお、本学は単科大学であるため、この全学的な教員組織をもって、教育研究活動を展開している。

具体的な教員組織の編制は、口腔・歯学部門は4講座11分野、全身管理・医歯学部門は3講座14分野、社会医歯学部門は2講座6分野、基礎医歯学部門は4講座8分野、3センター（口腔医療センター、口腔医学研究センター、地域連携センター）、1室（教育支援・教学IR室）から構成されている（資料6-4）。各分野の構成人数は学長を委員長とする「教員組織検討委員会」で原案を策定し、部長会（学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織）及び教授会での意見聴取後、理事会の議を経て決定した教員定数に基づき、教員組織の編制を行なっている（資料3-10、資料6-2）。歯学研究科においては、学長を研究科長とする研究科委員会が置かれ、研究科教員組織の編制を行っている。研究科教員は口腔歯学部の教授・准教授の中から選任され、口腔歯学部との併任である。

2022年の教員数は、口腔・歯学部門は58名、全身管理・医歯学部門は47名、社会医歯学部門は8名、基礎医歯学部門は31名、3センター（口腔医療センター、口腔医学研究センター、地域連携センター）は14名、1室（教育支援・教学IR室）は1名の教員により構成されている。また、大学院卒後助教5名、重点配置教員2名を配置している。その他に、上記部門等に所属しない客員教授・准教授13（常勤5名、非常勤8名）名、臨床教員31名、非常勤講師80名を配置し、総計283名の教員から構成されており、口腔医学を推進するために必要な教員組織が編制されている。なお所属教員総括については表6-1のとおり。

表6-1:所属教員総括

	学長	教授等	准教授	講師	助教	計
学長	1					1
口腔・歯学部門		11	4	17	26	58
全身管理・医歯学部門		13	2	10	22	47
社会医歯学部門		3	1	2	2	8
基礎医歯学部門		8	3	11	9	31
口腔医療センター		3	1	5	1	10
再生医学研究センター		2				2
地域連携センター		1				1
教育支援・教学IR室		1				1
その他客員教員（常勤）		5				5
計	1	47	11	45	60	164

歯学研究科においては、口腔歯学部と同様な組織編制の下、教授（学長含む）41名と准教授10名、非常勤講師2名の総計53名（2022年5月現在）により構成されている（資料6-5）。

教員の確保にあたっては、学位の取得を要件とすることで教員の専門性と資格を明確化し、教育目標やカリキュラムに基づく採用、年齢構成に配慮した採用を目指している。大学全体の教員（学長、客員教員（常勤）含む）の平均年齢は45.4歳で、年齢別では20歳代が2名（1%）、30歳代が68名（36%）、40歳代が35名（24%）、50歳代が33名（23%）、60歳以上が26名（16%）の構成となっている。職位別では教授（学長、客員教員（常勤）含む）48名、准教授11名、講師45名、助教60名であり、大学設置基準で求められる専任教員数137人以上（内教授18人以上、講師以上36人以上）を満たしている。その他、男女別では男性115名、女性49名でバランスの取れた教員構成となっている。

「口腔医学」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、教養から専門まで必要な科目を4部門で分担している。必修科目については概ね専任教員が担当し、教育支援・教学IR室が教養教育から専門教育までの支援を広く行う体制をとっている。本学のカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成は学長のリーダーシップのもと部長会、教授会及び学務委員会において包括的に検討し、アウトカム基盤型教育に基づいて定めている。教養教育においても身に着けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）を設定し、それにも適合した教員を配置した運営体制を整えている。歯学研究科においては、基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員の研究テーマ一覧表を作成し、各教員がその専門性に基づいて適切に配置されている。

#### 【点検評価項目】

##### ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用（昇任を含む）に関する基準は「福岡歯科大学教員選考規程」及び「福岡歯科大学教員選考に関する資格細則」等に定められており、それに基づいて手続きを行っている（資料6-2、資料6-6）。教員の募集時には、教授会承認の上、教育研究業績審査委員会を設置し、応募資格、提出書類等の公募要領を作成して公募を行っている（資料6-7）。選考を進めるにあたり、提出書類である履歴書及び業績のほか、教育、研究、診療についてこれまでの経験と抱負、これまで受けた助成金・補助金等により、教育研究業績審査委員会で業績等の審査を行っている。特に教授については、JREC-IN等の活用により広く公募し、書類の提出に加えて公開での意見発表を課している。教授及び准教授の採用については、学長が教育研究業績審査委員会の報告に基づき、教授会の意見を聴いて最終教員候補者を決定し、常任役員会、理事会での議を経て決定してお

り、非常勤講師、助教、助手については、部長会にて検討の上、教授会で意見を聴いて大学長が選考し、理事長の承認を得て決定している。

歯学研究科においては、本学は大学院としての専任教員を持たないため、必要な人員は、口腔歯学部教授及び准教授が指導教授又は授業担当として兼任しており、学長は研究科委員会の意見を聴取後、理事長に候補者を推薦し、常任役員会、理事会の議を経て採用を決定している。

なお、教育研究業績審査委員会は学長1名と4部門からの教授6名の総計7名、部長会は学長のほか、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長の10名で構成されており、選考に関わる公平性に配慮されている(資料6-2)。

#### 【点検評価項目】

- ④ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント(FD)に関しては、「学則」第10条の2に基づきFD委員会の下で、学生支援の充実に関するFD、教員の資質向上に関するFD、大学院及び研究の活性化に関するFD、その他、助言教員FD講習会、大学教育再生加速プログラムに関するFDが組織的に実施されている(資料1-1、資料2-19)。その内容は、学務ならびに研究、更にはハラスメント関連と多岐にわたり、教員の資質の向上において有効かつ適切に行われている(資料6-8)。

また、教員による授業の相互見学を実施し、授業見学後には必ず授業見学シートを提出することで、参考になった点並びにコメント・アドバイス等を授業担当者へフィードバックすることとし、授業方法の改善につなげている(資料6-9)。更に、学生授業アンケートによる授業評価をほとんどの授業を対象に実施している。授業の準備状況、授業方法の適切性、教員の熱意等に関する調査結果を担当教員へフィードバックし、それを受けての改善策を授業評価報告書として作成している(資料6-10)。教育活動に加えて、研究活動、管理・運営・社会活動等は年に一度の人事考課により5段階評価を行い、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている(資料6-3)。

研究の活性化に関しては、科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて、申請書作成のポイントについての講習会を毎年実施している。2015年からは「科研費獲得プロジェクトチーム」を結成し、若手教員の科研費獲得の支援体制を強化している(資料6-11)。また、研究テーマの取り組み進捗状況等の報告書を年に2回作成し、それを基に教授を対象とした理事長ならびに学長との面談を実施している(資料6-12)。更に、「FDC collected papers」を毎年発刊し、ホームページ上での研究業績データベースとともに広く公開している(資料6-13)。

#### 【点検評価項目】

- ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を

もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員の個人ごとの点検・評価は、2004年度から導入した人事考課制度によって、教育、研究、診療、管理・運営・社会活動の項目について各教員が中期構想に関連した重点目標を設定し、その達成度をその実績、意欲・態度、能力別に毎年1月に一次考課と二次考課の二段階のシステムにより厳正に評価している(資料6-3)。教員組織の適切性については、学長等が各講座・分野の教育・研究等の実績や理事長等との教授面談等を通じて課題を把握し、教員組織検討委員会及び部長会にて点検・評価している(資料6-12、資料3-10、資料6-2)。

上記の自己点検・評価結果に基づき、2021年度には診断・全身管理学講座内に放射線診断学分野を新設した。また、2022年度には総合医学講座の内科学分野内に呼吸器内科を新設し、これらの新設に伴い、福岡歯科大学教員選考規程における教員定数表の見直しを行った(資料6-14)。その他、2016年には、教員に対する多面的な評価ならびに職務意欲の向上に向けて、医科歯科総合病院で顕著な臨床実績を有する医師ならびに歯科医師に新たな称号の付与と手当の支給のための「福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の称号付与等に関する規則」等を制定し、現在2名に対して病院准教授の称号を付与し、臨床の活性化を図っている(資料6-15、資料6-16)。

大学全体の点検・評価としては、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル(PDCAサイクル①)を機能させている(資料2-14、資料2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCAサイクル(PDCAサイクル②)を機能させている(資料2-12、資料2-13)。この2つのPDCAサイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

## (2) 長所・特色

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの習得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学IR室による分析をもとに学務委員会等で評価し、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。2021年度には診断・全身管理学講座内に放射線診断学分野を新設し、「口腔医学」を推進するための新たな教育体制の整備を行った。

また、教育内容の改善等を目的としたFD委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関するFD」、「教員の資質向上に関するFD」、「大学院及び研究の活性化に関するFD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ全員が参加している。教員はFDを通じて大学全体が抱える課題ならびに

それぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

なお、教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施し、年に一度実施する人事考課においては、達成度を実績、意欲・態度、能力別に5段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

その他、海外の姉妹校（リバプール大学、ブリティッシュコロンビア大学、中国医科大学口腔医学院、上海交通大学口腔医学院、慶熙大學校歯科大学）に10名程度の教員を学生とともに派遣し国際交流に努めているが、現在はコロナ禍の状況のため、交流を控えている（資料6-17）。

女性教員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、キャンパスに隣接して「ぺんぎん保育園」を開設した（資料6-18）。また、2022年度には新たに4名の女性教員が教授へと昇任した。

### （3）問題点

教員組織において、今後、准教授の充足の促進を検討する必要がある。

### （4）全体のまとめ

2019年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って2016年度には、3つのポリシーの改定を行い、教育支援・教学IR室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3つのポリシーと各授業でのコンピテンシ・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学IR室により継続的に分析を行い、FD事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上へとつなげている。教員個々の教育、研究、診療、管理運営、社会貢献における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。

#### 【根拠資料】

資料6-1 福岡歯科大学 求める教員像及び教員組織の編制方針

資料6-2 福岡歯科大学教員選考規程

資料6-3 人事考課マニュアル

資料6-4 所属別教職員総括表

資料6-5 令和3年度大学院研究指導教員一覧

資料6-6 福岡歯科大学教員選考に関する資格細則

資料6-7 教員公募要領

資料6-8 令和3年度FD計画及び実施一覧

資料6-9 授業見学シート

- 資料 6-10 授業評価アンケートフィードバック
- 資料 6-11 福岡歯科大学科研費獲得支援プロジェクトチーム設置要綱
- 資料 6-12 研究テーマ様式及び依頼文
- 資料 6-13 FDC collected papers2018
- 資料 6-14 令和3年10月15日令和3年度第2回教員組織検討委員会議事録
- 資料 6-15 福岡歯科大学医科歯科総合病院における病院教授等の  
称号付与等に関する規則
- 資料 6-16 福岡医科歯科総合病院ホームページ スタッフ紹介
- 資料 6-17 海外研修派遣引率教員一覧
- 資料 6-18 ホームページ(ペンぎん保育園)

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「建学の精神」及び「第三次中期構想」に基づき、すべての学生が学業に専念し、安定・充実した学生生活を通して医療人として成長することを目的として、「福岡歯科大学 学生支援の方針」を定め、具体的な内容を明示している(資料 1-1、資料 1-7、資料 7-1)。この方針は、3つの項目により構成されている。まず、「学生支援」の内容については、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援の4つの小項目に、次いで、「保護者等との連携」については、学生共済会及び学生後援会との連携、保護者への情報提供の2つの小項目に、3つ目の「学生支援の体制」については、助言教員制度、学生支援の企画運営の2つの小項目に区分されている。各項目は、簡潔にわかりやすく示すとともに過度な細分化を避け、教職員が理解し共有しやすい配慮がなされている。

#### 【点検評価項目】

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備

- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制については、学生部長、学生部次長のもと、学生支援を所管する学務委員会、教育支援・教学 IR 室及び学務課等が連携し、教職協働によって学生支援を行う体制が整備されている。この体制の下で、集団・個別の学生の修学支援、生活支援、進路支援その他支援を総体的に実施するため、助言教員制度、スチューデント・アシスタント（SA）制度、TKG サポーター制度、ハラスメント防止ガイドライン、学生相談室、健康診断、B 型肝炎ワクチン接種、交通安全教室及び薬害防止等講習会を活用している（資料 7-2、資料 7-3、資料 7-4、資料 7-5、資料 7-6）。

学生の修学に関する支援は、1994 年度から発足した助言教員制度で、助言教員（各学年 12 名、講師以上）が、学生相互の交流を図り学生と教員が親しく接することができるよう、班別の懇談会もしくは個別に面談するなどして、クラス全体（助言教員一人当たり 8 名程度の学生）および個別の学生生活と学習状況の把握に努めており、また、成績不振学生に対する学習方法、生活態度の改善など、きめ細かい助言指導に当たっている。2012 年度からは、助言教員が、担当学生の 6 年間を通じた学生ポートフォリオ（学生指導記録）を作成し、学務課で厳重に保管して、必要に応じて、担当学生の助言指導に活用している（資料 7-1、資料 7-7）。2019 年から導入したポータルサイトを利用することで、より詳細で正確な学生の履歴をワンストップで閲覧したり記録したりすることで、繰り返し効果的な助言ができるようになった。また、TKG（積み上げ・繰返し・学習）の推進のため、2020 年度より、第 1 学年の学生に対する学習支援制度の一環として、助教による TKG サポーター制度も実施しており、低学年からの学習習慣の定着を支援している（資料 7-8）。更に、講師以上の全教員別のオフィスアワーを設けて、週 1 日、一定の曜日及び時間帯を設定し、学生が教員に修学上の問題などについて容易に相談できるよう機会を設けている（資料 4-18）。

スチューデント・アシスタント制度は、2014 年度から発足し、上級生がスチューデント・アシスタントとして下級生に対する学習支援や学生生活支援を担当している。また、成績不振学生に対しても、スチューデント・アシスタントが日常的に個別指導を行っている。ティーチング・アシスタント（TA）制度も活用している。大学院生を対象に

TA の資質向上を目的とした研修を実施し、学部学生に対する教育改善・授業改善への貢献意欲を高めている。

学生の能力に応じた補習教育・補充教育について、2021 年度は、入学前の学習支援として、総合型選抜・学校推薦型入試の合格者に対して、コロナウイルスの感染状況に応じて来学と遠隔授業にて実施した。また、第 1、2 学年の理系科目（数学、物理、化学、生物）および文系科目（英語、哲学）の評価責任者により 2010 年度に作成された「低学年教育改善にむけた提言」および第 1～4 学年の助言教員により作成された「助言教員の役割」に基づき学生教育および指導を行っている（資料 4-24、資料 4-25）。

第 1 学年の前期に、高校で履修していない理系科目のリメディアル教育として、基礎理科（必修単位）を開講し、不得意科目の補強対策に取り組んでいる。第 2 学年の学士等編入学学生に対して補講・補習の教育を実施している。

学生の自主的な学習を促進するため e-ラーニング内容を充実させ、これを活用した主体的学習を支援している（資料 7-9）。

スチューデント・アシスタント（SA）制度では、学生の勉学意欲の向上と苦手意識、疑問などの解消を目指すことを目的として例年制度を活用している。2021 年度は第 4 学年および第 6 学年を対象として実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により第 6 学年の実施にとどまった。SA による個別指導や授業中の小テストの結果により理解が不足した内容への気づきを促し、ラーニング・コモンズに設置された情報端末、もしくは、「新たな人間関係と学びの在り方を支援する空間の創造」として学生ホールに設置された小グループ学習等に対応できる場等において学内 LAN を通じて自分の情報端末で、当該内容の講義や欠席した授業を授業録画システムにより視聴することで、学習の補強を学生が半ば自主的に行えるよう支援を行っている。また、本館一階学生食堂を学習スペースとして使用させ自主的な学習を促進する一助としている。

2014 年に文部科学省に採択された「大学教育再生加速プログラム（AP）」では、事業の取り組みの中で収集・蓄積したデータを分析した情報に基づき、教育内容・修学支援内容の改善を実施している。また、2018 年度に作成した学習成果の評価（アセスメント・ポリシー）に基づいた教育活動の検証を実施している。更に、可視化した個々の学生の学修成果（ポートフォリオ）については、学生と助言教員が Web 上で共有できる環境を整備している（資料 7-10）。

自宅などの個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援として、2021 年度は、コロナ禍によって通学できない状況下で、助言教員が学生に電話や Web での面談を実施する等、学生が孤立しないための指導を行い、特に指導が必要な学生には個別の面談や相談を多数実施した。また、定期試験・追再試験の期間終了後や年度末の時期を中心に、学生の修学に関して学生や保護者からの相談に、学生部長、学生部次長、助言教員が個別に丁寧に対応した。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における遠隔授業（オンライン教育）としては、2021 年度も 5 月～6 月及び 8 月～9 月の緊急事態宣言期間中は講義・実習ともに e-Learning システム（Moodle）を活用したオンデマンド形式の遠隔授業を採用した。これは LIVE 配信授業よりも予習復習や繰り返し学習がやり易いといった学生の声を反映したものであり、遠隔授業のみに活用するのではなく、遠隔授業の自学自習教材とし

ても有効に活用できるよう内容及びシステムの充実化を図った。Moodle 画面には授業毎に学生からの意見や質問を受けられることができるフィードバック欄も設け、オンデマンド上でも学生と教員の双方向性が保てる仕組みを構築することで教育の質を担保した(資料 7-11)。

留学生に対する修学支援については、第二次中期構想に、「優秀な留学生確保のための活動を推進するとともに、学習支援、経済的支援を充実する」と掲げているが、学部学生の留学生はいない。国際交流の推進のためには、留学生の受入れが重要であるので、今後はコロナ禍の状況も考慮に入れながら、優秀な留学生を確保するための方針を策定し、留学生の受入れを促進することが望まれる。

障がいのある学生支援については、出願時に受験・修学について相談を受けることとしており、環境としてキャンパス内のバリアフリーに関する整備を行っているが、障がいのある学生の在籍者はない(資料 7-12)。

留年生や休学者に対しては、学生ポートフォリオや 2019 年よりポータルサイトシステムで学生情報を申し送り事項として記載し、助言教員が代わっても当該学生の状況を把握できる仕組みを作っている(資料 7-13)。成績不振学生には、きめ細かな履修指導を教科担当教員や助言教員を介して行っている(資料 7-2)。成績不振学生の指導、留級者及び休学者の対応並びに退学希望者については、当該学生の保護者を招致し、三者面談によって対応を行っている(資料 7-14、資料 7-15)。きめ細かな履修指導を行うために、定期試験以外にも多くの科目で小テストや到達度を確認する試験を適宜実施し、教員が各学生の理解度を把握するとともに、成績不振学生に対するフィードバックを実施している。これに加えて、教育支援・教学 IR 室において、各学年で実施した試験結果の分析を基にレーダーチャート等の視覚的認識を高めた様式を考案し、各教科担当教員及び助言教員にフィードバックすることにより、成績不振学生への指導にも活用している。

口腔歯学部学生の経済支援の整備については、各年度において、特待生制度等を活用しており、実績に応じてその内容を改訂している。学生納付金納付猶予者、特待生(学生納付金を 150 万円免除)、一般入試 A 日程特待生(授業料を約 246 万円免除)、スタート支援入試特待生(初年度納付金が入学金 50 万円のみとなる)があり、対象となる学生は担当の委員会において決定している(資料 7-16、資料 7-17)。また、奨学金制度については、スチューデント・アシスタント制度として、口腔歯学部学生及び大学院生が、学生に対する学習支援や学生生活支援業務に従事した場合、その採用者に手当(時給 1,000 円、夏季休暇中は時給 1,500 円)を支給している。その他、外郭団体として 1975 年に発足した福岡歯科大学学生共済会からの学生への経済支援として、就学共済給付金(授業料の半額)を給付、また、一般奨学金(甲種:月額 5 万円、乙種:月額 10 万円)を貸与している(資料 7-18)。

日本学生支援機構の奨学金は、第一種奨学金(月額 3 万円~6 万 4 千円(無利子))および第二種奨学金(月額 3 万円~16 万円(有利子))が貸与されており、民間団体の奨学金についても給付の実績がある。

大学院生の経済援助については、大学院生の経済的基盤を支え学業・研究継続の機会を保障することを目的として奨学金(年間 70 万円給付)を設定しており、研究能力が

高く学業成績が優秀な者として 2021 年度は 7 名に給付を行った。また、特待生制度として、①大学院での学業成績が特に優秀であり品行方正な者を表彰し、研究に専念する環境を支援するため、学術奨励金として年額 120 万円を給付する制度（第一種特待生）並びに②本学若しくは他大学の学部における特待生制度又はそれに準ずる制度で表彰を受けた者に大学院在学期間中（標準修業年限を超えて在学する期間及び休学期間を除く。）の授業料（280 万円）を免除する制度（第二種特待生）を 2017 年度に新設し、2021 年度に初めて第一種特待生 1 名を輩出した。第二種特待生については 3 名を選考した（資料 3-16）。各種アシスタント制度としての RA（年間約 38 万円支給）、TA（年間 27 万円支給）を経済支援に活用し、2021 年度は、RA：12 名、TA：11 名を採用し、それぞれに手当を支給した（資料 7-19、資料 7-20、資料 7-21）。2021 年度日本学生支援機構の奨学金は、第一種奨学金（月額 3 万円～6 万 4 千円（無利子））が 3 名に貸与され、民間団体の奨学金は 1 名が給付を受けた。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、学生共済会等と連携し、各種奨学金周知とその申請手続きの支援を適宜実施している。2021 年度は、学業成績が特に優秀で品行方正かつ健康な学生 27 名に対して、各種特待生制度を実施した。また、2021 年度は、文部科学省「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に 51 名の学生の申請を行ったほか、経済的に困難な学生に対して適切に相談を受け、授業料減免や学生納付金猶予等の支援を行った（資料 2-15）。

学生の生活に関する支援として、まず、第 1 学年から第 4 学年に交通安全教室及び薬害防止等講習会を例年実施している。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル等）防止については、1999 年 1 月に制定された「学校法人福岡学園ハラスメント防止規則」でハラスメント防止ガイドラインを定め、教職員及び学生に周知している。また、ハラスメント防止等に適切に対応するため、ハラスメント防止等対策委員会、ハラスメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班の設置などにより、ハラスメント防止および相談等に対応している。

学生の心身の健康等への配慮については、まず、学生の心の面での対応として「学生相談室」を設置している。毎週特定の曜日・時間帯に、心療内科学の教授等 2 名が学生のプライバシー保護に十分注意を払って、学業、課外活動、対人関係、心と身体の健康などのカウンセリングに当たっている。また、特定時間以外でも学生の申し出により、随時相談に応じており、福岡歯科大学医科歯科総合病院心療内科とも連携をとっている。学生の保健衛生、健康及び安全等への配慮については、例年、全学生を対象にした健康診断および防災訓練を実施し、第 4 学年には、B 型肝炎予防接種の抗体検査およびワクチン接種を実施している。

コロナ禍において人との接触を避ける必要性を強いられる中、人間関係を構築する観点からも人とのコミュニケーションを図る機会を確保することを念頭に、遠隔授業は緊急事態宣言期間に限定し、解除され次第速やかに徹底した感染対策を講じた上で通常の対面授業を再開する処置を講じた。また遠隔授業期間においても学生及び教員との交流を促す目的で e-Learning システム（Moodle）内にフィードバック欄を新設した他、交流電子掲示板を設置するなどの環境整備に努めた。

学生のキャリア支援の体制については、文部科学省の補助金で実施した 2009～2011 年度学生支援推進プログラムによる就業支援の一環として就業情報を検索・閲覧できる機能を備えた就業情報通信システムを稼働し、進路選択に関わる支援やガイダンス、その他キャリア形成支援について、各学年で歯科医院の求人情報が閲覧できるようにしている。また、第 6 学年では臨床研修施設のマッチングのための施設情報を提供している(資料 7-22)。2012 年度からは、キャリアプランニング支援としての学生支援推進事業を継続実施していたが、カリキュラムの変更に伴い、2019 年度から第 1 学年においてキャリアプランニング実習を新設し、第 5 学年では、本学園の高齢者施設、居宅訪問歯科診療、九州大学での有病者の歯科治療、海外の臨床施設の訪問等多様なキャリア教育を展開している(資料 7-23)。

博士課程における研究活動の取り組み内容について、指導教員以外の教員から指導を受ける機会として中間発表会を設定している。また、学会発表の実績を学位申請の要件のひとつとするだけでなく、福岡歯科大学学会での発表機会を促し、優れた発表者が表彰されるなど学識を教授する仕組みは構築している。

学生の正課外活動(部活動等)については、2005 年に「責任ある自治の精神に則り、会員相互の親睦融和を図るとともに、会員の学術の向上、人格の陶冶及び身体の練磨に努め、もって明朗かつ伝統ある学園の発展に寄与すること」を目的として発足した、福岡歯科大学学友会を中心に、学友会構成員と学友会会費によって、体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進と支援を行っている。会員は、正会員(学生)と特別会員(学長、学生部長、学務委員会委員、学務課長、体育部会顧問、学術文化部会顧問)で構成し、学友会の主な機関として、協議会、学生委員会、学生総会、総務委員会、体育部会、学術文化部会等を組織し、学生と教職員が一体となって正課外活動の充実を図っている(資料 7-24)。なお、体育部会及び学術文化部会には顧問を、各クラブには部長を配置し、教員がその任に当たっている。また、外郭団体として 1973 年に発足した福岡歯科大学父兄後援会(2017 年度から学生後援会に改称)からは、全日本歯科学学生総合体育大会に係る参加経費の助成を受けている(資料 7-25、資料 7-26)。

学生の要望に対応した学生支援については、2014 年度から学務課受付カウンターに「学生意見箱」を設置し、学生からの意見聴取を行い対応している。また、学生部長と学生の学年委員等による「学生懇話会」を定期的を開催し、学生の要望に対して大学から回答を行うとともに、回答内容について掲示により一般学生に周知している。2015 年度からは、「学生実態・満足度調査」を実施し、その結果を学務委員会において検証のうえ、学生の意識を把握するとともに、学生支援の改善に活用している(資料 7-27、資料 7-28)。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制については整備されており、学生支援は適切に行われていると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する自己点検・評価は、学生ポートフォリオや2019年からはポータルサイトシステムで、助言学生の前後期の修学・生活状況の点検・評価結果を申し送り事項として記載している（資料7-13）。

助言教員制度を有効に機能させるため、FD委員会において、例年、助言教員の資質向上に向けたFD活動を実施し、助言教員の学生指導マニュアルの改善に努めている。

「学生実態・満足度調査」や「学生意見箱への投書」並びに「学生懇話会」において、学生から聴取した意見を学務課で集計・分析し、学生部長、学務委員会等において、学生支援の在り方の適切性について点検・評価している（資料6-8）。

学生支援の改善・向上に向けた取り組みとして、2019年より、前年度の学生ポートフォリオやポータルサイトシステムでの助言学生の点検・評価結果事項に基づき、当該年度での助言学生への指導方針や改善策を策定し、ポータルサイトシステムに記載している。「学生実態・満足度調査」や「学生意見箱への投書」並びに「学生懇話会における学生からの要望」に対する分析結果とそれに対する点検・評価結果に基づき、教育関係並びに学生支援等に関する改善を要する事項については、学務委員会等において検討のうえ、教育支援・学生支援の改善に取り組んでいる。また、施設・設備や環境等の整備に関する事項については、関係部署と協議のうえ、改善・向上に取り組んでいる。

自己点検・評価委員会において、例年、中期構想に基づく年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル（PDCAサイクル①）を推進している（資料2-14、資料2-15）。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出と、その後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCAサイクル（PDCAサイクル②）も機能させている（資料2-12、資料2-13）。

## （2）長所・特色

本学の「建学の精神」を実現するために策定した「学生支援の方針」に基づき、カテゴリー別に具体的な支援策を整備している（資料7-1）。

修学支援に関しては、少人数班（学生8名程度）を設定し、各班に教員を配し、学生生活と学習状況の把握に努め、きめ細かい助言指導を行う本学独自の制度として助言教員制度を実施している（資料7-2）。また、学習支援に関しては、上級生が下級生に対して学習支援を実施する制度として、スチューデント・アシスタント制度を整備している（資料7-3）。

入学前の学習支援としては、総合型選抜及び学校推薦型入試の合格者を対象に、コロナウイルスの感染状況に応じて来学と遠隔授業にて実施した。

正課外活動（部活動等）支援に関しては、学生を正会員として組織した学友会において、体育部会及び学術文化振興に関する活動、地域交流、ボランティア活動への支援を実施している（資料7-24）。

その他、2017年キャンパスの敷地内にぺんぎん保育園を開設し、多様な環境に対応できるよう体制を整えていることも本学の特色である。

2021年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「学生支援」の多くの内容について縮小もしくは中断されることとなった。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う変化の中で、従来からの学習支援制度を充実するための一環として、2020年度より新入生に対しては助教によるサポーター制度を導入し、第6学年には、学生の能動的な時間外学習を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点も配慮して、平日の終業後から22時まで自主学習の場として学生食堂を開放する学習環境の整備を行った。さらに、特に指導が必要な学生を対象として、助言教員による個別面談を適宜実施する等、学生に対する適切な指導を行った。

経済的な支援については、学生共済会、学生後援会との連携のもと、学生の奨学金貸与を13名に、また、医療費補助などの学生支援を行った。

2019年度から実施している学年説明会についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWeb上に音声付資料を掲載して公開した。また、保護者を対象とした個別面談会については、事前予約制とし、パーティション設置、アルコール消毒等の感染予防への対策を講じたうえで、例年どおり8月に開催し268名が参加した。実施後のアンケートでは9割以上の保護者が本学の取り組みに満足であると回答し、相互理解が得られた。

### (3) 問題点

2021年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により国際交流活動が中断している。同感染症の状況を確認した上で、学生の国際性の涵養を向上させるための方策として海外派遣事業等の再開、継続を進めていくことが重要である。

留学生については、2018年度に歯学研究科に1名の学生が入学し、支援については個別対応を行った(資料7-29)。コロナ禍の後では、継続して留学生を受け入れ、留学生に対する支援の経験を蓄積しつつ留学生支援体制の構築や拡充に繋げることが必要である。

### (4) 全体のまとめ

学生支援体制について「福岡歯科大学 学生支援の方針」に則り、学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他の支援が整備され、適切に機能し運用されている。

学生の修学支援は、助言教員が学生生活と学習状況を把握し、学生の修学支援に当たっている。学生指導はポータルサイトを利用することで学生ポートフォリオを作成し指導に活用している。助教によるTKGサポーター制度は低学年からの学習習慣の定着を支援している。オフィスアワーを設けて、学生が教員に容易に相談できる体制を設けている。学部生にはスチューデント・アシスタント制度、大学院生を対象にティーチング・アシスタント制度も活用している。

リメディアル教育として、基礎理科を開講し、不得意科目の補強対策に取り組んでいる。学生の自主的学習を促進するためe-ラーニング内容を充実させている。オンライン

ン教育としては、講義・実習ともに Moodle を活用したオンデマンド形式の遠隔授業を行い、フィードバック欄も設け、学生と教員の双方向性が保てる仕組みを構築している。

留年生や休学者に対しては、学生ポートフォリオやポータルサイトシステムを活用し、助言教員が代わっても学生の状況を把握できる仕組みを作っている。教育支援・教学 IR 室において試験結果を分析し、各教科担当教員及び助言教員にフィードバックすることにより、成績不振学生への指導に活用している。成績不振学生、留級者、休学者、退学希望者については、当該学生の保護者を招致し、三者面談も行っている。

留学生に対しては、コロナ禍の状況を考慮に入れながら、優秀な留学生を確保するための方針を策定し、留学生の受入れを促進することが望まれる。

学生からの相談対応、その他学習支援として、助言教員が学生に電話や Web での面談が実施されている。障がいのある学生支援については、キャンパス内のバリアフリーに関する整備を行っている。

奨学金その他の経済支援については、学生納付金納付猶予者、特待生、一般入試 A 日程特待生、スタート支援入試特待生、スチューデント・アシスタント制度、就学共済給付金制度、一般奨学金制度等を活用している。日本学生支援機構の奨学金、民間団体の奨学金についても給付実績がある。大学院生の経済援助については、特待生制度、奨学制度、各種アシスタント制度として RA、TA、SA 制度等を活用している。経済的支援に関する情報提供は、学生共済会等と連携し、申請手続きの支援を実施している。

学生の生活に関する支援として、交通安全教室、薬害防止等講習会を実施し、ハラスメント防止については、ハラスメント防止等対策委員会、ハラスメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班を設置し、ハラスメント防止や相談等に対応している。学生の心身の健康等への配慮については、「学生相談室」を設置し、カウンセリングに当たっている。学生の保健衛生、健康及び安全等への配慮については、健康診断、防災訓練を実施し、ワクチン接種も実施している。

キャリア支援については、進路選択の支援やガイダンス、歯科医院の求人情報が閲覧できるようにしている。キャリアプランニング支援として、第 1 学年にキャリアプランニング実習、第 5 学年に本学園の高齢者施設、居宅訪問歯科診療、第 6 学年では臨床研修施設のマッチングの施設情報を提供している。

正課外活動については、学友会を中心に体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進と支援を行っている。

学生の要望に対応した学生支援は、学務課受付カウンターに「学生意見箱」を設置し、学生からの意見に対応している。また、学生懇話会を定期的で開催し、学生の要望に対して回答している。「学生実態・満足度調査」も実施し、学生支援の改善に努めている。

このように、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制が整備され学生支援は適切かつ有効に機能しており、点検・評価による改善・向上への取り組みも定期的実施されている。

#### 【根拠資料】

資料 7-1 福岡歯科大学 学生支援の方針

- 資料 7-2 福岡歯科大学助言教員細則
- 資料 7-3 福岡歯科大学 スチューデント・アシスタント規程
- 資料 7-4 学校法人福岡学園 ハラスメント防止ガイドライン【ウェブサイト】
- 資料 7-5 防災訓練実施報告書及び健康診断案内・B型肝炎の予防ワクチン接種案内
- 資料 7-6 交通安全教室案内及び薬害防止等講習会案内
- 資料 7-7 学生ポートフォリオ(学生指導記録)
- 資料 7-8 令和3年度 TKG サポーターマニュアル
- 資料 7-9 e-ラーニング内容に関する資料
- 資料 7-10 AP 事業概要図
- 資料 7-11 令和3年度事業報告の概要
- 資料 7-12 福岡歯科大学ホームページ(校地・校舎等の施設その他の学生の教育環境)
- 資料 7-13【助言教員用】ポータルサイト活用マニュアル
- 資料 7-14 過去5年間の退学者・除籍者の主な理由およびその対策について
- 資料 7-15 助言教員との面談会開催について
- 資料 7-16 福岡歯科大学 特待生規程
- 資料 7-17 学校法人福岡学園特待生制度・奨学制度等の運用について
- 資料 7-18 福岡歯科大学学生共済会奨学規程
- 資料 7-19 福岡歯科大学大学院リサーチ・アシスタント規程
- 資料 7-20 福岡歯科大学大学院ティーチング・アシスタント規程
- 資料 7-21 令和3年度 TA・RA 名簿
- 資料 7-22 学生支援推進プログラムリーフレット
- 資料 7-23 九州大学との学生臨床実習協定に基づく見学実習の受け入れについて
- 資料 7-24 福岡歯科大学学友会会則
- 資料 7-25 福岡歯科大学学生後援会会則
- 資料 7-26 全日本歯科学生総合体育大会実施伺
- 資料 7-27 令和3年度 学生実態・満足度調査結果
- 資料 7-28 令和3年度第1回福岡歯科大学学生懇話会次第
- 資料 7-29 福岡歯科大学大学院私費外国人留学生授業料減免規則

## 第 8 章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は第三次中期構想において、「病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」と掲げ、老朽化した施設について整備に関する方針を明記し、優先順位を考慮しながら整備を進めている（資料1-7）。

また、建学の精神及び中期構想に基づき、教育、研究、診療の充実と発展を図るため「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」を定めている（資料 8-1）。この方針は 2019 年 9 月の自己点検・評価委員会で原案を策定し、教授会で意見を聴取した後、2019 年 10 月 15 日開催の第 540 回理事会で承認されたものであり、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催した SD において説明したほか、学内掲示板、学内広報誌及びホームページへの掲載、法人役員、学長及び講師以上の教員、管理職職員が一堂に会して情報共有や意見交換を行う朝食会での印刷物の配付等を通して広く周知を図っている（資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 2-5、資料 2-6、資料 2-7、資料 2-8、資料 2-9、資料 2-10、資料 2-11）。

以上のことから、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる。

#### 『福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針』

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、次のとおり教育研究環境整備の方針を定める。

1. 学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する。
2. 教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。
3. 研究ブランド確立のため、口腔医学研究に関する環境を充実させる。
4. 教育研究環境の基盤となる安全・安心な学内 LAN の構築と維持管理を実施する。
5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる。

#### 【点検評価項目】

- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

#### 評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

#### 評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

キャンパス内には、医科歯科総合病院、学生研修センター、体育館、アニマルセンター等を配置しているほか、併設校の福岡看護大学、福岡医療短期大学を同一キャンパス内に設置している（資料8-2）。また、介護老人保健施設及びグループ法人運営の特別養護老人ホームの二つの介護保険施設も同様にキャンパス内にあり、隣接する医科歯科総合病院と連携し地域の保健・医療・福祉の拠点としての役割を担っているだけでなく、学生の教育・実習の場としても活用している。更には、サテライト施設として各地からの交通至便な博多駅前に口腔医療センターを開設しており、歯科医師の生涯研修及び病診連携の拠点としての役割を担っている。

2022年5月1日現在、校地面積は93,276㎡（設置基準面積11,047㎡）、校舎面積は28,181㎡（同17,200㎡）で、学部学生収容定員（648名）一人当たりの校地面積143.9㎡、校舎面積43.5㎡であり大学設置基準を大きく上回り恵まれた教育環境にある。主たる教育・研究棟である本館、診療・臨床実習施設である病院（口腔医療センターを含む）および学生研修センターに19室の講義室・セミナー室、演習室（総面積2,108㎡）を配置し、本館および病院に15室の実験・実習室（同2,694㎡）を設置している。学生研修センター（総面積1,655㎡）は、講義室、セミナー室のほか居室30室、ゲストルーム4室があり、希望する学生が入居することができるほか、ゲストルームは学外来客者用の宿泊・滞在施設として活用している（資料8-3）。

キャンパス・アメニティの向上、学生生活を支援するための施設として、学内にレストラン、学生ホール、日用品売店、歯科材料売店、自動販売機、ATMコーナーなどを設置している。学生ホールは、オープンスペース化され、パソコンや無線LANのほか可動式で自由に移動できるテーブル、椅子、ノートパソコン、モニター、プロジェクター、ホワイトボード等が整備され小人数から大人数まで様々なグループにも対応可能で自主学習に最適な環境となっている。

正課の体育実習及び課外活動等に必要な施設として、グラウンド、体育館や同館内のトレーニング施設をはじめ、テニスコート、射場及び体育・文化部室等を設置するとともにラグビー場、サッカー場、野球場、テニスコートには夜間照明装置を設けている。

キャンパスへの交通アクセスについては、福岡空港、JR博多駅方面からは地下鉄空港線で天神駅下車、天神南駅まで徒歩7分で地下鉄七隈線に乗り換え、賀茂駅で下車し徒歩10分ほどの位置にあり、福岡空港から約50分、JR博多駅からは約45分と交通アクセス

は整っている。また、2016年6月に藤崎方面から医科歯科総合病院玄関前まで西鉄路線バスの乗り入れが開始され、病院に通院する患者様だけでなく、学生・教職員の利便性も大きく向上した。

ネットワーク環境や情報通信技術等の機器に関しては、1996年学内LANを設置後、学内ネットワークの老朽化により適宜機器を更新し、直近では2017年3月に文部科学省からの補助金を受けフロアスイッチと本館支線部のネットワークケーブルをカテゴリ6に更新し、支線部を含めたGigabitEthernetの学内LANサービスを開始した（資料8-4）。学外（SINET）との接続は、2009年に1Gbpsにしインターネットの高速化を図った。2010年には、ICTによる学習環境を改善するため無線LANを整備し、サービス範囲を拡大するためアクセスポイントの拡張整備を随時行った。2022年には本館と研究棟の無線LAN老朽化のため、無線LAN導入後初めて機器更新を予定している。2020年に開院した新病院において、本館の基幹スイッチと10Gbpsで接続し、有線LANのほか無線LANを整備し、十分な速度を備えた学内LANを構築した。また、2022年の50周年記念講堂建設に伴い、有線・無線の学内LANを整備した。

情報セキュリティの確保として、学内LANシステムは学外からのアクセスを制限しているが、学生が自宅等の学外から安全にシステムへのアクセスができるよう、セキュリティ対策が充分に行われた外部からのアクセスを許可するシステムであるSSL-VPNを備えている。様々なシステムが導入されパスワードの管理が困難であるため、パスワードを一元管理することを目的とする全学共通認証システムを整備している。安全・安心な学内LAN環境を維持するため、ネットワーク側でのセキュリティ対策機、次世代ファイアウォール、プロキシサーバを整備している。2019年に技術的対策の見直しを行った結果、不足している内部対策についてネットワーク不審通信検知機を2020年7月に導入し、多層防御を備えた時代に適したセキュリティ対策を行っている。また、教職員が使用する全コンピュータに共通ウイルス対策ソフトをインストールすることとし、ウイルス感染状況が把握できる環境を構築している。情報セキュリティの物理的対策として不測の事態に備え、学内LANシステムの重要データのバックアップを群馬県館林市のデータセンターに保管するバックアップシステムを備えている。なお、このバックアップシステムについて2020年に見直しを行い、容量・周期について今後も引き続き利用可能であるとの結論を得た。2021年1月に内部監査室より「学内LANシステムにかかる情報セキュリティ対応業務（不正侵入対策、教職員へのセキュリティ教育等）が適切に行われているか」について内部監査が実施され、助言事項はあったが指摘事項はなかった（資料8-5）。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、本館1階学生ホールのパソコン4台、9階情報図書館内のパソコン5台及び検索性パソコン1台、9階ラーニング・コモンズにパソコン6台を設置している。各階の講義・実習室、情報図書館、病院、記念講堂等に無線LANアクセスポイントを135箇所設置し、情報処理機器を用いた学生教育環境は充実している（資料8-6）。

施設、設備に関しては、2020年に解剖実習時の良好な作業環境確保のため解剖実習室換気装置を改修するとともに処置台を更新したほか、2021年には601教室、2022年には701教室のエアコンを計画的に更新し快適に学修できる環境づくりに努めた。

また、中期構想に基づくキャンパス整備計画の既存校舎及び教育研究・医療設備等の改修・更新計画として、2020年9月に医科歯科総合病院を建替え、歯科大診療室と実習室、技工室、ミーティングドックといった歯科教育に必要な諸室を繋げる「コネクティングストリート」と称した作業準備兼コミュニケーションスペースを配置するなど医育施設としての機能の充実を図った。また、2022年7月に50周年記念講堂を建築して研修会、式典のほか学会等についても学内施設を利用しての開催を可能にした。更には、本館・体育館・アニマルセンター・解剖実習室等の老朽化した施設・設備の更新や省エネルギー対策を図るべく、コンサルタント企業と協同して施設・設備マネジメントを推進し、学生及び教職員に安全・安心な環境を提供するとともに、時代のニーズに応じた学修及び教育研究を支援できるキャンパス整備に取り組んでいる。

喫煙者への対応については、2020年4月より全面施行された改正健康増進法に基づき、敷地内は禁煙であるが受動喫煙を防止するために必要な措置をとった特定屋外喫煙場所を暫定的に設置している。

その他、本館の耐震補強設備に巣を掛ける野鳩による糞公害について、鳩が近づけないように針山設置を実施し、鳩公害を軽減した。

バリアフリーに関する整備として、キャンパス内の歩道段差解消、本館玄関への車椅子用通路の設置及び出入口の自動扉化、本館エレベーターの障がい者対応化、本館に隣接する研究棟1階に障がい者トイレ(多目的トイレ)を設置したほか、新設の病院及び記念講堂は「福岡市福祉のまちづくり条例」適合施設であり、キャンパス内のバリアフリーは整備されている(資料7-12)。

学生の学習促進の環境整備に関しては、自主的学習に考慮して、施設面では1階学生ホール、9階ラーニング・コモンズを整備している。具体的には、1階学生ホールに小グループ学習等に対応できる環境整備を行った。9階ラーニング・コモンズについては、講義録画システムを設置し、パソコンで授業の録画等を見ることによる反復学習ができる環境を整えている(資料4-19)。更に2018年度から本館1階の当時は学生食堂であった部屋を営業時間外に第6学年のための学習スペースとして開放し、学生食堂が移転した2022年8月以降も引き続き利用している。2020年度の新規開講科目である「地域医療・災害口腔医学」で使用する実習用のアナログ式汎用歯科X線診断装置やデジタル口腔撮影装置等を新たに導入し、学生の教育環境及び教育効果の充実を図った。2020年度における緊急事態宣言下で実施した遠隔授業については、学生全員への受講環境を聞き取り調査した上で最も教育効果が高いと思われるオンデマンド方式での授業形態を選定し、遠隔授業用に新たにサーバを導入する等、対面授業と同様の学習環境の整備に努めた。

その他、学生所有のタブレットなどで、教材を見ることもできるシステムを整備している。

また、学生からの各要望については意見箱や学生懇話会を通して意見を聴取し、改善可能なものは対応している。特に、学年懇談会は毎年開催し、修学環境や生活面の学生からの要望を聴取し、今後の環境整備の参考としている（資料 7-28）。

なお、学園の施設・設備等の維持管理については、土地・建物及び附属設備は「施設管理規程」、運動場や体育館は「体育施設管理運営規則」、固定資産及び物品は「固定資産及び物品管理規程」、図書は「情報図書館規程」、「情報図書館図書管理規則」に基づき維持管理を行っている（資料 8-7、資料 8-8、資料 8-9、資料 8-10、資料 8-11）。

情報倫理に関しては、その確立のため、2011年に「情報セキュリティポリシー」を制定し、2014年に「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」を作成し、更に2015年に「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」を作成した（資料 8-12、資料 8-13、資料 8-14、資料 8-15）。また、「情報端末等の取り扱いに関するガイドライン」、「重要情報漏洩等対応マニュアル」、「コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル」について、2017年に時代に即した内容になるよう見直しを行い改版した。教職員の情報倫理確立のため、情報セキュリティの人的対策として、教職員を対象とした安全・安心な情報環境を維持するための情報セキュリティ講習について初級と中級を設け、新規採用者は採用時の初級受講を徹底し、初級受講の翌年度には中級受講を徹底している（資料 8-16）。

なお、学生への情報倫理について、新入生オリエンテーション時などを活用して SNS の取扱いについて注意喚起を行っている（資料 8-17）。

以上のことから「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「1. 学生及び教職員が、安全・安心な環境において学修及び教育研究を進められるキャンパス整備を推進する。」及び「4. 教育研究環境の基盤となる安全・安心な学内 LAN の構築と維持管理を実施する」について適切に実施しており、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は開設当初から歯科医学・歯科医療に関する書籍の積極的な収集を続けており、2021年度末現在で129,525冊の蔵書を保有し、歯学分野の蔵書では西日本において有数の規模と考えている(資料8-18)。図書及び学術雑誌の購入・収集は、情報図書委員会において選書方針等を策定し実施している。

このうち図書に関しては新刊歯学書、選定図書、大学院用洋書、学生・教職員のリクエスト図書に分類し整備している。学生・教職員が親しみやすい図書館を目指し2020年度からは一般図書の区分を選書方針に設けた。また、図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できる電子図書を収集するため、2021年度から電子図書の区分を選書方針に新たに設け計画的に収集している。また、2009年度以降は、本学が目指している「歯学から口腔医学へ」の取り組みに係る図書資料の充実を図っている(資料8-19)。

外国学術雑誌の購入に関しては、雑誌の価格上昇から費用対効果を念頭に効果的な購入を図っており、現在50種を購入し、2021年からすべて電子ジャーナルとなった。限られた予算の有効活用を前提に、外国学術雑誌希望アンケートを毎年実施するとともに、利用実績等も調査し、情報図書委員会で検討の上、利用者の利便性を考慮し、電子ジャーナルによる購入を積極的に実施している。(資料8-20)。

なお、図書システムについては、蔵書管理システムやICカードを利用した入退館システム等を整備している。図書システムを有効に活用して、図書管理の電子化による利用者サービスの向上を実現するために、開学当初から現在までの学園の全所蔵図書約150,000冊の点検整備を3年かけて各年度約5万冊を実施することとしている。直近では2021年度に、福岡歯科大学情報図書館9階閲覧室と福岡看護大学情報図書館(開架分)と福岡医療短期大学情報図書館分室の全蔵書について点検整備、2022年度に福岡歯科大学1階保存書庫と福岡看護大学保存書庫の製本学術雑誌の点検整備、2023年度には福岡歯科大学本館1階保存書庫の製本学術雑誌を除く図書と各大学の研究室の点検整備を予定し、2015年度からスタートした学園の全所蔵図書の点検の3サイクル目が完了する予定である(資料8-21)。

本館1階保存書庫の狭隘化対応のため、2021年度に福岡歯科大学の医科系・看護系の一部の製本和雑誌約1,700冊を福岡看護大学へ、医学系図書43冊を福岡医療短期大学へ移管し整理をした。

資料検索(OPAC)では、検索結果として図書の表紙が表示されるが、それまで図書カバーを外した装備を行っており、書架から図書を探す際に支障となっていたため、図書カバーをつけての装備を2019年から開始した。また、利用者が図書館に来館したくなる試みとして、図書館入り口から見えるように展示資料コーナーを2020年度から設置した。図書システムは、TOPページに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online journal、利用状況紹介、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の項目を設定し、利用者に対して迅速かつ的確な資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

他の教育研究機関とは、国立情報学研究所が運営する相互貸借システム(NACSIS-ILL)の利用、九州地区の医学図書館との協定による相互利用などを中心に図書館相互利用の

拡充を図っている。国内外への研究業績情報の公開は「研究業績データベース」を公開している(資料8-22)。

また、学位論文をインターネット利用により公表するため、福岡歯科大学学術リポジトリを構築している。

学術情報へのアクセスに関する対応については、学生教育支援に係る図書システムを学内LAN及び無線LANを介して各研究室及び各講義室等から利用でき、Webによる文献検索、外部データベース(医中誌WEB等)のアクセスが可能であり利便性が高い。2020年からコロナ禍における館外利用促進のため、無料トライアルを始めとした各種データベースの提供、周知を図った。

本学図書館の規模は、本館9階に閲覧室(面積407.11㎡)、事務室(同78.93㎡)、LAN管理室(同55.07㎡)、ブラウジングホール(同433.09㎡)、ラーニング・コモンズ(同55.08㎡)があり、本館1階に保存書庫(同289.96㎡)がある。学生閲覧室の座席数は88席で、同閲覧室にパソコン6台と無線LANのアクセスポイントを設置し、学内情報ネットワークや、インターネットの利用を可能にしている。開館時間は、平日9時から20時まで、土曜日9時から12時30分までとしている。

現在、情報図書館課図書係員は3名で全員が司書資格取得者であり、利用者に適切な各サービスを提供している。また、同課情報係員には情報関係の資格取得者2名を配置し、各システムのネットワークサービス等の提供と維持管理を行っている。

なお、学内システム利用時に必要な無線LANやリモートアクセスの学生向け端末設定は情報係員のほか、図書係員も連携して支援し、学生サービス向上に努めている。

以上のことから「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「2. 教育研究活動を促進するため、図書施設及び学術情報サービスを充実させる。」について適切に実施しており、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また、それらは適切に機能していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学における研究に関する基本方針は、第三次中期構想の基本構想として、「口腔医学を基盤とする研究レベルの向上を図るとともに、全学的独自色を打ち出す研究事業を通じて先進的学術成果を社会へ発信する。」と定めている(資料1-7)。

また、研究に関する目標において、(1)研究の質の向上として、①口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するとともに、関連大学・研究機関との連携による研究を漸進的に実施する。②研究の適正化を図り、意欲的な研究活動を支援するための研究マネジメント体制を充実するとともに、研究センターによる先進的研究プロジェクトの展開と学園内共同利用研究拠点としての設備の活用を図る。③学部学生から医療従事者までに広がる研究マインドの幅広い定着に向けた取り組みを推進する。④口腔医学・口腔保健学・看護学・介護福祉学領域の共同研究を推進し、時代のニーズを先取りした医療・保健・福祉分野における新たな研究領域を創設する。と定めており、(2)研究ブランドの確立として、①全学的独自色(研究ブランド)を打ち出すために最優先研究課題を設定し、地域社会・国際社会のニーズに応える研究成果を生み出す。②学長のリーダーシップの下、研究センター機能の充実、関連研究機関との交流と若手研究者の育成を通じて、先進的学術研究拠点の創出を目指す。③全学的独自色に向けての取り組みを加速させるために、全学的研究活動の管理・支援・評価体制の整備を進めるとともに、「研究課題の事前調査と事後評価のための学園内外の連携体制の構築を推進する。」と定めている(資料1-7)。

更には、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に、「3.研究ブランド確立のため、口腔医学研究に関する環境を充実させる。」及び「5.研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる。」と定め、全学的な方針を明示している(資料8-1)。

教員の研究費については、教員の職位に応じた教員積算額、基準講座費及び実習経費の合算額を講座予算として各講座に配分している。2021年度に専任教員に配分された研究費(旅費除く)予算は、一人当たり約66万円となり、これに科研費等の外部資金を加えると、研究費は十分に確保されている。なお、講座予算の年度末残額は、次年度に繰り越すことができるため、高額な機器備品の整備等についても、講座内で計画的に購入することが可能となっている(資料8-23)。

この他、長期及び短期研修派遣に対する助成を学術振興基金として予算化している。この研修派遣制度を活用した海外への学会出張、研究出張等については、旅費の補助を行う本学独自の助成制度を設けているが、2021年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外渡航が制限されていることから利用した教員はいない(資料8-24)。

外部資金としては、2017年度に文部科学省補助事業に採択された「私立大学研究ブランディング事業」の研究費として2018年度に4,400万円、2019年度に2,700万円の経常費補助金(特別補助)を受けた。また、2014年度に同省補助事業に採択され、2018年度が補助事業最終年度であった「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の研究費として先端科学研究センターに2,800万円を配分した(資料8-25)。その他外部資金としては、科研費や公益財団法人及び企業等からの助成金(奨学寄付金・受託研究費)がある。科研費は、2021年度の申請件数183件で77件の採択があり、間接経費を含む補助金額は1億2,720

万円となった(資料8-26)。公益財団法人等の助成金(奨学寄付金・受託研究費)については、公募情報を一覧表にまとめて、全教員へメールにて周知するとともに、学内電子掲示板においても周知しており、申請件数は毎年15件前後で推移している(資料8-27、資料8-28)。

なお、科研費については、本学では専任教員は特別な理由がない限り、全員応募することを義務づけている。また、研究及び教育の補助的な役割を担う「医員」についても、学位取得者や希望者には応募資格を与え、研究意欲の向上を図っている。

科研費における採択率向上、若手研究者の研究意欲の向上等を目的として2018年度からは、恒常的に研究助成金を獲得している教員によるFDおよびブラッシュアップを実施するなど、全学的に外部資金獲得マインドの向上を図っている(資料8-29、資料8-30)。

研究環境に関しては、教員の研究室として教授、准教授に個人の研究室がある。教員研究室の総面積は6,450㎡、専任教員一人当たりの平均面積は39.3㎡であり、教員の研究室は十分に確保されている。

教育研究活動支援体制として、本学における講義及び実習等の補助的業務に従事して、教育業務の遂行を補助する大学院学生を、ティーチング・アシスタントとして採用している。(資料7-20)。また、本学大学院の教育・研究の活性化及び高度化を図る等の目的のため、研究プロジェクト等責任者の指示により、本学で行う研究プロジェクト等の補助的業務に従事する大学院学生をリサーチ・アシスタントとして採用している(資料7-69)。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制については、前年度のオンライン授業導入時に構築した教育支援・教学IR室による支援体制を2021年度も引き続き継続し、整備されたマニュアルを活用するなど、新規採用となった教員へのサポートを含めスムーズにオンライン授業を実施することが出来た。

以上のことから「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「3. 研究ブランド確立のため、口腔医学研究に関する環境を充実させる。」及び「5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる。」について適切に実施しており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

#### 【点検評価項目】

##### ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、文部科学省が定める「公的研

究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「競争的資金等の取扱いに関する規則」、「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」、「研究データの保存期間等に関する細則」を制定し、コンプライアンス教育講習会等において、紙媒体で配布するとともに、ホームページで公開している(資料 8-31、資料 8-32、資料 8-33、資料 8-34、資料 8-35、資料 8-36)。

また、前項の規則等に基づき、競争的資金の管理体制として「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」と「研究倫理教育責任者」を設置しており、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者を事務局長、コンプライアンス推進責任者に「倫理審査委員会委員長」、研究倫理教育責任者に「口腔医学研究センター教授」を任命している(資料 8-37)。

本学では、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2021 年度のコンプライアンス教育については、コンプライアンス推進責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催し、本学における不正防止体制及び他大学の不正使用の事例等を紹介するとともに、不正使用の防止について説明しており、講習会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の 97.9%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している(資料 8-35、資料 8-38)。

また、研究倫理教育については、研究倫理教育責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催した講演会「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」において、本学における研究活動に係る不正行為の防止体制及び他大学の不正事例等を紹介するとともに、不正行為の防止について説明しており、講演会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の 98.7%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している(資料 8-35、資料 8-39)。

なお、コンプライアンス教育及び研究倫理教育ともに、業務の都合で講演会に参加できなかった対象者については、ビデオ受講を行い、全対象者の受講を義務付けている。

この他、大学院第 1 学年を対象とした研究倫理教育の初期教育として、日本学術振興会が運営する研究倫理 eラーニングコース「eL CoRE」の修了を義務付けている。

また、新たに遺伝子組換え実験及び保管並びに運搬を行う研究者、動物実験の実施及び実験動物の飼養並びに保管を開始する研究者を対象として、研究開始前に教育訓練として講習会の受講を義務付けている。遺伝子組換え実験の講習会受講は 5 年ごと、動物実験の講習会受講は 4 年ごとの更新を義務付けている。なお、講習会は年に 1~2 回開催し、受講者には許可番号を付与し、許可番号を付与された研究者のみ実験計画申請書を提出することができることとしている。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、本学で実施される研究及び本学の教員が主体的に関わる他大学・他研究機関との共同の臨床研究や動物実験を安全にかつ

効果的に実施するために、文部科学省、厚生労働省及び学術団体の各種法令、指針及び勧告に準拠して学内規程・規則・細則を整備し、各種委員会を設置している。

基礎研究の領域においては、遺伝子組換え生物の使用に係る「遺伝子組換え生物使用の安全確保に関する規則」、「遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則」、「遺伝子組換え生物等の使用細則」を制定し、その規則等に基づき「遺伝子組換え生物安全委員会」を設置し、申請ごとに実験計画の審査を行うとともに、遺伝子組換え生物を取り扱う実験室及び生物の管理、実験の遂行の安全面の監督等も行っている（資料 8-40）。

また、病原微生物に関する研究に関しては「研究用微生物等安全管理規則」を制定し、同規則等に基づき「バイオセーフティー委員会」を設置し、案件が生じるごとに審査を行っている。（資料 8-41）。

動物実験に関しては「動物実験規則」、「動物実験委員会規則」を、更にアニマルセンターでは「アニマルセンター規程」、「アニマルセンター使用心得」を制定し、それらに基づき「動物実験委員会」を設置し、3Rの原則等に則って審査を行っている。（資料 8-42、資料 8-43）。

その他、臨床研究に関しては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に該当する臨床研究を実施する研究者を対象として、同指針に関する講習会の受講を義務付け、受講者へ認定番号を付与し、認定番号を付与された研究者のみ倫理審査申請書を提出することができることとしている。また、臨床研究の領域で、治療的研究以外の臨床研究を対象とする「倫理審査委員会規則」を制定し、それに基づき設置している倫理審査委員会において適切な審査を行っている（資料 8-44）。なお、本学には認定臨床研究審査委員会は設置されていない。

また、治療的研究については医科歯科総合病院において「治験実施規則」並びに「治験実施施行細則」を制定している（資料 8-45）。

このように、学内規程及び規則に基づき、適切に委員会を設置し、委員会は研究計画の審査等、必要に応じて適切に活動している。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為（捏造・盗用）の調査結果を公表した。この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。

以上のことから、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に基づき、同方針の「5. 研究の適正化を目的として、研究マネジメント体制を充実させる。」について適切に取り組んでおり、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上施設、設備等の整備及び管理

自己点検・評価委員会では、中期構想に基づく、年度事業計画の達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するためのPDCAサイクル(PDCAサイクル①)を機能させている(資料 2-14、資料 2-15)。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCAサイクル(PDCAサイクル②)を機能させている(資料 2-12、資料 2-13)。この2つのPDCAサイクルを回すことで内部質保証を実質化しているところが本学独自のシステムである。

また、公的研究費の不正使用防止については、2019年7月に文部科学省研究振興局 振興企画課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所要の対策が着実に履行されているとの評価を得た(資料 8-46)。

このほか、研究費の不正使用防止に関しては、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づき、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている(資料 8-47)。

また、研究活動における不正行為への対応についても同様に、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」により、必要な改善を行うこととしている(資料 8-48)。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の調査結果を公表した。この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。(資料 8-49)。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」を2019年12月に受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている(資料 8-50)。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているものと判断できる。

## (2) 長所・特色

図書館の学術情報サービスにおいては、図書システムを有効に活用し、利用者サービスの向上を実現するために3年を1サイクルで学園全蔵の点検整備を行い、図書システムにより、学園全蔵書の検索等を可能とするとともに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online journal、利用状況紹介、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の機能により利用者に対して迅速かつ確かな資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

本図書システムは学内LANを経由して、情報図書館内だけでなく、学内の各講義室や各研究室で場所と時間を選ばずに、蔵書検索・オンラインジャーナルの閲覧・利用状況照会・予約等を可能とし、利用者の利便性向上に大きく貢献しており、また、リモートアクセスにより自宅からも利用を可能としている。

研究面においては、本学のブランドである「口腔医学」の理念を達成することを目的として、文部科学省が公募した2017年度私立大学研究ブランディング事業へ「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護化防止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の事業名で採択され、同事業の柱である3つの研究チームによって、事業計画に沿って研究を進展させた。なお、同事業は当初2021年度までの5年間で計画していたが、2018年度の文科省内の事業見直しにより、2019年度で支援終了となった(資料8-51)。

このように、私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている(資料8-52)。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金等の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、「専任教員」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施するコンプライアンス教育講習会及び研究倫理教育講習会において、不正を防止するための体制及び不正の事例等を説明するとともに関係規則等をホームページで公開している(資料8-31、資料8-32、資料8-33、資料8-34、資料8-35、資料8-36)。

また、2019年7月に文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所要の対策が着実に履行されているとの評価を得た(資料8-46)。

このほか、研究費の不正使用防止に関しては、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づき、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている(資料8-47)。

また、研究活動における不正行為への対応についても同様に、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」により、必要な改善を行うこととしている(資料8-48)。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為（捏造・盗用）の調査結果を公表したが、この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。（資料8-49）。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」を受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている（資料8-50）。

### （3）問題点

なし

### （4）全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している（資料8-1）。

大学設置基準を上回る校地、校舎を配備し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備するとともに、学生の自主学習に資するネットワーク環境及び情報通信技術等機器を整備している。情報ネットワークの整備・運用に関しては、本館・研究棟・病院・50周年記念講堂いずれにおいても有線LANおよび無線LANで学内LANが利用可能でネットワーク環境は充実している。情報セキュリティ対策として、組織的対策（セキュリティポリシー制定等）、人的対策（情報セキュリティ講習会）、技術的対策（ウイルス対策導入等）、物理的対策（バックアップ等）を行うとともに、時代に即した内容で見直しを行っている。

図書館、学術情報サービスの整備については、歯学分野では、西日本において有数の蔵書を整備し、理念・目的に沿った「口腔医学」の取り組みにかかる図書資料の充実を図っており、2015年に導入した図書システムを有効に活用するため、学園の全蔵書について図書目録データの整備、蔵書点検、及び図書のバーコード等の整備を実施し利用者に対して学園全所蔵データの検索を可能とするとともに、システムの各種機能により迅速かつ的確な資料収集機能を提供している。利用者の図書検索の妨げとならないよう、図書カバーを外さない装備を2019年度から開始し、図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できる電子図書の収集を計画的に行うため、選書方針に電子図書を追加し、教育研究活動に大きく貢献している。また、国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用及び九州地区の医学系図書館との協定による相互利用を行うことで、学生の学習、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする研究プロジェクト等の補助的業務に従事する「リサーチ・アシスタント」、講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」、大学院学生及び学部学生を対象とする学生に対する学習支援や学生生活支援業に従事する「スチューデント・アシスタント」により支援を実施している。なお、口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するため

私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置し、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究や相互の連携研究に取り組んでいる。

本学では、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2021年度のコンプライアンス教育については、コンプライアンス推進責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催し、本学における不正防止体制及び他大学の不正使用の事例等を紹介するとともに、不正使用の防止について説明しており、講習会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の97.9%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している(資料8-35、資料8-38)。

また、研究倫理教育については、研究倫理教育責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催した講演会「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」において、本学における研究活動に係る不正行為の防止体制及び他大学の不正事例等を紹介するとともに、不正行為の防止について説明しており、講演会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の98.7%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している(資料8-35、資料8-39)。

なお、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点に新たに複数項目追加されており、自己点検・評価委員会での検討を開始することとした。

今後も引き続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

#### 【根拠資料】

- 資料 8-1 福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針
- 資料 8-2 福岡歯科大学ホームページ(アクセス)
- 資料 8-3 福岡歯科大学ホームページ(学生研修センター)
- 資料 8-4 学内 LAN サービスに関する根拠資料
- 資料 8-5 内部監査実施結果報告書
- 資料 8-6 アクセスポイント配置概略図
- 資料 8-7 学校法人福岡学園施設管理規程
- 資料 8-8 学校法人福岡学園体育施設管理運営規則
- 資料 8-9 学校法人福岡学園固定資産及び物品管理規程
- 資料 8-10 福岡歯科大学情報図書館規程
- 資料 8-11 福岡歯科大学情報図書館図書管理規則

- 資料 8-12 福岡学園情報セキュリティポリシー
- 資料 8-13 情報端末等の取り扱いに関するガイドライン
- 資料 8-14 重要情報漏洩等対応マニュアル
- 資料 8-15 コンピュータウイルス対策等情報セキュリティに関するマニュアル
- 資料 8-16 情報セキュリティ講習(初級)及び(中級)案内
- 資料 8-17 オリエンテーション資料
- 資料 8-18 福岡学園蔵書一覧
- 資料 8-19 2022 年度図書購入区分及び選書方針
- 資料 8-20 2022 年外国学術雑誌購読リスト
- 資料 8-21 学園全蔵書点検集計結果
- 資料 8-22 ホームページ(研究業績データベースページ)
- 資料 8-23 専任教員の研究費(2021 年度)
- 資料 8-24 福岡歯科大学専任教職員研修派遣規程、  
福岡歯科大学専任教職員研修派遣規程施行規則
- 資料 8-25 平成 30 年度特別補助交付額一覧、令和元年度特別補助交付額一覧、  
平成 30 年度予算配当通知書(抜粋)
- 資料 8-26 令和 3 年度科学研究費助成事業採択状況
- 資料 8-27 令和 3 年度研究助成金一覧
- 資料 8-28 研究助成金申請件数一覧
- 資料 8-29 令和 3 年度福岡歯科大学 FD 研修「科研費獲得支援講習会」実施報告
- 資料 8-30 平田客員教授によるブラッシュアップ案内
- 資料 8-31 福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 資料 8-32 福岡歯科大学競争的資金等の取扱いに関する規則
- 資料 8-33 福岡歯科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則
- 資料 8-34 福岡歯科大学研究データの保存期間等に関する細則
- 資料 8-35 令和 3 年度「コンプライアンス教育講習会」及び「研究倫理教育講習会」等  
実施報告書
- 資料 8-36 令和 3 年度科学研究費助成事業 執行要領等説明会実施報告書  
(福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学)
- 資料 8-37 福岡歯科大学ホームページ(競争的資金の取扱い)
- 資料 8-38 「コンプライアンス教育講習会」理解度アンケート集計結果
- 資料 8-39 「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」理解度アンケート  
集計結果
- 資料 8-40 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学遺伝子組換え生物使用の  
安全確保に関する規則」、「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学  
遺伝子組換え生物等の使用に関する管理規則」、「福岡歯科大学・福岡看護大  
学・福岡医療短期大学遺伝子組換え生物等の使用細則」
- 資料 8-41 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学研究用微生物等安全管理  
規則
- 資料 8-42 福岡歯科大学 アニマルセンター規程

- 資料 8-43 「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験規則」、  
「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学動物実験委員会規則」、  
「アニマルセンター使用心得」【ウェブサイト】
- 資料 8-44 学校法人福岡学園倫理審査委員会規則」
- 資料 8-45 「福岡歯科大学医科歯科総合病院治験実施規則」、「福岡歯科大学医科歯科  
総合病院治験実施施行細則」
- 資料 8-46 文部科学省ホームページ 令和元年度履行状況調査の調査結果
- 資料 8-47 R3 体制整備等自己評価チェックリスト
- 資料 8-48 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく  
取組状況に係るチェックリスト(R3 年度版)
- 資料 8-49 FD 講演会開催のお知らせ～研究不正を防止するための研究倫理意識の  
向上～
- 資料 8-50 動物実験に関する検証結果報告書
- 資料 8-51 H31.2.15 文科省通知私立大学研究ブランディング事業の見直し及び  
説明会の御案内
- 資料 8-52 福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学 口腔医学研究センター  
規程

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

#### 【点検評価項目】

- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の「学則」第1条「建学の精神」には、「社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与すること」を使命とすることが謳われている（資料1-1）。

この理念を踏まえ、口腔歯学部並びに歯学研究科の教育方針には、より具体的に「医療・福祉に対する奉仕の精神を身に付けた人材を育成する。（口腔歯学部：カリキュラム・ポリシー教育内容 1）」「国内外での研究成果の公表や研究研修を通じて、地域社会および国際社会に貢献する能力を育成する。（歯学研究科：カリキュラム・ポリシー教育内容 4）」と方針が明示されている（資料1-3、資料1-6）。

また、「第三次中期構想」では、建学の精神を踏まえ、基本構想の第4項に「地方自治体や職能団体等との医療・保健・介護・福祉における連携を拡充して地域包括ケアシステムの形成に貢献するとともに、教育・研究のための国際連携の強化に努める。」ことを謳い、社会との連携・貢献に関する以下の6つの目標が明記されている（資料1-7）。

- (1) 医科歯科総合病院において①安全で良質な医療の提供、②管理体制の強化による社会への貢献
- (2) 口腔医療センターにおいて病診連携の拠点として地域医療および臨床教育への貢献
- (3) 介護老人保健施設において地域包括ケアシステムを支える老健施設としての地域保健・福祉への貢献
- (4) 新病院において地域住民への安心安全な医療の場の提供、地域医療および卒前・卒後教育への貢献
- (5) 社会連携として、連携のパートナー（大学、県・市・自治組織、医療・保健・介護・福祉等の職能団体等）ごとに、地域医療に携わる人材育成と地域包括ケアシステムの構築支援による社会貢献
- (6) 国際連携として、海外の姉妹校や他の大学・研究機関と連携し、国際的視野をもつ人材の育成と、研究活動の国際的基盤形成の推進

これらの目標に向けた取り組みを実施していく中核組織として、2013年度に地域連携センターが設置され、その業務内容は、「福岡歯科大学・福岡看護大学・福岡医療短期大学地域連携センター設置要綱」第2条に規定され、センター長である学長のリーダーシップのもと、専任教員が中心となり本学が有する人的・物的・知的資源を活用した様々な地域連携・社会貢献活動を展開している（資料3-8）。

なお、長期的な社会連携・社会貢献活動を視野に入れ、「福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針」を2019年8月に地域連携センター運営会議において素案を策定し、2019年9月の自己点検・評価委員会を経て、2019年10月15日の第540回理事会で承認された。この方針については、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、学内広報誌及びホームページへの掲載、法人役員、学長及び講師以上の教員、管理職職員が一堂に会して情報共有や意見交換を行う朝食会での印刷物の配付等を通して広く周知を図っている(資料9-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6、資料2-7、資料2-8、資料2-9、資料2-10、資料2-11)。

以上のことから本学の社会連携・社会貢献の方針は適切に策定され、また大学ホームページで公開するなど、学内外で広く共有されていることから、適切に明示されていると判断できる(資料9-2)。

#### 『福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針』

福岡歯科大学が有する人的・物的・知的資源を活用するとともに、地域や行政および医療・保健・福祉関係機関等との連携関係を構築し、健康長寿社会の形成および地域社会の活性化に資するため、以下のとおり、社会連携・社会貢献の方針を定める。

1. 地域連携センターにおいて地域連携の在り方を体系的に整理し、地域連携推進戦略を策定するとともに継続的な地域貢献活動を行う。
2. 地域連携センターを中心に、地方自治体、医師会・歯科医師会等の公共団体、産業界および福岡都市圏大学との連携を推進し、地域の課題を共有し、協働して解決に努める。
3. 訪問歯科センターを中心に、地域連携センターおよび医科歯科総合病院病診連携室とで協働して地域の医療・保健・福祉等に係る諸問題を検討し、地域社会の発展と課題解決に貢献する。
4. 社会に開かれた大学として「公開講座」「出前講座」「講演会」「小中高教育支援」等の生涯教育事業を通じて、教育研究成果を継続的に発信し地域社会に貢献する。
5. 医療に関わる人材を育成する大学として、卒後研修等の生涯研修を通して、口腔医学の多職種医療人への展開を図り、健康長寿社会の形成に貢献する。
6. 国際交流を積極的に展開し、国際的視野を持つ医療人や教育・研究スタッフの育成を図るとともに研究活動の国際的展開のための基盤形成を推進する。

#### 【点検評価項目】

- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

### 評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、上述『福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針』第2項および第6項に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを推進するために学外組織と連携体制を確立してしている。

学外の連携機関を『社会連携・社会貢献の方針』第2項および第6項の項目ごと整理して列挙する。

- 1) 地方自治体（福岡県・福岡市・早良区）
- 2) 地方自治体に設置された健康づくり県民会議、福岡市歯科口腔保健推進協議会、保健福祉推進協議会（早良区地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会）への委員派遣（資料9-3、9-4、9-5）
- 3) 地域高齢者サークル（自治体、自治会組織、社会福祉協議会組織主催）
- 4) 医療・保健・介護・福祉等の職能団体（福岡県歯科医師会・福岡県医師会、福岡市歯科医師会（早良支部会を含む）・福岡市医師会・福岡県歯科衛生士会・福岡県学校歯科医会）
- 5) 保健所、地域包括支援センター、医療・介護・福祉施設（地域の急性期病院、慢性期病院、リハビリテーション病院等）
- 6) 地域多職種連携ネットワーク（早良第9圏域介護事業所ネットワーク）
- 7) 産業界（UR九州支社）（資料9-6）
- 8) 「福岡未来創造プラットフォーム」（福岡市都市圏15大学・福岡市・福岡商工会議所・福岡中小企業経営者協会が発足）の垣根を越えた連携・交流の促進を目指す産学官連携の枠組み（資料9-7）
- 9) 福岡都市圏大学  
地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会、福岡市西部地区五大学連携、九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク〔Q-Links〕（資料9-8、9-9、9-10）
- 10) 福岡市立中学校3校ならびに福岡市内私立高等学校（筑紫女学園高校）（資料9-11）
- 11) 英・加・中・韓4か国5大学（リバプール大学、ブリティッシュコロンビア大学、中国医科大学口腔医学院、上海交通大学口腔医学院、慶熙大學校歯科大学）

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進については、『社会連携・社会貢献の方針』第2項～第6項の項目ごとに整理して列挙する。

なお、研究成果の公表は論文発表によるもの（2021年度：論文発表数67編）であるが、特に社会に大きな影響のある重要な研究成果についてはホームページで広く公開している。

- 1) 地方自治体、医師会・歯科医師会等の公共団体、産業界および福岡都市圏大学との連携

○福岡市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援 福岡市大規模接種会場に医師・歯科医師・看護師を派遣し、ワクチン接種を担当（期間 令和3年5月16日～9月22日、医師延べ29名、歯科医師延べ269名、看護師26名）（資料9-12）

○福岡県健康づくり県民会議、福岡市歯科口腔保健推進協議会、早良区地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会 教員が委員として招聘され、口腔医学に関する専門知識に基づいた助言を行っている

○福岡市経済観光局、福岡市博物館、福岡商工会議所との連携協力 地域志向科目「福博の文化と歴史探訪」現地訪問授業実施にあたり学芸員職員の講師派遣等開講支援を受けている（資料9-13）

○福岡市早良区地域保健福祉課・福岡市歯科医師会早良支部との学官民連携オールフレイル予防事業 福岡市認定事業（福岡100）の実施支援、住民への配布資料を監修（資料9-14）

○福岡市歯科医師会主催「福岡市民の健康を口からまもる集い」開催支援（資料9-15）

○UR九州支社との包括連携協定に基づくUR星の原団地住民健康講座の開設（資料9-16）

○福岡市西部五大学連携協定にもとづく共同開講科目「博多学（福岡市西部地区五大学共同開講科目）」への「福博の文化と歴史探訪」現地見学授業の開放（資料9-17）

○福岡市地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会協定書にもとづく単位互換講座「食と栄養と健康」開講

○同上協定に基づく中村学園大学栄養科学研究科博士前期課程学生に対する高齢者施設臨地実習 本学園介護老人保健施設サンシャインシティでの実施を支援（令和3年度5名の大学院生が参加、資料9-18）

○福岡未来創造プラットフォーム 生涯教育ワーキンググループ主催リカレント教育講座「子どもの貧困を科学する」開催支援（資料9-19）

## 2) 地域の医療・保健・福祉機関との連携協力

○福岡市保健医療局、早良区保健所、早良第9地域包括支援センター職員の講師招聘 歯科医師卒後研修教育（福岡歯科大学医科歯科総合病院歯科医師臨床研修プログラム）において、上記機関から行政歯科医師、保健師ならびに生活支援・介護予防推進員を招聘し、地域歯科保健または地域包括ケアシステムの推進についての講義を委嘱した（令和5月13日、臨床研修歯科医48名受講）（資料9-20）

○職域接種による新型コロナウイルスワクチンの地域住民への接種

福岡歯科大学医科歯科総合病院における職域接種を地域住民に開放し、地域での接種促進に貢献（資料9-21）

○連携の会 口腔医学の展開を図り、健康長寿社会の形成に貢献するため、近隣医療機関の多職種医療従事者を対象とする生涯教育（リカレント教育）の場として開催（令和3年2回開催出席者28名（医師2名、歯科医師19名、その他の職種7名）（資料9-22）

3) 地域社会への教育研究成果の発信と住民生涯教育への貢献

社会に開かれた大学として、口腔医学に関する教育研究成果を幅広い年齢層の住民に向かって、健康知識の学び直しや職業教育の一環として継続的に発信した。

○出前講座・講演会 地域住民向けの口腔と全身の健康をテーマにしたリカレント教育の場として公民館・社会福祉協議会の主催する健康講座や高齢者サロンに講師派遣をする開催形態の出前講座および学園祭に併催する公開講座として実施（2018年度：出前講座・学園祭等併催講演会・45回、参加者計3,000人）（資料9-23）

○公開講座 近隣ショッピングモール会議室において実施された健康講座の主催（資料9-24）

○中高教育支援 福岡市早良区の市立中学校「職場体験」（2年次）、「上級学校訪問」（3年次）、福岡県内の私立高等学校職業体験実習の希望生徒を受け入れ（2018年度：中学・高校職業体験・上級学校訪問の受け入れ、年間10校、参加者500人）、歯科医療に関する教育研究成果の継続的発信を行ってきたが、2020年以降辞退が継続しており、高校1校の生徒のみ健康管理に留意しながら受け入れている。（資料9-25）

4) 多職種医療人への卒後研修等の生涯研修事業

○生涯研修プログラム 口腔医学の展開を図り、健康長寿社会の形成に貢献するため、歯科医療関係者に向けたプログラムを、福岡市歯科医師会学術担当理事と情報交換を行いながら開発し、継続的に開催している（2021年度：7プログラム、延べ9回）。（資料9-26）

○連携の会 2) 項において詳述（再掲）

5) 研究活動の国際的展開のための国際交流の推進

○英・加・中・韓4か国5大学姉妹校締結・国際交流推進 学長を委員長とする国際交流推進委員会（2008年設置）主導のもとに、ヨーロッパ、北米およびアジアにおける国際交流協定締結校5校との人的交流〔2018年度相互交流：派遣5回・参加者計37人（学生27人、教員10人）、受入れ3回・参加者計19人（学生14人、教員5人）、研究者等の受入れ2回・2人〕を進め、文化・教育・学術・研究の国際的・学際的交流を図ってきたが（資料9-27、資料9-28）、2020年以降は休止延期している。

地域交流事業については、地域住民とボランティア学生・教職員との交流を促進する事業として実施されたものを列挙する。

1) 田村・田隈校区自治協議会主催の夏祭り、運動会行事（資料9-29）

2) 田村校区で主催する地域カフェ（資料9-30）

3) 野芥校区子ども食堂・学習支援事業 福岡市西部地区五大学連絡協議会協定に基づく；参画大学ボランティア学生派遣の連絡調整（資料9-31）

4) 星の原団地子ども食堂および地域カフェ UR九州支社との包括連携協定に基づく開催支援および高齢者健康講座の開催（資料9-32）

- 5) 本学大学祭および併催講演会（資料 9-33）
- 6) 認知症啓発プロジェクト 地域多職種連携ネットワークとの合同実施支援（資料 9-34）
- 7) 健康教育講演会（地下鉄七隈線沿線三大学連絡懇話会主催）（資料 9-35）
- 8) 公開講座 近隣ショッピングモールにおいて主催した健康講座（資料 9-36）  
2020 年以降の実施は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止している。

国際交流事業については、学長を委員長とする国際交流推進委員会（2008 年設置）主導のもとに、ヨーロッパ、北米およびアジアにおける国際交流協定締結校 5 校との人的交流〔2018 年度相互交流：派遣 5 回・参加者計 37 人（学生 27 人、教員 10 人）、受入れ 3 回・参加者計 19 人（学生 14 人、教員 5 人）、研究者等の受入れ 2 回・2 人〕を進め、文化・教育・学術・研究の国際的・学際的交流を図ってきたが、2020 年以降は休止している。

#### 【点検評価項目】

- ③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中学・高校教育支援（職業体験・上級学校訪問）、地域住民リカレント健康教育（公開講座・出前講座・イベント等）について、参加者アンケートの客観指標（満足度や自由記載による不満な点、良かった点）を基準とし、学長をセンター長とする地域連携センターで集計分析を行う体制を確立してきた。方法は、統計処理ならびに地理情報システムに基づいた解析である。プロセスの最終段階では、地域連携センター運営会議（月 1 回開催、大学内地域連携コーディネーター参加）において解析結果を報告し、改善策の立案検討を行ない、PDCA サイクルを回してきた（資料 9-37）。

中期構想（5. 社会連携、6. 国際連携）に基づく年度事業計画については、達成状況を毎年点検・評価し、次年度の計画に反映するための PDCA サイクル（PDCA サイクル①）を機能させている（資料 2-14、資料 2-15）。これに加えて、本学は大学基準協会の評価項目に則り、隔年に行う自己点検・評価による課題の抽出とその後の改善の状況を取りまとめ翌年に実施する改善報告により、PDCA サイクル（PDCA サイクル②）を機能させている（資料 2-12、資料 2-13）。この 2 つの PDCA サイクルを回すことで、自己点検・評価から改善・向上につながるシステムを構築している。

地域住民リカレント健康教育に関しては、過去の開催地区を地理情報システムで解析した結果から、未開催地区の発見と開催の働きかけにつなげた。

また、同教育のステークホルダーが校区社会福祉協議会担当者であることが判明し、トレンド性のあるテーマについての解析結果をステークホルダーに提供することで、依頼件数を大幅に増加させることができた。この結果を受けて早良区保健所や職能団体とも連携した社会貢献事業を計画中である。

以上のように、社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠資料に基づいて定期的に点検評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた適切な取り組みを行っている。

## (2) 長所・特色

福岡歯科大学の社会貢献活動の長所・特色は、本学が提唱してきた「口腔の健康を通して全身の健康を守る」口腔医学のブランドイメージを定着させたことにある。

2008年に文部科学省戦略的大学連携支援事業「口腔医学の学問体系の確立と医学・歯学教育体制の再考」の助成を得て、国内の7歯科大学・大学歯学部等と連携して口腔医学の確立を手がけ始めて14年を経過したが、2019年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」には、『口腔の健康は全身の健康にもつながる(58ページ)』ことが明記され、口腔医学の哲学の周知と理解が進んだことがうかがわれる(資料9-38、資料9-39)。2017年度から私立大学研究ブランディング事業「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護阻止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の助成を得て、口腔医学の実践と教育を充実させている。更に、口腔医学研究の取り組みを加速するために、学内の研究センターを戦略的に再編制し、口腔医学研究センターとして、研究資源を集中させている(資料3-5)。

これらの口腔医学の教育研究の成果は、地域包括ケアシステムを構成する「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」、「介護予防・生活支援」の各要素をカバーし、その構築に大きな貢献をするものであるが、これらは同一キャンパス内の医科歯科総合病院、介護保険施設及び福岡看護大学・福岡医療短期大学の医療・福祉に関わる教育、研究の場で、多職種連携のもとに培われているものであることから、これからの超高齢社会における地域貢献や地域包括ケアシステム地域づくりについて、未来を先取りした学びの環境を備えている長所がある。

## (3) 問題点

新型コロナウイルス感染症の出現は、地域連携・社会貢献活動の様相を一変させた。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置指定地域となり、公立学校や公民館が休館した時期にこれらを拠点とする事業が中止となり、また、医療機能の保持のために、医療職の教員による出前講座等への出講や学生の課外活動の制限などのため、地域交流事業への参画ができない状況が継続している。

## (4) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献の方針は、「福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針」として、建学の精神に則り第三次中期構想に基づいて適切に策定、明示されている。

この方針に基づいた、社会連携・社会貢献に関する取り組みは、国内外の大学・行政機関・地域企業や地域住民との連携を図りながら教育研究成果を口腔医学の地域への展開と地域包括ケアシステムの構築支援として社会に還元するもので、本学の口腔医学ブランドを最大限活かした活動となっている点に特色がある。

また、社会連携・社会貢献活動の適切性の検証については、定期的に医療行政担当者、医療関係諸団体代表者、地域自治組織代表者による点検評価を実施して、適切に取り組みの改善・向上を行っている。

#### 【根拠資料】

- 資料 9-1 令和元年 8 月 23 日地域連携センター運営会議議事録
- 資料 9-2 福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針
- 資料 9-3 ふくおか健康づくり県民会議
- 資料 9-4 福岡市歯科口腔保健推進協議会
- 資料 9-5 早良区地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会
- 資料 9-6 UR 九州支社包括連携協定書
- 資料 9-7 福岡未来創造プラットフォーム中長期計画 2019～2023 年度
- 資料 9-8 地下鉄七隈線沿線三大学連絡協議会協定書
- 資料 9-9 福岡市西部地区五大学連携協定書
- 資料 9-10 九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク【ウェブサイト】
- 資料 9-11 筑紫女学園高校高大連携教育協定書
- 資料 9-12 New Sofia112 号 p.10
- 資料 9-13 福博シラバス
- 資料 9-14 オーラルフレイル予防パンフレット
- 資料 9-15 福岡市民の健康を口からまもる集い
- 資料 9-16 New Sofia 113 号 p.11
- 資料 9-17 博多学シラバス
- 資料 9-18 中村学園大学栄養科学科サンシャインシティ実習
- 資料 9-19 子どもの貧困を科学する 2021 ホームページ
- 資料 9-20 福岡歯科大学医科歯科総合病院 2022 年度歯科医師臨床研修プログラム
- 資料 9-21 コロナワクチンの職域接種について
- 資料 9-22 病診連携運営会議議事録
- 資料 9-23 地域連携センター運営委員会議事録
- 資料 9-24 New Sofia112 号 p.10、公開講座開催記事
- 資料 9-25 筑紫女学園高校生徒高大連携教育
- 資料 9-26 生涯研修委員会議事録
- 資料 9-27 リバプール大学との国際交流協定書
- 資料 9-28 2018 年度国際交流受入及び派遣一覧表
- 資料 9-29 New Sofia 104 号 p.7-8
- 資料 9-30 かふえもりのいえ記事
- 資料 9-31 野芥校区子ども食堂・学習支援事業
- 資料 9-32 星の原団地子ども食堂および地域カフェ
- 資料 9-33 New Sofia 105 号 p.10
- 資料 9-34 認知症啓発プロジェクト
- 資料 9-35 三大学シンポジウム

資料 9-36 New Sofia 104号 p.10

資料 9-37 令和元年12月20日地域連携センター運営会議議事録

資料 9-38 ホームページ(平成20年度文部科学省戦略的・大学連携支援事業)

資料 9-39 経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針)(抜粋)

(1) 現状説明（大学運営）

【点検評価項目】

- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、中・長期計画である「第三次中期構想」を実現するために、「福岡歯科大学 管理運営方針」を定めている（資料 1-7）。なお、中期構想は正式には「学校法人福岡学園第三次中期構想」であるが、本学を始め、福岡看護大学及び福岡医療短期大学並びに介護老人保健施設に関する記載内容については、各学長もしくは施設長のリーダーシップのもとで各々が取り纏めたものを集約したものであることから、福岡歯科大学としての中・長期計画であることは論を俟たない。

また、2021年3月16日開催された第172回評議員会を経て、同日開催の第560回理事会においてガバナンス・コードを決定し、運営上の基本方針を明確にしている。

本学の管理運営方針は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会で原案を策定し、教授会で意見を聴取した後、理事長、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、病院長及び事務局長といった学内理事で組織される法人の会議体である「常任役員会」及び理事長、常務理事、歯科大学長、看護大学長、短大学長、事務局長、各大学役職教職員、教育職の理事及び評議員をもって組織する「学園連絡協議会」を経て、最終的に2019年10月15日開催の第540回理事会にて承認を得たものである（資料 10-(1)-1、資料 10-(1)-2）。

この方針については、大学における内部質保証の重要性についての理解を深める目的で開催したSDにおいて説明したほか、学内掲示板、学内広報誌及びホームページへの掲載、法人役員、各大学の学長及び講師以上の教員、管理職職員が一堂に会して情報共有や意見交換を行う朝食会での印刷物の配付等を通して広く周知を図っており、大学運営に関する大学の方針を明示していると判断できる（資料 2-7、資料 2-8、資料 2-9、資料 2-10、資料 2-11）。

『福岡歯科大学 管理運営方針』

福岡歯科大学は、建学の精神及び中期構想に基づき、口腔医学に関する教育、研究、診療の充実と発展を図るため、次のとおり管理運営方針を定める。

【中期構想・事業計画・事業報告】

1. 本学が成長発展していくために進むべき中期的な方向性を示すため、中期構想を策定する。

2. 中期構想を実現するため、年度ごとに事業計画を策定する。また、事業計画に基づき実施した事業内容を明らかにし、検証・改善するため、年度ごとに事業報告書を作成する。
3. 中期構想及び事業計画の策定、事業報告書の取り纏めにあたっては、学長のもと各種事業の進捗状況並びに各種委員会及び所属教職員の意見等を踏まえることとし、法人（理事長）が総括する。

#### 【大学の管理運営】

1. 学長は、教職員を統督し、本学の校務に関する事項について決定する。
2. 本学の校務の執行は、関係法令及び学園諸規定等に従い適正に行う。
3. 法人は、医療・保健・福祉の総合学園として永続的に発展し、学問の進展と社会貢献に寄与するため、教育・研究・診療環境を整備し、経営並びに学長の選任に関して責任を負う。

#### 【中・長期財政計画】

1. 本学が永続的に発展し、安定した財政基盤の確立を図りつつ、教育・研究・診療の一層の活性化を進めていくため、中・長期財政計画を策定する。
2. 教育研究活動の維持・向上及び将来的な施設、設備等の更新のため、経常収支の均衡を図り、安定的な財政基盤を確保する。

#### 【予算編成・予算執行】

1. 年度の事業計画を遂行するため、中・長期財政計画に基づき、予算編成の基本方針を策定する。
2. 予算は、予算基本方針に基づき編成する。また、予算編成にあたっては、理事会が決定する。
3. 予算執行は配当予算の範囲内で適正かつ効率的に執行する。

#### 【事務組織の運営】

1. 事務局長は、理事長の命を受け、事務組織を統轄する。
2. 事務組織は、業務を円滑かつ効果的に行うため、専門性に配慮して適切に編制する。
3. 教育研究活動及び学生支援を強化するため、教員と職員の連携を推進する。

#### 【職員の採用】

1. 大学の適正な運営に資するため、優秀で多様な人材を広く募集することを原則とし、適性・能力を基準とした公正な選考を行う。
2. 主体性、倫理観、問題解決能力、誠実性、実行力、協調性を重視するとともに、配属先に応じた専門性に留意する。
3. 年齢や性別のバランスに配慮し、将来を見据えた人事管理を行う。

#### 【スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施】

1. 大学を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員の能力及び資質を向上させることを目的とする。

2. 年度ごとに実施計画を策定し、適時、その内容・方法・効果等について検証を行い、改善を図る。
3. 幅広く知識及び技能を習得させるため、学外研修を実施するほか、自律的な能力開発に対する支援を推進する。

**【大学運営の担保】**

1. 大学運営の適切性を担保するため、独立監査人、監事及び内部監査室による監査を実施する。
2. 監査に際しては、三者で定期的に協議の場を設け監査計画の摺合せ、情報交換等を行う。

**【点検評価項目】**

- ②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

**評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備**

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

**評価の視点2：適切な危機管理対策の実施**

大学運営については、学長のリーダーシップのもと、教育研究目標の達成と教育研究活動を通じたブランド化の推進を目指して積極的な運営に努めているところであるが、その先導者となる学長の選任は、「福岡歯科大学長選考規程」に基づき行っている（資料10-(1)-3）。理事長を委員長とし、常務理事、理事会において選任した学外理事、学長が推薦する教授で組織される学長候補者選考委員会において、理事、専任講師以上の教員及び課長以上の職員の投票により推薦された学長候補者の中から最終学長候補者を選考し、理事会に推薦することになっており、その後、理事会の承認を経て決定している。なお、選考に当たっては、当該候補者から提出される履歴・業績書のほか、所信表明書（大学の将来構想、口腔医学の推進等）及びヒアリング等を通して、リーダーとしての資質、能力、統率力、目標設定等を総合的に判断している。その職務については、「学則」第43条の2の定めのとおり「理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」ことである（資料1-1）。また、学長は「学校法人福岡学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第6条第1項第1号の規定により1号理事となり、教学代表の一人として学校法人の運営に重要な役割を担っている（資料10-(1)-4）。

学長がリーダーシップを十分に発揮できる環境整備としては、学長を補佐する役職教職員として「学則」第43条に基づき、病院長、情報図書館長、学生部長、教員配置部門毎に部門長等を置いている。役職教員の選考は「役職教員選考規程」に基づき、学長が教授のうちから選考のうえ、理事長に推薦し、常任役員会等の審議を経て、理事会で決定されており、学長の意向を反映しやすい選任方法になっている（資料10-(1)-5）。なお、役職教員は上司である学長の命をうけ、「学則」第43条の2で各々明示している職務を執行するほか、部長会（学長、病院長、情報図書館長、学生部長、学生部次長、各部門長、事務局長をもって組織）の構成員として、教育の改善・改革や教員組織改革等、学長を中心とした全学的な教学マネジメントに関する諸事項について提言を行っている（資料3-11）。また、学長を室長とする教育支援・教学IR室を設置し、教育に関する情報収集、分析並びに中長期的な企画立案等を行い、教育の推進並びに学生の学士力向上につなげている。

財務面でも、学長のリーダーシップを資金面で担保するために学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出している。2022年度の予算額は10,000千円である。

この他、教員人事においても、「福岡歯科大学教員選考規程」に基づき、学長を中心とした教育研究業績審査委員会で教育研究業績に関する審査を行った後、学長は教授会の意見を聴取のうえ最終教員候補者を決定することになっている（資料6-2）。

教授会の役割については、「学則」第44条及び「学長裁定」において、①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与のほか、③教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項、キャンパスの移転に関する事項で学長が必要と認めたもの、組織再編等に関する事項で学長が必要と認めたもの等について意見を述べることと規定されており、決定権者である学長に対して、意見を述べる関係となっている（資料10-(1)-6）。歯学研究科においても、「大学院学則」第44条及び「学長裁定」において、学部同様の関係となっている（資料1-2、資料10-(1)-7）。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化については、理事会は、「寄附行為」第16条第2項で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、教育研究活動等に関する計画、学則や諸規定の制改定、学長や役職教員等の任免及び教育環境の整備並びに経営方針等の法人運営に関わる基本的な重要事項を決定するとともに、理事である学長の職務の執行を監督している。学長の権限及び教授会の役割は前述のとおりであり、教学組織は教育研究の充実・向上を図ることを基本的な役割としている。

なお、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一を強化するため、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項は、常任役員会（月2回開催）のほか、学園連絡協議会（月1回開催）で審議している。また、理事12人のうち9人が教育関係者であり、教育に対する理事会の造詣は深い。なお、外部理事は8名で理事の過半数を占めている。

学生の意見・要望への対応については、授業評価アンケート結果並びに在学生や卒業生を対象とした「学生実態・満足度調査」を実施し、その結果を検証している。また、学生自治組織である「学友会」内にある総務委員会、体育部会及び学術文化部会で協議された後、顧問（教員）、学生部長及び学長に随時意見・要望を上げている。その他、

学生部長、学生部次長らと学生代表による「学生懇話会」を定期的で開催し、学生意見箱に寄せられた要望などに対して、学習環境の改善等の検討を行い、要望に対する回答を掲示により周知している。

また、教職員からの意見・要望に関しては、人事考課に係る考課者（管理職）による被考課者面談時、及び理事長による部署別教職員面談時に聴取している（資料 10-(1)-8）。この他、事務職員に関しては、毎年 10 月 1 日現在での職員調書の提出をもって聴取しており、いずれの場合も対応可能な事項については、必要な手続きを経て実施している（資料 10-(1)-9）。なお、「第三次中期構想」は検討段階から教職員の意見を聴取し、取り纏めたものであり、事務職員の行動指針や求める職員像についても、事務職員が自主的に策定したものである（資料 10-(1)-10、資料 10-(1)-11）。

本学の危機管理体制は、火災や地震等の自然災害については「消防計画」及び「防火・防災管理規程」に基づき、教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施している（資料 10-(1)-12、資料 10-(1)-13）。

また、2020 年 9 月に「危機管理規程」を制定するとともに、関連規程を改正したほか、2021 年 4 月には「災害対策マニュアル」を各地区隊ごとに制定し、地震等の大規模災害他に対する危機管理体制及び対処方法を明確にしている（資料 10-(1)-14、資料 10-(1)-15）。

情報資産のセキュリティ確保については「情報セキュリティポリシー」として情報セキュリティの基本方針等を定め、適切に管理しており、万一、学生の成績、診療情報等の重要情報が漏洩した場合に備え「重要情報漏洩等対応マニュアル」等を定めている（資料 8-12、資料 8-14）。その他、危機管理対応として「公益通報に関する規程」、「個人情報保護規程」、「倫理審査委員会規則」等を制定している（資料 10-(1)-16、資料 10-(1)-17、資料 8-44）。ハード面については、校舎は既に耐震補強が行われており、実習施設である医科歯科総合病院についても免震構法により 2020 年 9 月に建替え開院した。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示するとともに、それに基づき適切な大学運営を行っている判断できる。

#### 【点検評価項目】

##### ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、第三次中期構想において、6 年間の構想期間（2017～2022 年度）の財務計画を明示しており、予算編成に際しては、財務計画を含めた中期構想を基に、予算基本方針及び事業計画を策定している（資料 1-7、資料 10-(1)-18、資料 2-14）。これらに沿って各部署の予算作成責任者等（各事務課長等）から、「予算規則」に基づき作成された予算要求書が提出され、財務課で精査した後、常任役員会メンバーで構成される予算会議において、予算作成責任者等に直接のヒアリング（予算査定）が行われる（資料

10-(1)-19)。予算査定において、事業計画との整合性及び重要性並びに費用対効果を勘案のうえ要求額を調整し、真に必要とされる額を予算化する。このほか、大学講座等の教育研究経費予算は、財務課で教員数等を基準として予算配分原案を作成し、常任役員会等で協議のうえ予算化する（資料 10-(1)-20）。これらを基に学園全体の予算原案を財務課が作成し、常任役員会での審議を経て最終的な予算案となる。理事長は予算案について、学外理事を加えた財務委員会で意見を聞くほか、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後、理事会に付議し、年度予算が決定する。このように学園の中期構想を基本として、事業計画に対応し、明確なルールに基づいて予算編成が行われている（資料 10-(1)-21）。また、予算決定後、事業計画とともに学園ホームページにおいて公表し、予算編成の透明性を高めている。

予算執行は、各予算執行責任者の管理の下、「経理規程」、「経理規程施行規則」及び「学校法人会計基準」に則り、適正かつ効率的に執行することとしている。配分された予算の執行に当たっては、各責任者から回付された支払要求書、証憑書類及び会計伝票を財務課において精査のうえ支出している（資料 10-(1)-22、資料 10-(1)-23）。

予算執行状況については、財務課で月次試算表を作成して分析を行い、毎月理事長に報告している。各部署においては会計システムにより随時、予算執行状況が把握できる仕組みとなっており、次年度の予算要求書を作成する際も予算執行状況を踏まえ分析・検証を行っている。

#### 【点検評価項目】

- ④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、法人・大学運営が適切に行われるよう「組織規程」、「事務分掌規程」及び「管理運営方針」に基づき、組織構成と役割分担等が明確に定められている（資料 10-(1)-24、資料 10-(1)-25）。なお、本法人は小規模法人であるため、法人本部は設けておらず、管理部門各課が法人業務を分担している。事務の遂行については、理事長の命を受け、事務局長が事務局を統轄しており、事務局次長は事務局長を補佐し事務局の事務を整理し、課長は上司の命を受けて当該事務課の業務を遂行している。なお、業務の管理及び運営を円滑にするとともに、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理を図るため、法人役員、各学長、病院長、事務局長及び事務局各課の課長、課長補佐で組織される「事務連絡会」を月 1 回開催している（資料 10-(1)-26）。この他、事務局長及び事務局各課の課長で構成される「課長会」

を月2回開催し、常任役員会で報告・審議される事項の確認、諸課題に関する協議、情報共有等を行っている（資料10-(1)-27）。

職員の任免その他人事に関する権限は、「就業規程」及び「組織規程」に基づき、任命権者である理事長にある（資料10-(1)-28）。採用については、「就業規程」及び「管理運営方針（職員の採用）」に基づき行っており、ホームページ、ハローワーク、新聞広告等で公募のうえ、事務局長及び課長等による面接に重点を置いて選考している。採用の時期は、通常は定年退職等に伴う補充が目的であるため4月であるが、依願退職等で緊急に補充の必要がある場合は適時対応している。なお、業務内容の多様化、専門化に対応するため、有能な新卒者のみならず多様な経験や専門知識を有する者を、各事務課の専門性等に応じて採用・配置しており、具体的には、情報化に対応するため「情報図書館課情報係」及び「教育支援・教学IR室」に情報システムや情報処理に関する技術者を、優秀な学生を確保するため「学務課入試係」に学生募集に関する多様な知識を有する実務経験者を、国際交流の円滑化のため「教育研究支援課庶務係」に海外での語学研修・就業経験者をそれぞれ採用した。教育研究支援課は支援体制を明確にするとともに強化を図るため、2021年度に総務課から独立した組織である。昇任・昇格については、「人事考課規程」及び「給与規程」に基づき行っている（資料10-(1)-29、資料10-(1)-30）。

本学の人事考課制度は2004年7月から導入しており、「中期構想」等をベースに各職員が設定した1年間（1～12月）の目標の達成度等を勘案し、その業績、意欲・態度、能力を評価し、給与等の処遇に適正に反映するとともに昇任等の任免に活用して、組織の活性化につなげている。評価に際しては、自己評価、一次評価を経て、全学的な調整を図りながら二次評価を行っている。なお、評価結果は所属長より本人にフィードバックされ、能力の育成・活用を図っている。2013年度に事務局管理職員の任用制度として導入した管理職任期制は、この人事考課制度を活用した事務職員対象の人事制度である（資料10-(1)-31）。

教職協働に関しては、教学運営及びその他大学運営に関わる委員会のほぼ全てに事務職員を委員として参画させ、教職員が協働して学生の教育、厚生補導等の支援に当たっている（資料10-(1)-32）。また、教育支援・教学IR室及び地域連携センターは、教員と事務職員で組織しており、教職員相互の理解の下、教育の推進及び学生の学士力向上並びに社会連携・社会貢献を目指し、その機能を果たしている。

以上のことから、本学は、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設置し、適切に機能させていると判断できる。

#### 【点検評価項目】

- ⑤大学運営を適正かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

教職員の研修については、「就業規程」第36条第1項で「教職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、絶えず自己啓発に努めなければならない。」としており、これに対し、同条第2項で、「学園は、教職員の研修機会の提供に努めるものとする。」とされ、組織的に研修を実施することになっている（資料10-(1)-28）。具体的には、年度初めまでに総務課人事係にて素案を作成し、課長会及び常任役員会を経て決定される「教職員研修計画」に基づき、学内で階層別研修及び専門研修を実施するほか、私学関係団体及びその他の外部団体が主催する外部研修への参加についても促進している（資料10-(1)-33）。2022年度は記念講堂4階に新たに保健管理センターが設置されることに因んで学校保健に関する基礎知識を深める研修のほか、本学における教育の現状と今後の方向性に関する理解を共有することを目的とした研修を実施する予定である。また、職員の資質向上を目的に業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を2017年度から制定し、職員のスキルアップを推進している（資料10-(1)-34）。なお、研修方針については、前述の「教職員研修計画」に盛り込まれていたが、2019年10月に「管理運営方針」における「スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施」として改めて明確に定め、教職員に周知することとした。

このように、本学では方針に基づき、組織的にSDを実施し、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上に努めている。

#### 【点検評価項目】

- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における点検・評価は、2通りの方法で実施している。一つは、毎年度実施するもので、前年度「事業報告書」及び当年度「事業計画」の進捗状況や実施結果等に基づき学長、各種委員会及び事務課等で点検・評価し、その結果を踏まえて次年度の「事業計画」に反映させている（資料2-15、資料10-(1)-35）。なお、内部質保証の観点から「事業報告書」作成及び「事業計画」策定の際には、内部質保証を推進する組織である自己点検・評価委員会において点検・評価を行ってPDCAサイクルを回している（PDCAサイクル①）。（資料10-(1)-36）。もう一つは、2年サイクルで実施しているもので、1年目は大学基準協会の評価項目に準拠して、根拠資料を基に自己点検・評価を実施し、その結果や課題等を「現状と課題」として取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価し「改善報告書」を作成しており、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムとして確立させている（PDCAサイクル②）（資料2-12、資料2-13）。

監査については、公認会計士（独立監査人）、監事、内部監査室による三様監査体制により、定期的に協議の場を設け計画の摺合せ、情報を共有しながら、効果的に行われている。

「私立学校振興助成法」に基づく公認会計士による監査は、8月から翌年5月の間に、期中監査・決算監査が行われ、2022年度は延べ72名によって実施される（資料10-(1)-37）。

監事の監査は、「私立学校法」、「寄附行為」及び「監事監査規則」に基づき、監事2名により法人の業務及び財産の状況について監査が行われる。監事は年度初めに監査の基本方針及び重点項目等を設定した監査計画を策定し、理事長に提出することになっている（資料10-(1)-38）。なお、監査に当たっては、理事会及び評議員会に加え、常任役員会に出席して法人の運営状況の把握に努めているほか、学長や病院長等の役職教員をはじめ各事務課の課長等へのヒアリングを適宜実施して業務の執行状況について確認している。また、10月と5月の年2回監事報告会を開催し、監査結果を理事長以下常任役員に報告し、意見を述べている（資料10-(1)-39）。この他、内部監査室長、総務課長、教育研究支援課長及び財務課長と毎月1回監査連絡会を開催し、課題となっている事項の確認と対応状況等について情報共有を行っている。

内部監査は、点検・評価結果により大学運営体制の強化に向け2015年に制定された「内部監査規則」に基づき、内部監査室長を中心に監査担当者により、年度毎の監査計画に従って適時・適切に業務監査及び財務監査を行い、その結果に基づき助言・提言を行っている（資料10-(1)-40）。

上記の公認会計士（独立監査人）、監事及び内部監査室による監査結果については、いずれも常任役員会、学園連絡協議会、評議員会及び理事会で報告している。

以上のことから、大学運営の適切性については、根拠に基づき、定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。

## （2）長所・特色

本学では、学長が大学執行部の一員となる役職教員を選考するとともに、学長を室長として教育に関する情報収集、分析・企画立案等を行う教育支援・教学IR室を設置するほか、資金面でも学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出可能とするなど、学長が教育の改善・改革や教員組織改革等の教学マネジメントを行うにあたりリーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。

また、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項について、法人役員、学長をはじめとする役職教職員等により構成される学園連絡協議会において協議し、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一の強化を図り適切な大学運営に努めているほか、法人役員、学長、事務局長及び課長等が構成員である事務連絡会において、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理に取り組んでいる。

組織の活性化については、人事考課制度を2004年7月から導入するとともに、管理職である事務課長及び課長補佐を対象に2013年度から管理職任期制を導入した。また、業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を2017年に制定して、職員の資質向上と能力開発に努めている。

このほか、大学運営体制の強化に向けて、2015年度に内部監査室を設置し、公正かつ客観的に調査を実施するとともに、その結果に基づき助言・提言を行って、大学運営

の質の向上につなげており、今後は更なる業務の適正化・効率化に向け、公的研究費等のリスクアプローチ監査を含めた内部監査の充実・強化を進めていく予定である。

### (3) 問題点

本学の災害に関する危機管理については、「危機管理規程」及び「防火・防災管理規程」並びに「消防計画」に則り、日頃より教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施しており、また、医療系大学として大学設置基準で必置とされる附属病院においても、災害対策マニュアルを制定し、患者を想定した訓練を適時実施しており、個々に発生する建物火災であれば十分に対応できると思われる。しかしながら、想定外の自然災害が多発している現状を踏まえ、同時に被災することが考えられる地震等の大規模災害に対する体制の整備として、学園全体を対象とした訓練の実施が望まれる。

### (4) 全体のまとめ

大学運営については、2019年10月に「福岡歯科大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学 IR 室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である第三次中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価しており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会による PDCA サイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

### 【根拠資料】

資料 10-(1)-1 学校法人福岡学園常任役員会規則

資料 10-(1)-2 学校法人福岡学園学園連絡協議会規則

資料 10-(1)-3 福岡歯科大学学長選考規程

資料 10-(1)-4 学校法人福岡学園寄附行為

資料 10-(1)-5 福岡歯科大学役職教員選考規程

資料 10-(1)-6 福岡歯科大学学長裁定（学部）

資料 10-(1)-7 福岡歯科大学長裁定（研究科）  
資料 10-(1)-8 理事長面談日程表  
資料 10-(1)-9 職員意向調書  
資料 10-(1)-10 事務職員の行動指針  
資料 10-(1)-11 求める職員像（常任役員会提出用）  
資料 10-(1)-12 学校法人福岡学園令和 3 年度消防計画書  
資料 10-(1)-13 学校法人福岡学園防火・防災管理規程  
資料 10-(1)-14 学校法人福岡学園危機管理規程  
資料 10-(1)-15 災害対策マニュアル  
資料 10-(1)-16 学校法人福岡学園公益通報に関する規程  
資料 10-(1)-17 学校法人福岡学園個人情報保護規程  
資料 10-(1)-18 令和 4 年度予算基本方針  
資料 10-(1)-19 学校法人福岡学園予算規則  
資料 10-(1)-20 令和 4 年度歯科大学講座等予算  
資料 10-(1)-21 予算編成のフローチャート  
資料 10-(1)-22 学校法人福岡学園経理規程  
資料 10-(1)-23 学校法人福岡学園経理規程施行規則  
資料 10-(1)-24 学校法人福岡学園組織規程  
資料 10-(1)-25 学校法人福岡学園事務分掌規程  
資料 10-(1)-26 学校法人福岡学園事務連絡会規則  
資料 10-(1)-27 学校法人福岡学園課長会規則  
資料 10-(1)-28 学校法人福岡学園就業規程  
資料 10-(1)-29 学校法人福岡学園人事考課規程  
資料 10-(1)-30 学校法人福岡学園給与規程  
資料 10-(1)-31 学校法人福岡学園事務局管理職員の任期等に関する規則  
資料 10-(1)-32 各種委員会名簿  
資料 10-(1)-33 令和 4 年度教職員研修計画  
資料 10-(1)-34 学校法人福岡学園資格取得支援規則  
資料 10-(1)-35 令和 4 年度事業計画（案）  
資料 10-(1)-36 令和 4 年 2 月 28 日持ち回り自己点検評価委員会  
資料 10-(1)-37 令和 4 年度公認会計士の監査計画  
資料 10-(1)-38 学校法人福岡学園監事監査規則  
資料 10-(1)-39 学校法人福岡学園監事報告会開催案内  
資料 10-(1)-40 学校法人福岡学園内部監査規則

## 10.2 現状説明（財務）

### 【点検評価項目】

- ①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では、第三次中期構想の財政面に関する基本構想において、「安定的な組織運営を継続するため、収入基盤の確立及び効率的な組織運営による財務構造の改善を図り、病院棟・教育棟・講堂等の施設の計画的な改新築によって、教育研究診療施設の充実を図り、学園・地域の安全を確保する。」とし、財務基盤強化のための目標を次のとおり定めている（資料1-7）。

- ・本学園が継続的に発展し、社会からの要請に的確に応えるため、第三次中期構想を踏まえた財務計画を策定する。（資金収支計画、事業活動収支計画）
- ・学生納付金を安定的に確保するとともに、外部資金（補助金・寄付金等）の獲得及び保有資産の運用による増収に努める。
- ・医科歯科総合病院、口腔医療センター、介護老人保健施設は収支改善に努め、早期に独立採算による安定した運営を目指す。
- ・効率的予算執行と業務合理化により経費の抑制を図る。

また、中期構想に示された構想内容を実現していくための経営的な裏付けとして、財政計画を明確にする必要があるため、第三次中期構想においては、病院改築など構想期間に予定されている事業及び2017年4月に開設した看護大学の推移を踏まえて資金収支・事業活動収支計画を策定した。

財務関係比率に関する指標等は設定していないが、2017～2021年度における学園全体の「貸借対照表関係比率」と「事業活動収支計算書関係比率」の経年推移は表10-1（財務関係比率）のとおりである。2021年度の各比率は貸借対照表関係比率では、特定資産構成比率は62.4%（全国平均23.8%）、純資産構成比率は85.0%（全国平均85.6%）、繰越収支差額構成比率は△1.4%（全国平均△19.6%）で推移し、良好な数値を示している。また、総負債比率は病院・記念講堂建設資金の一部を日本私立学校振興・共済事業団及び市中銀行から借り入れたことにより、15.0%（全国平均14.4%）となっている。事業活動収支計算書関係比率では、人件費比率は57.5%で前年度比4.1ポイント低下、教育研究経費比率は38.5%で前年度の新病院取得経費、旧病院解体撤去費等の減により、10.5ポイント低下した。学生生徒等納付金比率は42.8%、経営状況を示す経常収支差額比率は△2.8%で前年度の新病院取得経費、旧病院資産処分差額等の減により、14.4ポイント上昇したが、全国平均（5.0%）を下回っている。

※全国平均（2020年度）は、日本私立学校振興・共済事業団『令和3年度版今日の私学財政』より引用。

表 10-1 財務関係比率

(1) 貸借対照表関係比率

No.	比率名	算出方法	評価	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度 全国平均
1	特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	△	73.8%	68.5%	65.0%	63.9%	62.4%	23.8%
2	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$	△	95.9%	91.8%	87.0%	87.3%	85.0%	85.6%
3	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債+純資産}}$	△	△ 3.7%	△ 1.3%	△ 1.8%	0.3%	△ 1.4%	△ 19.6%
4	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	△	106.8%	171.1%	90.1%	117.1%	94.2%	249.7%
5	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	▼	4.1%	8.2%	13.0%	12.7%	15.0%	14.4%
6	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	△	130.8%	250.2%	149.1%	314.8%	289.8%	390.0%
7	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	△	99.9%	95.3%	90.4%	90.5%	88.4%	97.1%
8	積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	△	97.4%	100.2%	99.4%	102.2%	99.9%	72.0%

(注) 評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

(2) 事業活動収支計算書関係比率

No.	比率名	算出方法	評価	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度 全国平均
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	▼	57.5%	58.4%	62.4%	61.6%	57.5%	47.5%
2	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	△	29.7%	31.3%	31.0%	49.0%	38.5%	40.8%
3	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	△	7.5%	7.2%	1.4%	△22.4%	△2.1%	5.5%
4	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	～	44.6%	45.7%	46.2%	47.7%	42.8%	50.3%
5	経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$	△	7.3%	7.7%	5.9%	6.2%	6.1%	12.3%
6	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	△	41.6%	106.0%	6.8%	1.2%	12.8%	8.7%
7	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	△	7.7%	4.9%	0.9%	△17.2%	△2.8%	5.0%
8	教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$	△	△ 3.8%	△ 4.1%	△ 8.4%	△ 27.4%	△ 10.6%	3.6%

(注) 評価：△高い値が良い ▼低い値が良い ～どちらともいえない

## 【点検評価項目】

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的おそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

収入面では、補助金・寄付金等の外部資金の積極的な導入、医科歯科総合病院・口腔医療センターにおける医療収入の増収及び資産運用による増収など多様な財源の確保に努めている。一方、支出面では、人件費については、適正な人員配置、人事考課制度の活用及び人事計画に基づく予算措置を行い、その他の経常的な経費については、予算の効果的な執行、管理的な経費の縮減を図るとともに不要不急の支出は厳しく抑制している。

2021年度決算における大学部門の経常収入は、学生生徒等納付金24億4,800万円、経常費等補助金2億600万円、寄付金1億1,200万円など合計30億4,500万円となった。一方、経常支出は、人件費22億6,500万円、教育研究経費7億6,600万円、管理経費1億2,800万円など合計31億6,400万円となり、経常収支差額は1億1,900万円の支出超過となっている。

学園全体で見ると、経常収入は、学生生徒等納付金32億7,400万円、経常費等補助金4億6,600万円、医療収入24億2,600万円、受取利息・配当金5億5,600万円など合計76億4,700万円となった。一方、経常支出は、人件費43億9,600万円、教育研究経費29億4,600万円、管理経費4億9,700万円など合計78億6,200万円となり、経常収支差額は2億1,500万円の支出超過となっている（資料10-(2)-1）。

2021年度決算における学園の総資産は684億6,700万円となり、2017年度から5年間で65億8,800万円増加した。また、福岡歯科大学校舎建設資金として第2号基本金引当特定資産に80億円、減価償却引当特定資産に90億円など各種引当特定資産を積み立てており、学園の財務基盤の強化を図っている（資料10-(2)-2）。

また、教育研究の充実を促進し振興を図るため、第3号基本金引当資産として福岡歯科大学奨学基金、同学術振興基金、同教育研究基金及び福岡学園田中健藏基金を設置しており、2021年度末での保有額は、奨学基金18億5,300万円、学術振興基金17億4,000万円、教育研究基金200億円、田中健藏基金3,400万円で総額236億2,700万円となっている。これら第3号基本金による運用果実は、運用環境の悪化により減少傾向ではあるが2021年度では3億700万円となり、教育・研究遂行のための財源として活用されている（資料10-(2)-3）。

外部資金の導入については、教育研究の活性化及び財務基盤の強化を図るため、教職協働体制で積極的な取り組みを行ってきた。2017年度から2021年度における科学研究費補助金及びその他の外部資金の受入れ状況は、8～13種目に亘り96～122件で、受入れ総額は2億円から2億5,000万円で推移している（表10-2）。

科学研究費補助金については、2021年度の採択件数は77件、獲得額は1億2,700万円となった(表10-3)。2017年度以降、採択件数は72~81件で、獲得額は間接経費を含め1億3,000万円~1億7,000万円程度で推移している。科学研究費補助金の申請に関しては、専任教員は特別な理由がない限り、全員に対して申請を義務付けており、研究及び教育の補助的な役割を担う医員についても、学位取得者や希望者には応募資格を与え、研究意欲の向上を図っている。また、採択率向上、若手研究者の研究意欲の向上等を目的として、2018年度から恒常的に研究助成金を獲得している教員によるFD及びブラッシュアップを実施するなど、全学的な外部資金獲得マインドの向上を図っている。

受託研究費(共同研究含む)については、教員個人の対外的な活動や業績に頼らざるを得ない状況であるが、2021年度は4件で7,100万円を受入れた。

寄付金については、「特定公益増進法人」及び「税額控除対象法人」の証明を取得し、本学への寄付に対する税制上の優遇措置について、ホームページや広報誌等で周知するなど寄付金を受けやすい環境を整えている。また、2022年に創立50周年を迎えるにあたり、2018年7月から「学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立50周年記念事業」の募金活動を開始し、個人からの寄付については、寄付者の利便性を考慮し、郵便振替・銀行振込のほかクレジットカード決済も可能とし、企業等からの寄付については、「特定公益増進法人」に加え、新たに日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金制度」を導入し、受入体制の整備を行っている(資料10-(2)-4)。2021年度の寄付金は462件、9,800万円で、そのうち教員に対する企業等からの奨学寄付金は23件、1,300万円、創立50周年記念募金は427件、4,100万円であった(資料10-(2)-5)。

表 10-2 外部資金導入の推移

(金額単位:千円)

分類	年度	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	種 目	件数	金額								
科学研究費補助金	基盤研究(S)	0	0	1	27,690	1	28,340	0	0	0	0
	基盤研究(A)	1	14,690	1	13,520	1	14,430	1	20,410	1	12,480
	基盤研究(B)	2	12,870	3	17,290	3	16,900	4	17,940	2	10,530
	基盤研究(C)	38	56,030	38	54,730	38	51,805	37	54,730	39	52,585
	挑戦の萌芽研究	7	9,750	4	10,400	3	7,410	1	1,300	0	0
	若手研究(B)	17	24,700	21	32,370	20	30,550	30	46,800	28	41,600
	研究活動スタート支援	6	8,580	8	10,920	7	10,010	7	9,750	7	10,010
	特別研究員奨励費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新学術領域研究	1	3,900	1	3,900	1	3,770	1	3,770	0	0
	小 計	72	130,520	77	170,820	74	163,215	81	154,700	77	127,205
施設設備関係補助金	私立大学等研究設備整備費等補助金	1	9,119	0	0	0	0	0	0	1	8,103
	私立学校施設整備費補助金	0	0	0	0	1	23,921	0	0	0	0
	私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金	1	14,995	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	2	24,114	0	0	1	23,921	0	0	1	8,103
	大学教育再生加速プログラム	1	12,880	1	13,320	1	6,667	0	0	0	0
	戦略的研究基盤形成支援事業	1	8,917	1	12,950	0	0	0	0	0	0
	受託研究費	6	59,286	10	29,119	2	9,666	3	33,708	4	71,388
	奨学寄付金	14	19,192	33	25,757	20	9,327	17	11,036	23	12,979
	合 計		254,909		251,966		212,796		199,444		219,675
	( )内:施設設備関係補助金を除く金額		(230,795)		(251,966)		(188,875)		(199,444)		(211,572)
	受入れ総件数		96		122		98		101		105
	受入れ種目数		13		12		12		9		8

(注) 科学研究費補助金は間接経費を含む。

表 10-3 科学研究費補助金獲得額等の推移

(金額単位:千円)

種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	申請 件数	採択 件数	獲得額												
基盤研究(S)	0	0	0	1	1	27,690	1	1	28,340	0	0	0	0	0	0
基盤研究(A)	1	1	14,690	1	1	13,520	2	1	14,430	1	1	20,410	1	1	12,480
基盤研究(B)	13	2	12,870	8	3	17,290	10	3	16,900	10	4	17,940	8	2	10,530
基盤研究(C)	106	38	56,030	97	38	54,730	94	38	51,805	92	37	54,730	91	39	52,585
挑戦的 開拓研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
挑戦的 萌芽研究	16	7	9,750	10	4	10,400	11	3	7,410	9	1	1,300	6	0	0
若手研究(A)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若手研究(B)	49	17	24,700	47	21	32,370	50	20	30,550	58	30	46,800	57	28	41,600
研究活動 スタート支援	16	6	8,580	21	8	10,920	19	7	10,010	15	7	9,750	19	7	10,010
新学術領域 研究	2	1	3,900	2	1	3,900	3	1	3,770	2	1	3,770	0	0	0
合計	204	72	130,520	187	77	170,820	190	74	163,215	187	81	154,700	183	77	127,205
研究者総数	160			166			164			170			165		
申請率(%)	127.5			112.7			115.9			110.0			110.9		
採択率(%)	35.3			41.2			38.9			43.3			42.1		
研究者1人当 たりの獲得額	816			1,029			995			910			771		

(注1) 申請率=申請件数/研究者総数 採択率=採択件数/申請件数

(注2) 科学研究費補助金は間接経費を含む。

資金運用については、「資金運用規程」に基づき、安全性を最優先としたうえで、有利な運用を行っている(資料 10-(2)-6)。2021 年度の受取利息・配当金収入は 5 億 5,600 万円で現下の金利水準の影響等により前年度比 3,500 万円の減となったが、学生生徒等納付金収入、医療収入に次ぐ重要な財源となっている。2021 年度決算における特定資産等の運用可能資産は 436 億円で 2017 年度から 40 億円減少し、平均運用利回りは 1.69% から 1.28% に下降している(資料 10-(2)-7)。

## (2) 長所・特色

本学の教育活動収支差額は 2018 年度決算まで収入超過で推移していたが、2019 年度決算では 2 億 6,900 万円、2020 年度決算では 1 億 5,500 万円、2021 年度決算では 1 億 1,900 万円の支出超過となった。主な要因は、学生生徒等納付金が入学定員未充足等に伴う在籍学生数の減により減収、補助金が私立大学等経常費補助金の定員未充足学部等に対する減額措置等により減収となったためである。一方、教育活動外収入である福岡

歯科大学奨学基金、同教育研究基金等の第3号基本金引当特定資産運用収入は、2019年度は3億2,300万円、2020年度は3億1,600万円、2021年度は3億700万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立は維持している。

### (3) 問題点

学生確保については、受験生の経済的負担を軽減する新たな取り組みとして、2020年度入試から、一般選抜A日程及び一般選抜B日程の成績上位者で入学希望者（合格した場合入学を確約できる者）を対象に、入学金50万円、毎年度授業料100万円の6年総額650万円を免除する「専願特待生制度」を導入した。また、入試委員会を中心に交通広告やSNS等を活用した広報活動の強化及び予備校の複数回訪問等を行ったが、2020年度入試では出願者218名（対前年度比20名減）、入学者88名（対前年度比3名増）、2021年度入試では出願者153名（対前年度比65名減）、入学者71名（対前年度比17名減）、2022年度入試では出願者140名（対前年度比13名減）、入学者67名（対前年度比4名減）となり、入学定員96名を確保することが出来ず、大幅な減収となっている。

### (4) 全体のまとめ

学園の事業活動収支差額は2019年度決算まで収入超過で推移していたが、2020年度決算では新型コロナウイルス感染症の影響による医療収入の減、新病院取得に係る経費の増、旧病院の資産処分差額等により16億3,200万円の支出超過、2021年度決算では1億6,000万円の支出超過となった。このほか、2021年度決算における学園の総資産は684億6,700万円で、このうち、第2号基本金引当特定資産に80億円、第3号基本金引当特定資産に236億2,700万円、減価償却引当特定資産に90億円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率62.4%、積立率99.9%で良好な財務基盤を維持している。

今後、福岡歯科大学校舎（本館・研究棟）、アニマルセンター、体育館等の老朽化に伴う新キャンパス整備計画に向けて、更なる財政基盤の強化を図る必要がある。

資料 10-(2)-1 令和3年度決算書

資料 10-(2)-2 令和3年度決算書(貸借対照表)

資料 10-(2)-3 令和3年度決算書(第3号基本金の組入れに係る計画集計表)

資料 10-(2)-4 ホームページ(寄付金募集)

資料 10-(2)-5 令和3年度寄付受入れ状況

資料 10-(2)-6 学校法人福岡学園資産運用規程

資料 10-(2)-7 受取利息・配当金収入（特定資産等）の推移

